第５次常滑市総合計画

平成 28～36 年度

（2016～2024 年度）

“感動を 次代につなぎ 世界に開くまち とこなめ”

～焼き物・海・空を生かして～

平成 28 年３月

常　滑　市

ごあいさつ

私たちのまち常滑市は、温暖な気候と豊富な農産物、温かな人柄の人々に包まれた住みやすいまちです。また、古くから常滑焼の産地として知られ、やきもの散歩道や春の山車まつり、伊勢湾の雄大な景色、様々な産業など地域資源にも恵まれています。

平成 17 年２月に中部国際空港“セントレア”が開港し、10 年が経過しました。この間、交通は便利になり、人口増加、市民病院の新築移転、大規模商業施設等の企業立地、雇用機会の創出、交流人口の増加など、まちは大きく変わってきました。これからは、この良き流れをさらに加速させ、“地域産業と空港の発展をまちの活力と市民生活の豊かさに生かしていく”ことが重要になります。

この「第５次常滑市総合計画」は、市民の皆様からなる“まちづくり会議”や中学生の代表者による“中学生まちづくり会議”の開催、各種団体ヒアリング、市民アンケートなど、多くの皆様からご意見・ご提案をいただきながら策定いたしました。また、計画の策定中にまち・ひと・しごと創生法が施行され、全国一斉にまち・ひと・しごと創生への取組が始まり、本市におきましても、本計画と並行して「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年２月に策定いたしたところでございます。２つの計画の策定に当たり、市議会始め市民の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、将来の都市像は「感動を　次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ　～焼き物・海・空を生かして～」でございます。「人・文化・自然」を守り育てながら、まちへの愛着や誇りを育み、次代につなぎ、まちの魅力の創造により生まれる“感動”を全国・世界に発信することにより、地域経済を活性化し、企業立地や人口増加を促進していくこととしています。

“明るく元気なまち”、“誇りを持てるまち”の実現を目指し、市民の皆様に「常滑一番。」と実感していただけるよう無私の精神で取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年３月

常滑市長　片岡　憲彦

目　　次

第１部　序論 ・・・・・・・・・・ 1
第１章　計画の策定に当たって ・・・・・・・・・・ 1
１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・ 1
２　計画策定に当たっての基本的な考え方 ・・・・・・・・・・ 1
第２章　計画の構成と期間 ・・・・・・・・・・ 2
第３章　人口及び財政の見通し ・・・・・・・・・・ 3
１　人口の見通し ・・・・・・・・・・ 3
２　財政の見通し(一般会計) ・・・・・・・・・・ 5
第４章　本市を取り巻く潮流 ・・・・・・・・・・ 6
１　少子高齢化の進行と人口減少社会の到来 ・・・・・・・・・・ 6
２　自然災害に対する安心・安全意識の高まり ・・・・・・・・・・ 6
３　市民参加・協働の重要性の高まり ・・・・・・・・・・ 6
４　環境問題の深刻化による環境保全意識の高まり ・・・・・・・・・・ 6
５　経済・雇用環境の変化 ・・・・・・・・・・ 7
６　国、県等の取組 ・・・・・・・・・・ 7
７　公共施設の老朽化対策 ・・・・・・・・・・ 7
第５章　空港開港後の常滑市の変化 ・・・・・・・・・・ 8
第６章　まちづくりに関する市民等の意見 ・・・・・・・・・・ 9
１　アンケート結果 ・・・・・・・・・・ 9
２　まちづくり会議等の意見 ・・・・・・・・・・ 12
第７章　まちづくりに関する意見等のまとめ ・・・・・・・・・・ 14

第２部　基本構想 ・・・・・・・・・・ 16
第１章　将来の都市像と基本理念 ・・・・・・・・・・ 16
１　将来の都市像 ・・・・・・・・・・ 16
２　基本理念 ・・・・・・・・・・ 18
第２章　将来人口 ・・・・・・・・・・ 18
第３章　土地利用構想 ・・・・・・・・・・ 19
１　ゾーン別の土地利用 ・・・・・・・・・・ 19
２　土地利用検討地区 ・・・・・・・・・・ 20
３　都市拠点地区 ・・・・・・・・・・ 20
４　交通ネットワーク ・・・・・・・・・・ 20
第４章　施策の大綱(まちづくりの基本目標) ・・・・・・・・・・ 22
第５章　基本構想の実現のために ・・・・・・・・・・ 23

「第5次常滑市総合計画」と「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係について ・・・・・・・・・・ 25

第３部　前期基本計画 ・・・・・・・・・・ 27
第１章　計画の概要 ・・・・・・・・・・ 27
１　計画の役割 ・・・・・・・・・・ 27
２　計画の期間 ・・・・・・・・・・ 27
３　計画の対象 ・・・・・・・・・・ 27
４　計画の体系 ・・・・・・・・・・ 28
第２章　重点プロジェクト ・・・・・・・・・・ 29
第３章　前期基本計画における行財政改革 ・・・・・・・・・・ 34
１　これまでの行財政改革の取組経過 ・・・・・・・・・・ 34
２　再生プランの成果と課題 ・・・・・・・・・・ 34
３　前期基本計画における行財政改革の位置付け ・・・・・・・・・・ 37
４　目標と目標達成に向けた具体的方策 ・・・・・・・・・・ 37
第４章　部門別計画 ・・・・・・・・・・ 42
第１節　人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり ・・・・・・・・・・ 42
Ⅰ－１　健康・医療 ・・・・・・・・・・ 42
Ⅰ－２　子ども・子育て ・・・・・・・・・・ 45
Ⅰ－３　福祉 ・・・・・・・・・・ 49
Ⅰ－４　教育・文化 ・・・・・・・・・・ 53
第２節　安心・安全で環境にやさしいまちづくり ・・・・・・・・・・ 57
Ⅱ－１　防災・地域安全 ・・・・・・・・・・ 57
Ⅱ－２　環境保全・衛生 ・・・・・・・・・・ 62
第３節　快適で住みやすいまちづくり ・・・・・・・・・・ 66
Ⅲ－１　都市環境 ・・・・・・・・・・ 66
Ⅲ－２　都市基盤 ・・・・・・・・・・ 69
第４節　活力とにぎわいのあるまちづくり ・・・・・・・・・・ 74
Ⅳ－１　産業振興 ・・・・・・・・・・ 74
Ⅳ－２　空港・中部臨空都市 ・・・・・・・・・・ 81
Ⅳ－３　シティプロモーション ・・・・・・・・・・ 84
第５節　ともに創るまちづくり ・・・・・・・・・・ 86
Ⅴ－１　参画・協働 ・・・・・・・・・・ 86
Ⅴ－２　行財政運営 ・・・・・・・・・・ 90
Ⅴ－３　広域行政 ・・・・・・・・・・ 95
第５章　財政計画 ・・・・・・・・・・ 96
第６章　計画の進行管理 ・・・・・・・・・・ 98
資料編 ・・・・・・・・・・ 99

◎文中の※印が付いている用語については、資料編の「用語解説」をご覧ください。

第１部　序論

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年度から 27 年度までを計画期間とした「第４次常滑市総合計画」を策定し、将来の都市像を「世界に開かれた生活文化都市」と定め、平成 17 年２月に開港した中部国際空港の影響を生かしたまちづくりを推進してきました。

この間、世界的な金融・経済危機に伴う日本経済の低迷、国の政権交代による政策の変化、少子高齢化や人口減少の進行、環境問題の深刻化、東日本大震災等の発生による自然災害への不安の高まりなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、本市は、長引く景気の低迷や行政需要の増大などにより危機的な財政状況となってきたことから、平成23年２月に策定した「常滑市行財政再生プラン2011」（以下「再生プラン」という。）に基づき、安定した財政運営の基礎づくりに取り組んできました。

こうした状況を踏まえ、今後のまちづくりの指針とするために、新たな総合計画として、「第５次常滑市総合計画」を策定しました。

２　計画策定に当たっての基本的な考え方

（１）本市を取り巻く潮流の変化・市民ニーズに対応した計画づくり

急激に変化する社会経済情勢、少子高齢化や人口減少の進行など、本市を取り巻く潮流の変化や市民ニーズをとらえ、施策に反映した計画とします。

（２）常滑市の魅力を生かした計画づくり

本市の自然・歴史文化・地場産業などの地域資源や中部国際空港・中部臨空都市を生かし、常滑市らしいまちの実現を図る計画とします。

（３）人口及び財政見通しを考慮した計画づくり

平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえつつ、今後の人口及び財政見通しを十分に考慮し、国、県や他の個別計画との整合性を図りながら、実効性のある計画とします。

（４）分かりやすい計画づくり

重点目標及び目指すまちの姿を明確にし、また、具体的な施策を示すなど、分かりやすい計画とします。

第２章　計画の構成と期間

計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実行計画」の三層構造とします。

計画期間は、中長期的な観点に立って策定する本計画と選挙における市長のマニフェストとの連動を考慮し、市長の任期を踏まえたものとします。

基本構想

中長期的な観点から、本市が目指すべき将来の都市像を明らかにするとともに、将来の都市像を実現するための基本的な方向を示すものです。

【計画期間】平成 28 年度～36 年度　９年間

基本計画

基本構想の方向付けを受けて、将来の都市像を実現するための、分野ごとの現況と課題や主要施策について具体的に示すものです。

【計画期間】前期：平成 28 年度～32 年度　５年間
後期：平成 33 年度～36 年度　４年間

実行計画

基本計画に位置付けた主要施策について、財政状況などを考慮して年度ごとの事業内容及び事業費等を示すものです。

【計画期間】前期：平成 28 年度～32 年度　５年間
後期：平成 33 年度～36 年度　４年間

【計画構成のイメージ】

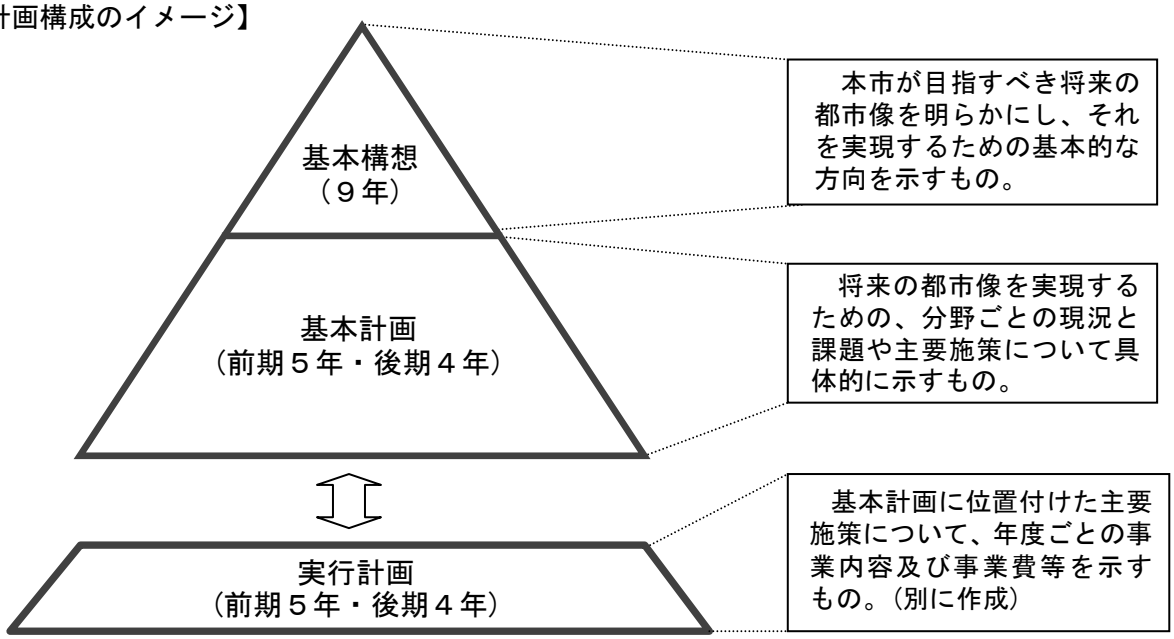

【計画期間等のイメージ】

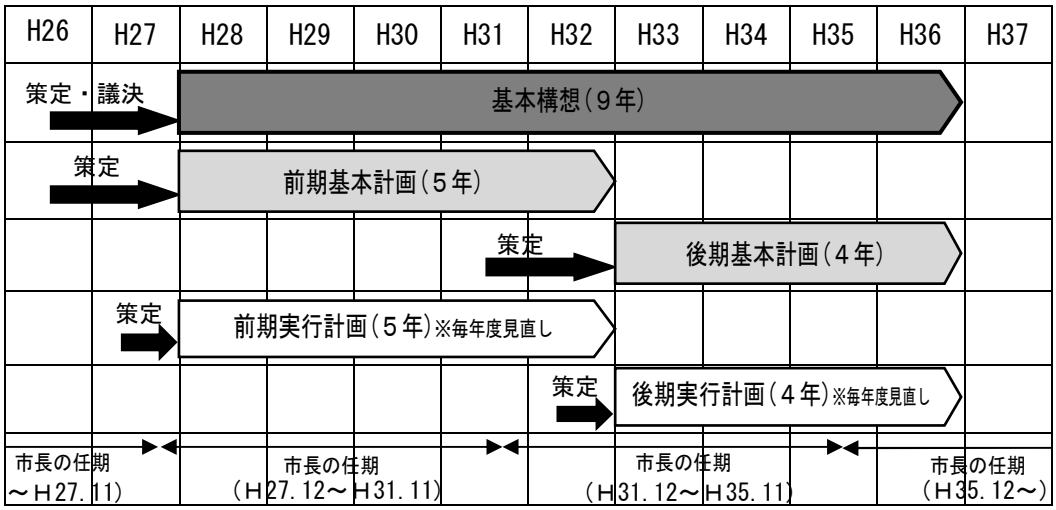

第３章　人口及び財政の見通し

１　人口の見通し

平成 27 年３月 31 日現在、本市の人口は 57,830 人です。中部国際空港の開港以降、集合住宅や土地区画整理事業地区などへの空港関連従業員等の流入により増加を続けてきました。

しかしながら、いずれは空港関連従業員等の社会増が収束し、また、高齢化の進行に伴う自然減、親となる世代の減少に伴う出生数減などにより、人口は減少の局面を迎えることが予測されます。（下図の「ケース１」）

人口減少は全国的な流れであり、今後、長期にわたって減少が続くものと予測されており、国においては、その流れに歯止めをかけるための対策に取り組むこととしています。（「第４章１　少子高齢化の進行と人口減少社会の到来」参照）

市としても、平成28年２月に「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定の上、本計画と整合を図りながら各種施策・事業を推進し、少子化に歯止めをかけるとともに人口の緩やかな増加を図ることとしています。（下図の「ケース２」：平成37(2025)年には６万人程度）

【人口推計結果（市全体の人口推移）】

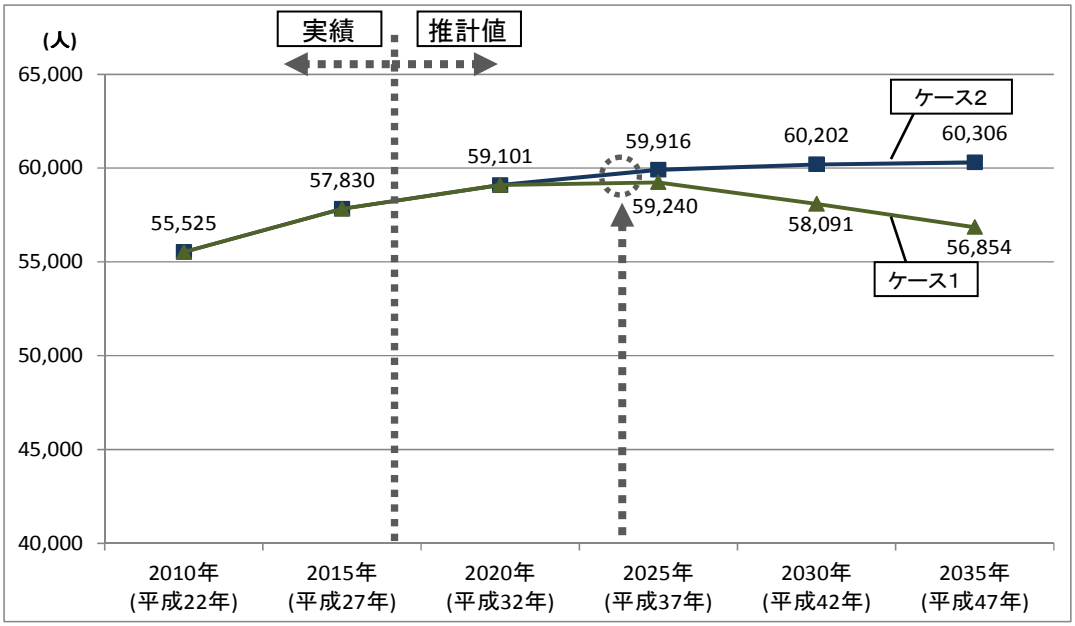

【人口ピラミッドの推移】

〈平成 27(2015)年(実績)〉

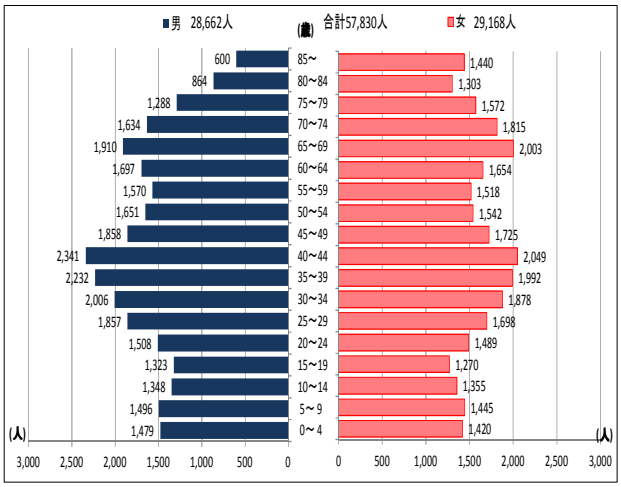

〈平成 37(2025)年(推計値)〉

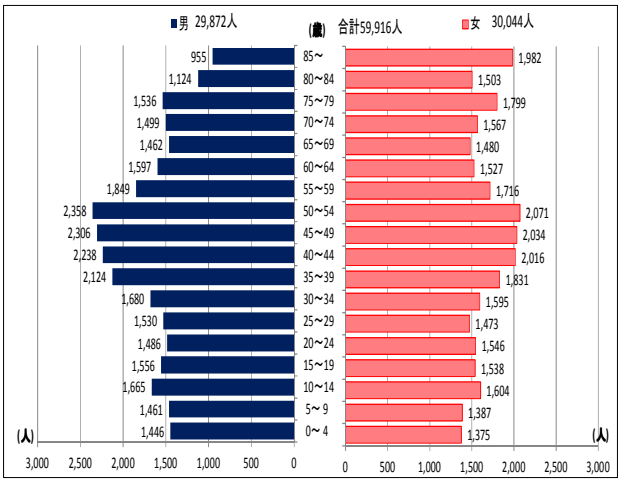

【年齢構成３区分別の構成比の推移】

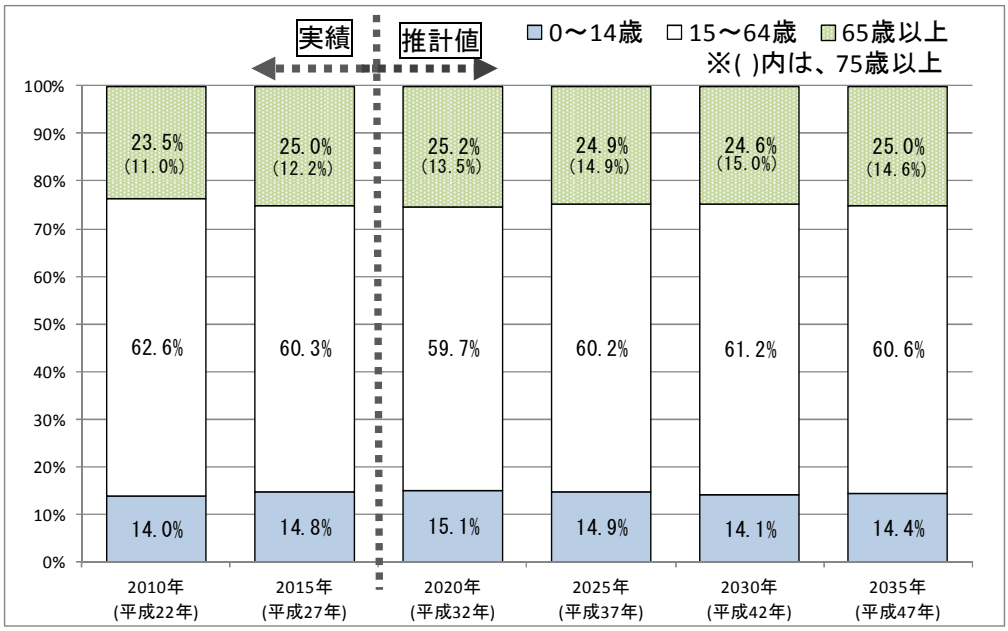

【中学校区別の人口推移】

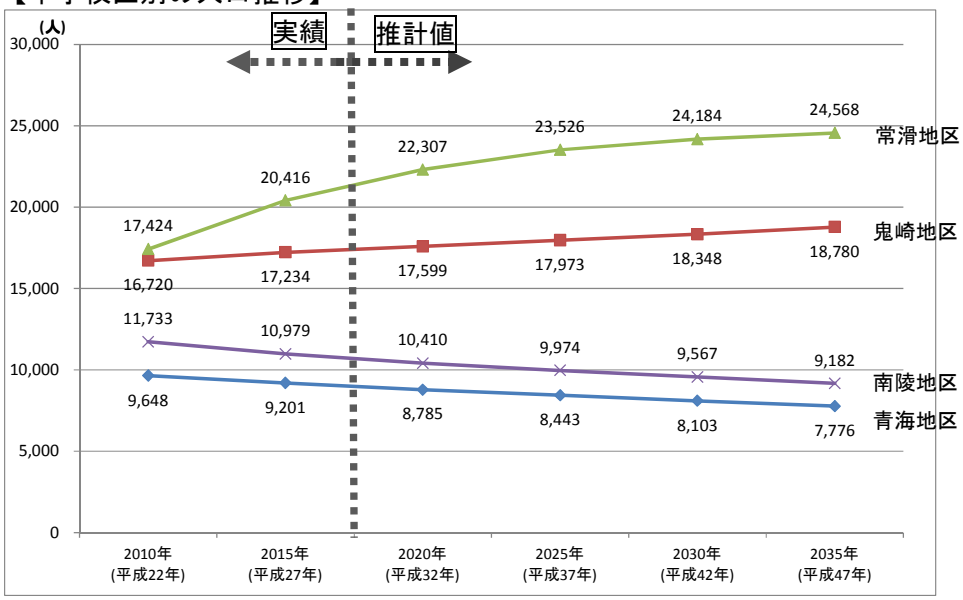

2　財政の見通し（一般会計）　（注）平成 27 年２月時点

本市では、平成23年度から27年度を計画期間とした「再生プラン」に基づき、安定した財政運営の基礎づくりに取り組んできました。

しかしながら、景気の動向は依然として先行き不透明であり、また、高齢化の進行に伴う社会保障負担の増大や公共施設の老朽化対策などにより、引き続き厳しい財政状況が想定されます。

本計画の策定に当たり、平成27年２月に、一般会計における財政見通しとして、行財政改革の推進状況や義務的経費の増加見込みなどを踏まえて機械的に試算を行いました。

・歳入：基本構想の期間（９年間）にあっては、人口が増加する見込みであること及び中部臨空都市への企業立地が期待されることなどから、これまでとほぼ同規模の市税収入を確保できると見込んでいます。

・歳出：義務的・消費的経費が引き続き高水準で推移していくことから、今後の新たな施策を盛り込まない場合においても、前期の５年間については歳入を上回ることが想定されます。そうしたことから、財政調整基金※の取り崩しによる措置のほか、これまで同様に歳出の抑制と歳入の確保を基本とする改革・改善に取り組む必要があります。

なお、後期については、若干歳出が減るものと見込んでいます。

【計画期間における財政見通し（一般会計）】（平成 27 年２月試算）

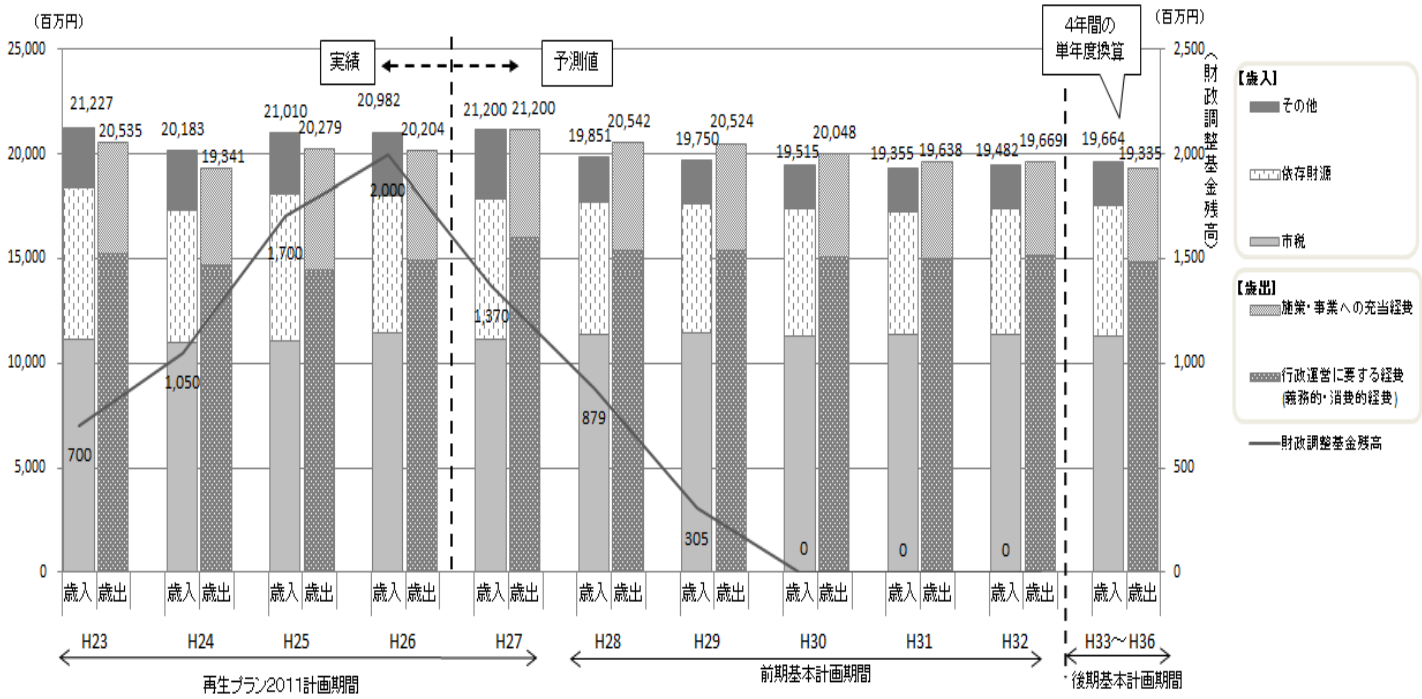

平成 27 年２月時点の収支見込
※平成 27 年度は当初予算

資料：総務課

第４章　本市を取り巻く潮流

１　少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成17年から減少局面に入ったとされており、少子高齢化の進行も相まって、今後、長期にわたって減少が続くものと予測されています。また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる2025年問題も指摘されています。少子高齢化や人口減少の進行は、労働力人口の減少に伴う産業生産力の低下、医療・介護負担の増加に伴う社会保障制度への影響など、地域社会に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

国においては、人口急減・超高齢化への流れを変え、2060 年に１億人程度の安定した人口構造の保持を目指して対策に取り組むこととしており、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方公共団体に対して、国のビジョン等を勘案した地方自治体ごとの地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定し、実行するよう要請がありました。

２　自然災害に対する安心・安全意識の高まり

平成 23 年３月に発生した東日本大震災は、自然の猛威を痛感させました。また、近年、大雨や地震による災害が増加しており、被害が甚大化する傾向が見られます。

本地域は、南海トラフ地震とそれに伴う津波の発生が懸念されており、また、大規模な人的・建物被害が想定されています。こうした自然災害に不安を感じる人々が増え、安心・安全なまちづくりに対する意識が高まっています。

３　市民参加・協働の重要性の高まり

社会が成熟するにつれて、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、また、家族や世帯の在り方の変化、人と人とのつながりの希薄化が表面化してきています。

一方で、地域住民による自発的なボランティア活動や社会貢献活動の実施、行政の活動への参加及び市民と行政との協働による活動の重要性が高まっています。また、防災・減災対策として、市民一人一人が自分や家族の命を守る「自助」、地域において助け合いで守る「共助」、行政が担う「公助」といった、市民、地域コミュニティ、行政が、それぞれの役割を認識し、互いに支え合い、補完し合う重要性が認識されつつあります。

４　環境問題の深刻化による環境保全意識の高まり

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムは、排ガス等による大気汚染といった身近な問題や、温室効果ガスの増加による地球温暖化、異常気象の増加など地球規模の問題につながっていると考えられており、問題は深刻化しています。

市民・事業者を含めた地域社会においては、これまでの社会経済システムや意識を変え、省エネルギーや再生可能エネルギー※の導入などによる環境に配慮した経済活動への転換、持続可能な社会の実現に向けた意識が高まっています。

5　経済・雇用環境の変化

平成20年秋以降、100年に一度とも言われる世界同時不況により、世界経済は一気に収縮しました。景気は緩やかに持ち直しつつありますが、雇用情勢や中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、日本経済の先行きに対する不透明感、高齢化の進行に伴う年金・保険問題などへの不安感は強くなっています。

6　国、県等の取組

国レベルでは、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催（平成 32（2020）年）、リニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業（平成 39（2027）年度）や平成 32（2020）年に訪日外国人旅行者数 2,000 万人、その先における 3,000 万人の目標達成に向けた取組が推進されています。

愛知県においては、中部国際空港の二本目滑走路整備を始めとする機能強化（完全 24 時間化）や伊勢湾岸自動車道と直結する（都）西知多道路の早期整備に向けた取組が進められています。また、中部臨空都市への大規模展示場の整備や物流機能・商業施設等の誘致、中部圏へ外国人観光客を誘致する「昇龍道プロジェクト※」なども推進されています。

7　公共施設の老朽化対策

全国的に公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は厳しく、また、人口減少等により、今後、公共施設等の利用需要が変化していくと言われています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国、自治体、民間の全インフラを対象とした戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。また、平成 26 年４月には、国から地方公共団体に対して公共施設等の総合的な管理推進に係る計画策定に取り組むよう要請がありました。

【常滑市を取り巻く社会情勢の変化】

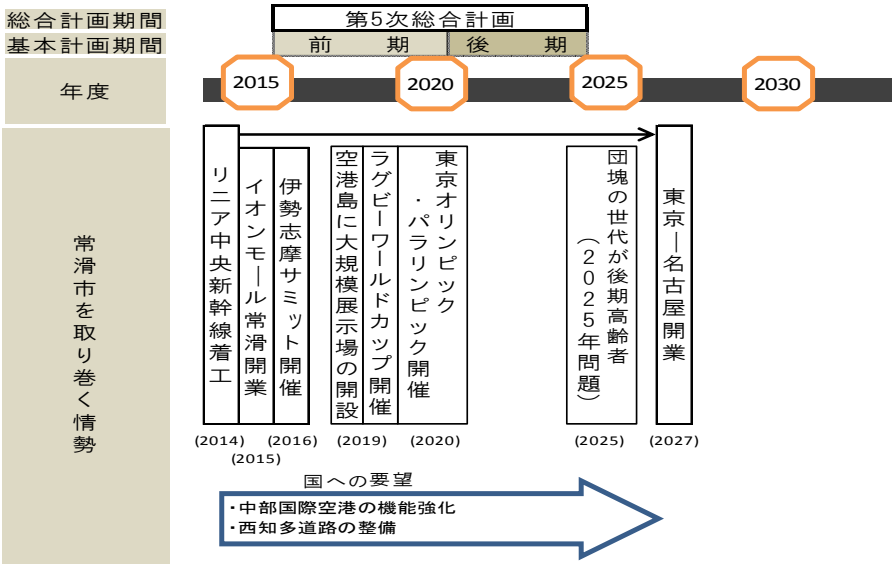

第５章　空港開港後の常滑市の変化

☆良好な環境の宅地が整備されました。

「土地区画整理事業等の整備」により、良好な環境の宅地供給が進みました。

※①～⑤：土地区画整理事業地区

☆商業施設等が立地し、買い物等が便利になりました。

中部臨空都市や幹線道路沿いに、商業施設や飲食店などが立地したことにより、買い物等が便利になりました。

☆人口が増加しました。

空港開港後、集合住宅や土地区画整理事業地区などへの空港関連従業員等の転入により増加を続けてきました。

イオンモール常滑

北汐見坂

市民病院

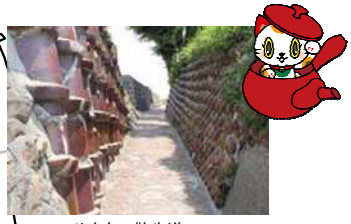

やきもの散歩道

中部国際空港

中部臨空都市

〈主な立地企業等〉

⑥めんたいパークとこなめ(平成24年12月)

⑦コストコホールセール中部空港倉庫店(平成25年8月)

⑧NTPマリーナりんくう(平成25年4月)

⑨イオンモール常滑(平成27年12月)

⑩消防本部(署)庁舎(平成24年4月)

⑪市民病院(平成27年5月)

中部国際空港

(平成17年２月開港)

①北汐見坂

②虹の丘

③飛香台

④かじま台

⑤朝陽ヶ丘

●セラモール

●やきもの散歩道

●とこなめ陶の森

●INAXライブミュージアム

●盛田味の館

☆働く場が増加しました。

空港の開港及び中部臨空都市等への企業立地により、働く場が増加しました。

☆交通基盤整備が進み、利便性が向上しました。

鉄道、道路といった空港アクセス等の整備が進み、交通利便性が向上しました。

第６章　まちづくりに関する市民等の意見

１　アンケート結果

（1）市民アンケート

平成 26 年８月に、市内に居住する 18 歳以上の男女 2,000 人(無作為抽出)を対象にアンケートを実施しました。その結果、有効回収数(率)は、812(40.6%)となりました。

(注)各グラフ中の「N」は、回答者数を示しています。

①今後の定住意向

今後も常滑市に住み続けたいかについては、「ずっと住み続けたい」が 36.5%で最も多く、「どちらかといえば住み続けたい」とあわせると 7 割近くになっています。

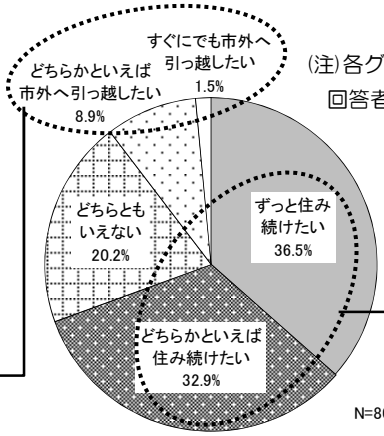

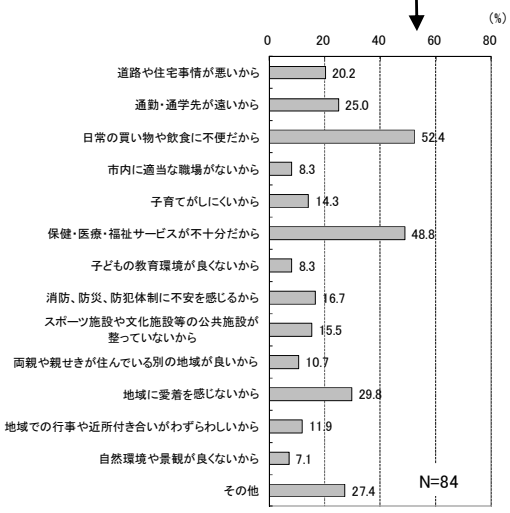

引っ越したいと思う理由については、「日常の買い物や飲食に不便だから」が 52.4%で最も多く、次いで「保健・医療・福祉サービスが不十分だから」(48.8%) の順になっています。

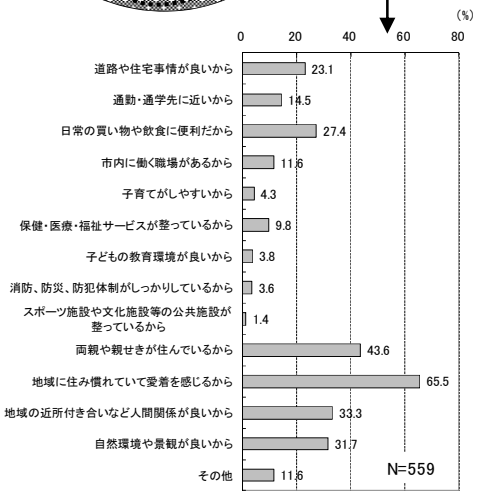

今後も住み続けたい理由については、「地域に住み慣れていて愛着を感じるから」が 65.5%で最も多く、次いで「両親や親せきが住んでいるから」(43.6%) の順になっています。

②今後のまちづくりで重要なこと

①「保健・医療・福祉の充実」(67.5%)
②「安全・安心なまちづくり」(44.5%)
③「産業の振興と消費生活の充実」(28.8%)
の順となっています。

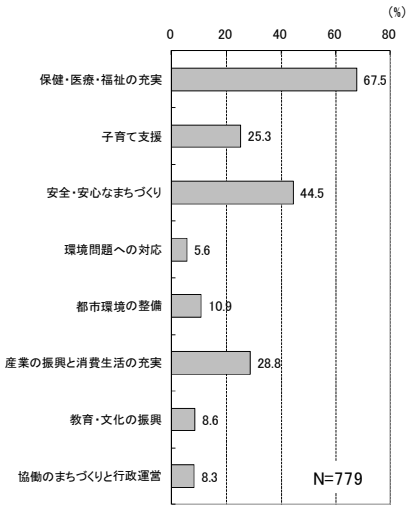

③項目別の不満度、重要度、必要度について

【不満度、重要度、必要度一覧】

設問分野		設問項目	不満度(A)	重要度(B)	必要度(A×B)
保健・医療・福祉の充実 (注2)P11散布図では☆で表示	1	予防医療(各種健康診断)の充実	2.7	4.5	12.2
	2	市民の健康づくり活動の推進	2.9	4.1	11.9
	3	保健センター・市民病院・医療機関などの充実	3.3	4.6	15.0
	4	地域で支え合う福祉の充実	3.1	4.2	13.1
	5	高齢者の生きがいづくり(働く機会、ボランティア活動、趣味)の推進	3.0	4.2	12.5
	6	介護施設・サービスの充実	3.1	4.4	13.9
	7	障がい者(児)の雇用拡大、在宅福祉サービス等の充実	3.1	4.3	13.6
子育て支援 (注2)P11散布図では★で表示	8	保育施設・サービスや学童保育の充実など、働きながら子育てができる環境づくり	3.2	4.5	14.5
	9	子育てに関する情報提供や相談体制の充実	3.1	4.3	13.2
	10	妊娠・出産・育児支援や保健指導など、母子保健サービスの充実	3.0	4.4	13.5
	11	子どもの医療費負担の軽減など、子育て・母子・父子家庭の経済的支援の充実	3.4	4.4	14.8
	12	子どもを犯罪、交通事故から守ることができる環境の整備	3.2	4.6	14.7
安全・安心なまちづくり (注2)P11散布図では◇で表示	13	堤防、橋りょうなどの改修による防災・減災対策の推進	3.2	4.5	14.1
	14	住宅の耐震化の支援	3.3	4.3	14.1
	15	消防・救急体制の充実	2.6	4.5	11.7
	16	自主防災組織の育成、防災意識の啓発、防犯・防災活動ボランティア・NPOなどの支援	3.0	4.2	12.5
	17	災害発生時の危機管理・防災体制の強化	3.2	4.5	14.3
	18	犯罪のないまちづくりと交通安全の推進	3.0	4.5	13.5
環境問題への対応 (注2)P11散布図では◆で表示	19	家庭ごみの有料化、リサイクル活動などによるごみ減量化の推進	2.8	4.2	11.6
	20	太陽光発電施設の誘致など、新エネルギーの有効活用	3.1	3.9	12.2
	21	公害(騒音、振動等)対策の推進	3.1	4.1	12.5
	22	下水道の整備による水質汚濁の防止	3.0	4.3	13.0
	23	小中学校などにおける環境教育・自然保護思想の普及・啓発	3.0	4.1	12.4
	24	自転車や公共交通機関など環境にやさしい交通の利用促進	3.4	4.1	13.8
	25	自然環境の保全、生態系の保全	3.1	4.1	13.0
都市環境の整備 (注2)P11散布図では□で表示	26	公園緑地・水辺空間など自然豊かなまちづくりの推進	3.2	4.0	12.9
	27	良好なまちなみ・景観の形成	3.1	3.9	12.2
	28	水道水の安定供給	2.0	4.4	9.0
	29	公共下水道の整備	2.9	4.3	12.6
	30	優良な住宅・宅地の整備促進	2.8	3.8	10.9
	31	公共施設等のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりの推進	3.1	4.2	13.3
	32	幹線道路・生活道路の整備	3.0	4.2	12.7
	33	利用しやすい公共交通(バス等)の確保	3.9	4.3	16.5
産業の振興と消費生活の充実 (注2)P11散布図では■で表示	34	担い手農家の育成、販路開拓などによる農業の振興	3.4	4.0	13.7
	35	漁港の整備、販路開拓などによる漁業の振興	3.2	3.8	12.1
	36	地場産業(常滑焼、醸造業等)の振興	3.2	4.0	13.1
	37	企業誘致の推進	3.5	4.2	15.0
	38	雇用機会の創出、働く場の紹介	3.6	4.3	15.3
	39	観光施設の充実及び情報発信による観光客の誘致	3.3	4.1	13.3
	40	全国的なイベントや映画のロケ等の誘致	3.1	3.5	11.0
	41	日常的な買い物(食品等)ができる商業施設の立地促進	3.0	4.1	12.6
	42	飲食店、ホテルなどの立地促進	3.2	3.8	11.9
	43	消費生活に関する情報提供・相談体制の充実	3.3	3.8	12.4
教育・文化の振興 (注2)P11散布図では○で表示	44	小中学校における教育環境の充実	3.0	4.4	13.3
	45	小中学校施設の老朽化対策の推進	3.5	4.5	15.6
	46	青少年の健全育成	3.2	4.2	13.5
	47	サークル活動等による生涯学習の充実	3.0	3.8	11.5
	48	図書館の充実	3.5	4.1	14.1
	49	スポーツの振興	3.1	3.8	11.8
	50	芸術・伝統文化の継承・振興、文化財の保護	3.0	4.0	12.0
	51	国際交流・都市間交流の推進	3.0	3.8	11.2
協働のまちづくりと行政運営 (注2)P11散布図では●で表示	52	市民と行政との協働によるまちづくりの推進	3.2	4.0	13.0
	53	ボランティア・NPOなどの育成・活動支援	3.1	3.8	11.6
	54	隣り近所との日常的な付き合いの充実	2.7	3.9	10.7
	55	町内会活動の活発化	2.9	3.7	10.5
	56	男女が等しく働く社会の推進	3.1	3.9	12.2
	57	健全な行財政運営の推進	3.4	4.3	14.9
	58	市広報を始め、市ホームページやSNSなどの情報通信を活用した広報・情報提供	2.8	3.9	11.0
	59	個人情報保護と情報公開の推進	3.0	4.0	12.1
	60	近隣市町との広域的な連携	3.1	4.0	12.7
平均値			3.11	4.14	12.90

重要度の高い項目が多い分野

必要度が高い項目

不満度・必要度が高い項目

(注3)網掛けか所
- 不満度：3.5点以上
- 重要度：4.5点以上
- 必要度：15.0点以上

※白抜きは最高点

(注1)「必要度」の計算に当たって使用した「不満度」と「重要度」の数値は、表中では表示していない少数点第2位以下を含んでいるため、「不満度×重要度」の数値が「必要度」の数値と合わない場合があります。

(注2)P11の散布図中における表示を示しています。

【不満度、重要度の散布図】

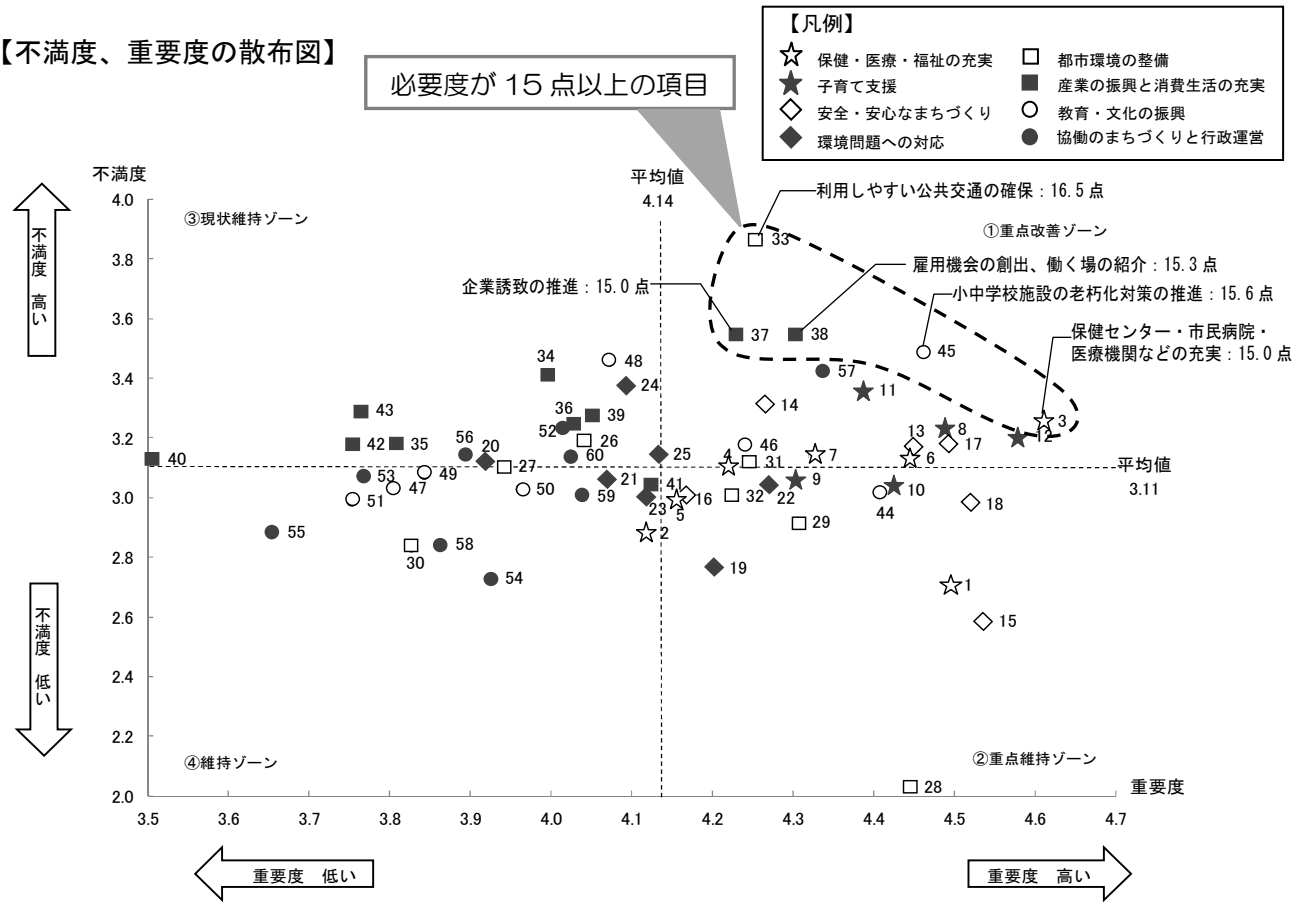

(散布図の見方)

不満度と重要度の平均値を基準として４つのゾーンに分け、以下のような性格を持つ領域として位置付けることとします。

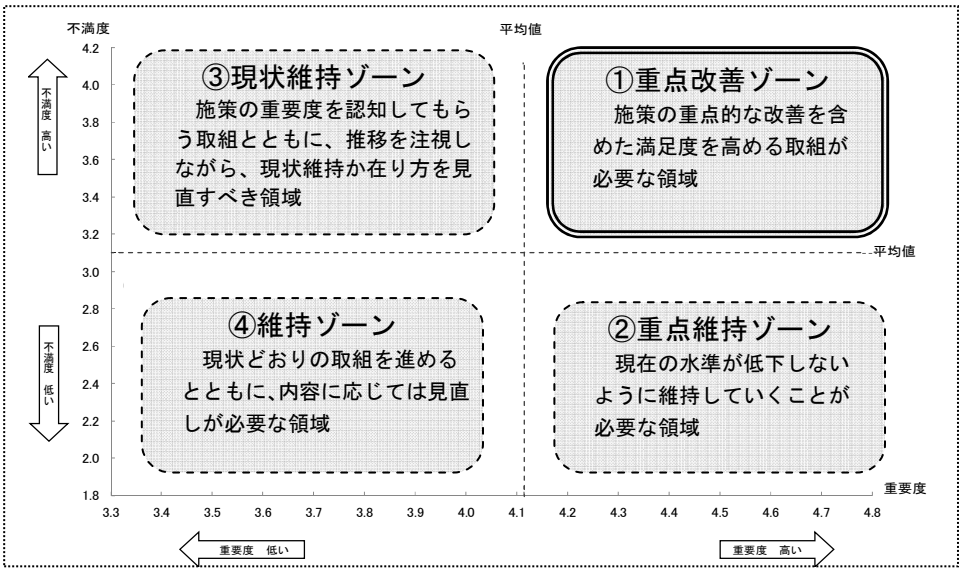

(2)ウェブサイトにおけるアンケート

市外の人が持つ本市の印象や特徴を調査するために、中日新聞社のウェブサイト「中日新聞プラス」において、平成 26 年 10･11 月にアンケートを実施したところ、1,836 名の方から回答をいただきました。

質問のうち、「常滑市に対して連想すること、印象的に思うこと」に対しては、836 名の回答があり、そのうち約 67%の方が「常滑焼・焼き物」を挙げています。

・常滑焼・焼き物(招き猫、やきもの散歩道、急須等)：約 67%
・中部国際空港セントレア：約 32%
・ボートレースとこなめ：約 15%

２　まちづくり会議等の意見

（１）まちの特性

今後のまちづくりに関し、様々な立場の意見を計画づくりに反映させるため、まちづくり会議、中学生まちづくり会議及び若手職員検討チームを設置しました。

そこでは、まちの特性（市の良いところ（強み）、悪いところ（弱み））などをテーマとしてワークショップを実施しました。

また、市内の各種団体を対象にヒアリングを実施し、まちづくりに関する現況と課題などについて意見を伺いました。

■まちづくり会議

一般公募、各種団体から推薦された委員及び市職員（合計 33 名）で構成

■中学生まちづくり会議

市内４中学校の生徒（合計 16 名）で構成

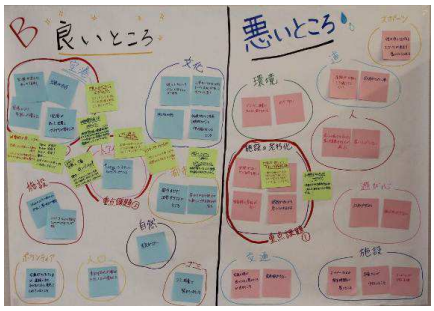

■若手職員検討チーム

市若手職員（合計 16 名）で構成

■各種団体ヒアリング

様々な分野で活動している 32 の団体

【まちの特性：市の良いところ(強み)、市の悪いところ(弱み)　※主なもの】

項　目	市の良いところ(強み)	市の悪いところ(弱み)
地域(人)	人口が増加している。人柄が穏やか、温かい。地域のまとまり、つながりが強い。	地域によっては人口減少や高齢化が進んでいる。若い人が少ない。町内会の加入率が低下している。
地域(都市環境)	空港・りんくう地区を中心に活性化している。住宅地が増えた。昔ながらのまち並みが残っている。	地域によって格差が拡大した。常滑駅前が寂しい。空き家が多い。
ごみ	ごみの減量化に取り組んでいる。	―
災害	―	津波が心配。災害に対する体制づくりが進んでいない。
自然	自然が豊か。海の景色がきれい。気候が温暖である。	里山が減少した。川や海が汚れている。
空港	国際空港がある。旅行に便利。空港に近い。空港の関係で外国人が増えた。	空港連絡橋の通行に料金がかかる。
交通	空港、道路、鉄道が整備され、交通の便が良くなった。	地域によっては交通の便が悪い(公共交通機関が不十分、特に北部・南部地区)。道路が狭い。街路灯のない箇所があり暗い。
商業	商業施設が立地し、便利になった。	娯楽施設が少ない。飲食店が少ない。地域によっては近所に店がなく、高齢者が買い物等に不便である。
農漁業	農水産物(のり、いちじく等)が豊富である。	農漁業の担い手(後継者)が減少している。
常滑焼	歴史と伝統がある。全国的に知名度が高い。	地場産業が低迷している。
観光	観光客が増加した。やきもの散歩道など観光資源が多い。	観光資源を生かしきれていない(駐車場の不足等)。
企業・雇用	大型店が立地した。空港や商業施設の立地などにより働く場が増加した。りんくう地区が活性化している。	働く場が少ない。
伝統文化	伝統文化(山車まつり、万歳等)が継承されている。	伝統文化の担い手(後継者)が減少している。
ＰＲ	かわいいマスコットキャラクター(トコタン)がいる。	観光等のＰＲ(情報発信)が不足している。
公共施設	―	小中学校等の公共施設が老朽化している。子どもが遊べる公園が少ない。
行財政	―	市の財政状況が厳しい。

(2)将来の都市像

まちづくり会議、中学生まちづくり会議及び若手職員検討チームにおいて、まちの特性(市の良いところ(強み)及び悪いところ(弱み))を踏まえて、将来の都市像を検討しました。

第７章　まちづくりに関する意見等のまとめ

まちの特性

（まちづくり会議、中学生まちづくり会議、若手職員検討チーム、団体の意見（抜粋））

市の良いところ（強み）

・地域（人）：人口の増加。人柄が温かい。地域のまとまり、つながりが強い。
・地域（都市環境）：空港・りんくう地区を中心に活性化している。住宅の増加。昔ながらのまち並みが残っている。
・ごみ：ごみの減量化に取り組んでいる。
・自然：自然が豊か。海の景色がきれい。
・空港：国際空港がある。
・交通：空港等の整備による利便性の向上。
・店舗・商業：商業施設の立地による利便性の向上。
・農漁業：農水産物が豊富。
・常滑焼：歴史と伝統がある。
・観光：観光客の増加。観光資源が多い。
・企業・雇用：大型店舗の立地。働く場の増加。
・伝統文化：伝統文化が継承されている。

市の悪いところ（弱み）

・地域（人）：地域によって人口減少や高齢化が進行。若い人が少ない。町内会の加入率が低下。
・地域（都市環境）：地域によって格差が拡大。常滑駅前が寂しい。空き家が多い。
・災害：津波が心配。災害体制が未整備。
・自然：里山が減少。
・交通：地域によって交通が不便（公共交通機関が少ない。特に北部・南部地区）。
・店舗・商業：娯楽施設が少ない。飲食店が少ない。高齢者が買い物等するのに不便。
・農漁業：担い手（後継者）の減少。
・常滑焼：地場産業が低迷。
・観光：観光資源の活用不足。
・企業・雇用：働く場が少ない。
・伝統文化：担い手（後継者）の減少。
・ＰＲ：情報発信が不足。
・公共施設：小中学校等公共施設の老朽化。公園が少ない。
・行財政：市の財政状況が厳しい。

本市を取り巻く潮流

・少子高齢化の進行と人口減少社会の到来
・自然災害に対する安心・安全意識の高まり
・市民参加・協働の重要性の高まり
・環境問題の深刻化による環境保全意識の高まり
・経済・雇用環境の変化
・国、県等の取組（空港の機能強化、西知多道路の整備）
・公共施設の老朽化対策

まちづくりの主要課題

◎子ども・子育て支援
◎健康づくり
◎安心・安全な暮らしの確保
◎既成市街地（中心市街地）の活性化
◎産業の振興（企業誘致、雇用機会の創出）
◎地域公共交通の確保
◎空港の機能強化、西知多道路の早期整備
◎中部臨空都市等への企業誘致
◎ＰＲ（情報発信）の強化
◎小中学校施設等公共施設の老朽化
◎安定した行財政運営

市民アンケート調査の結果

【必要度の高い分野】
・保健・医療・福祉の充実（子育て支援）
・安心・安全なまちづくり
・産業の振興

【必要度の高い取組】
・医療機関などの充実
・利用しやすい公共交通の確保
・企業誘致の推進
・雇用機会の創出
・小中学校施設の老朽化対策

将来の都市像

第５次常滑市総合計画の計画期間において、市民、事業者及び行政がともに共通のイメージを持って目指すまちの姿

基本理念

将来の都市像を実現するための基本的な考え方

※まちの特性や課題、市民のまちづくりに係る考え方などを踏まえて、基本構想において設定します。

中学生まちづくり会議における発表の様子

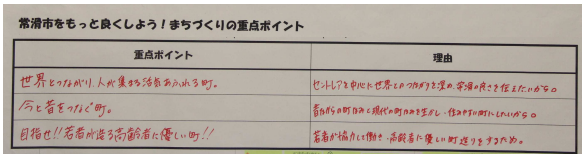

常滑市をもっと良くしよう！まちづくりの重点ポイント

重点ポイント	理由
世界とつながり、人が集まる活気あふれる町。	セントレアを中心に世界とのつながりを深め、常滑の良さを伝えたいから。
今と昔をつなぐ町。	昔ながらの町のみと現代の町のみを生かし、住みやすい町にしたいから。
目指せ!!若者が造る高齢者に優しい町!!	若者が協力して働き、高齢者に優しい町造りをするため。

中学生まちづくり会議における検討結果

導き出されたキーワード

「感動」

「つなぐ」

「世界（に開く）」

「焼き物・海・空」

「元気」

「（ともに）創る」

将来の都市像の検討結果（主なもの）

まちづくり会議の意見

- 人・文化・自然　次世代につなぐまち常滑
- 世界に開かれた生活文化都市
  ※第４次常滑市総合計画の将来の都市像を引継ぐ
- 懐かしさと新しさ　感動に出会えるまち　とこなめ

中学生まちづくり会議の意見

- 世界とつながり　人が集まる活気あふれる町
- 今と昔をつなぐ町
- 目指せ！世界と一番近いＣity！

若手職員検討チームの意見

- 明るい笑顔をつなぐまち
- “わ（和、輪）”をツナグあそびごころのあるとこなめ

ウェブサイトアンケート結果

※中日新聞社の「中日新聞プラス」による回答

【常滑市に対して連想すること】
836 名の回答のうち

- 焼き物・常滑焼（やきもの散歩道、招き猫、急須等）が約 67%
- 中部国際空港セントレアが約 32%
その他、ボートレースとこなめなど

第２部　基本構想

第１章　将来の都市像と基本理念

１　将来の都市像

私たちのまちは、温暖な気候と豊富な農水産物、温かな人柄の人々に包まれた住みやすいまちです。古くから常滑焼の産地として知られ、やきもの散歩道や春の山車まつり、伊勢湾の雄大な景色、様々な産業など地域資源にも恵まれています。

2005 年２月に中部国際空港セントレアが開港し、広域交通網が整備され、大規模商業施設やホテル等の立地も進み、人口も増加しています。私たちのまちは、「焼き物と海と空のまち」、「懐かしさと新しさが同居したユニークなまち」そして「空港により交流・出会い、移動・滞在がしやすいまち」になりました。

私たちは、まちの魅力である「人・文化・自然」を守り育てながら、まちへの愛着や誇りを育み、次代につないでいくとともに、人々の心に感動が生まれるように、まちの魅力を創造していくことが必要になります。そして、「感動」を全国・世界に発信し、来訪者の増加により地域経済を活性化させ、まちの認知度を高めながら企業立地や人口増加を促進していくことが重要になります。

こうした思いを込めて、市民、事業者及び行政が共通のイメージを持って目指すまちの姿を

“感動を 次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ”
～焼き物・海・空を生かして～

とします。

【将来の都市像のイメージ】

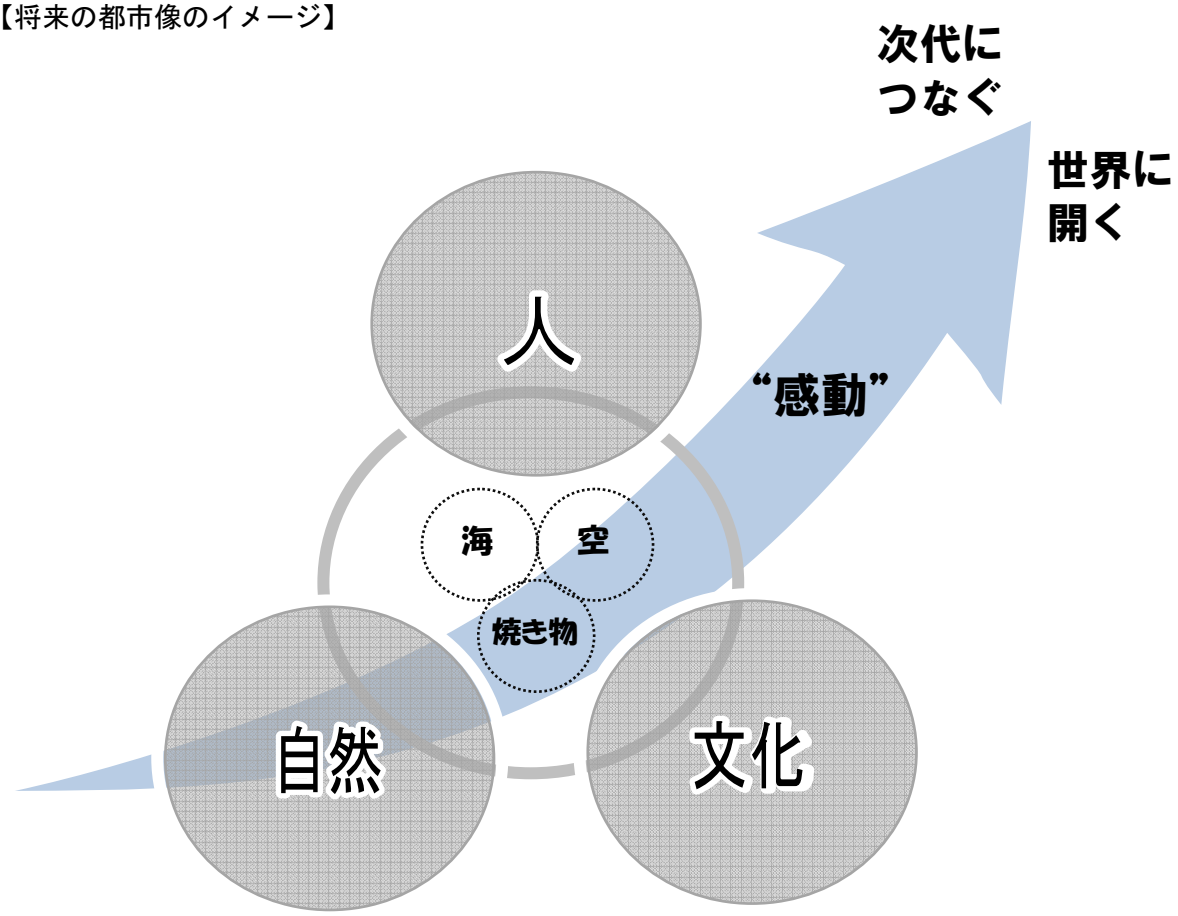

人

【懐かしさ】
温かい人柄、地域におけるつながりの強さ、元気な高齢者、名誉市民、陶祖、人間国宝

【新しさ】
空港関連従業員等の転入者（若者やその家族）、全国・世界からの来訪者（観光客、ビジネス客）

文化

【懐かしさ】
常滑焼、やきもの散歩道、招き猫、醸造業（日本酒）、大野の街並み、春の祭礼、山車まつり、鈴渓義塾、押し寿司

【新しさ】
中部国際空港セントレア、中部臨空都市（大規模商業施設、ホテル、結婚式場、マリーナ等）

自然

【懐かしさ】
伊勢湾の景観と夕日、海苔、海水浴、潮干狩り、海釣り、マリンスポーツ、豊富な農水産物、温暖な気候

【新しさ】
りんくうビーチ、里山整備、アイアンマンレース

２　基本理念

将来の都市像を実現するために、３つの基本理念を定めます。

・“元気”あふれるまちづくり

誰もが健康で生き生きと暮らし、地域や産業が活気に満ちた“元気”あふれるまちづくりを進めます。

・ともに“創る”まちづくり

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、ともに支え、一体となって“創る”まちづくりを進めます。

・将来に“つなぐ”まちづくり

限りある経営資源を最大限に活用するとともに、選択と集中を図ることにより、将来にわたり持続し発展していけるように、将来に“つなぐ”まちづくりを進めます。

第２章　将来人口

平成 36(2024)年度の将来人口を６万人とします。

第３章　土地利用構想

土地の利用は、私たちが快適な環境の中で暮らすための基本となるものです。

土地は限りある資源であり、本市の持つ歴史的、自然的、社会的な特性を踏まえ、有効に活用するように努めます。

１　ゾーン別の土地利用

（１）市街化区域（一部、市街化調整区域を含む。）

現在の土地利用を基本とするものの、必要に応じて見直します。

○住居系ゾーン

既成市街地では、地区の特性に応じた土地利用を進めながら、良好な居住環境の形成、日常的な生活利便施設の立地誘導を図ります。また、土地区画整理事業により整備された新市街地については、土地の利用促進を図ります。

○商業系ゾーン

常滑駅周辺では、商業・業務、ホテル等の多様な都市機能の立地誘導を図ります。また、セントレアラインの側道及び(都)北条向山線の沿道において商業施設等の立地誘導を図ります。

○地場産業、工業・物流エリア

やきもの散歩道周辺の地場産業エリアでは、陶磁器産業を活用した観光・交流の活性化と良好な居住環境の形成を図り、暮らしやすく働きやすい住工混合型の土地利用の維持に努めます。また、内陸部の工業・物流エリアについては、工場や物流施設等を主体とした土地利用を維持します。

○空港・中部臨空都市

中部国際空港では、二本目滑走路の整備について関係機関と実現に向けた取組を推進するとともに、隣接した中部臨空都市において、物流等の企業誘致を推進します。また、空港対岸部の中部臨空都市では、集客力の高い商業施設等の企業を誘致するとともに、魅力的なレクリエーション機能等の形成に努めます。

（２）市街化調整区域

○集落地ゾーン

市街化調整区域に点在する集落地については、快適に暮らせるように維持・保全に努めます。

○農業系ゾーン

農地については、その維持・保全及び活用を図ることにより、農業振興や良好な自然環境の形成を推進します。

２　土地利用検討地区

○旧市民病院の跡地及び常滑駅西の工業地域

常滑駅及び中部臨空都市に近接した地区であり、今後の土地利用動向を踏まえて、具体的な土地利用の方向について検討します。

○多屋地区の国道 155 号東側沿道の農地

位置的に沿道型商業施設の立地優位性が高い地区であり、農地保全を基本としつつ沿道サービス施設の立地需要を踏まえ、土地利用及び規制・誘導に向けた方策を検討します。

○市街化調整区域の農地

内陸部における新たな工業系開発用地について、農地保全を基本としつつ工場等の用地需要を踏まえ、土地利用及び規制・誘導に向けた方策を検討します。

３　都市拠点地区

○都市機能集積地区

常滑駅周辺には、市役所や警察署、金融機関、ホテル等が立地し、また、やきもの散歩道や住宅地も広がっています。その東の飛香台地区には新しい住宅地の中に消防本部や市民病院などが立地しています。

こうした常滑駅周辺から飛香台地区まで東西に厚みがあり都市機能が集積した市街地を「都市機能集積地区」と位置付け、機能を充実するとともに、南北の市街地及び空港・中部臨空都市との連携を強化し、各地区と交流促進を図ります。

○エアフロント地区（中部臨空都市）

中部国際空港に隣接した主に物流用途を中心にした「空港島地域開発用地」と、市街地と地続きで主に商業用途を中心にした「空港対岸部地域開発用地」からなっている地区を「エアフロント地区」と位置付け、次世代の産業技術やライフスタイルが創造・発信される拠点として県等関係機関と連携して機能の充実を図ります。

４　交通ネットワーク

中部国際空港の開港にあわせて、知多半島道路と空港を結ぶ地域高規格道路としてセントレアライン（知多横断道路・中部国際空港連絡道路）が整備されました。空港と伊勢湾岸自動車道が直結する(都)西知多道路については、早期整備に向け関係機関と取り組みます。また、主要幹線道路として、南北に国道 155 号・247 号が、東西に(都)常滑半田線があり、未整備区間の早期整備を進めます。

鉄道は、空港開港にあわせて名鉄常滑線の高架化及び空港線が整備され、海上交通についても空港と三重県(津市、松阪市)が高速船で結ばれています。バス路線は常滑線及び常滑南部線の２路線が運行されていますが、交通弱者の増加などに対応するため、より便利な地域公共交通の確保・充実を図ります。

土地利用構想図

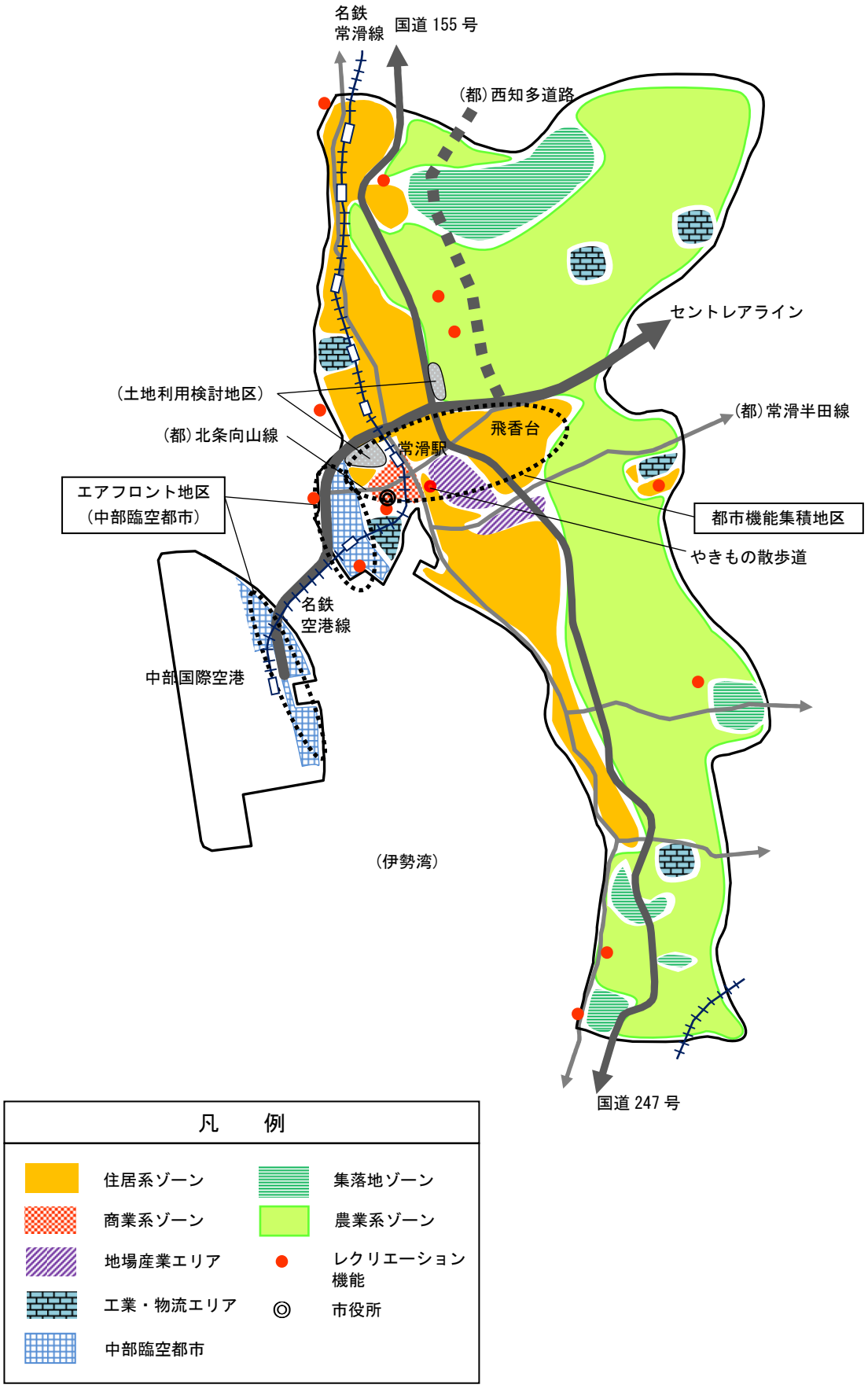
名鉄
常滑線
国道 155 号
(都) 西知多道路
セントレアライン
(土地利用検討地区)
(都) 北条向山線
飛香台
常滑駅
(都) 常滑半田線
エアフロント地区
(中部臨空都市)
都市機能集積地区
やきもの散歩道
名鉄
空港線
中部国際空港
(伊勢湾)
国道 247 号
凡　例
住居系ゾーン
商業系ゾーン
地場産業エリア
工業・物流エリア
中部臨空都市
集落地ゾーン
農業系ゾーン
レクリエーション
機能
市役所

第４章　施策の大綱(まちづくりの基本目標)

将来の都市像「感動を　次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ　～焼き物・海・空を生かして～　」を実現するため、次の「施策の大綱」(まちづくりの基本目標)を定めます。

第１節　人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり

保健・医療・福祉の連携による健康づくり、高齢者や障がい者が安心して生活することができる地域づくり、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てられる環境づくり、次代を担う子どもが健やかに育つための子育て支援や教育環境の充実、各世代が生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境の整備を図り、“人を育み、誰もが生き生きと暮らすまち”を目指します。

第２節　安心・安全で環境にやさしいまちづくり

地震等の自然災害に対する備えのため、市民、地域、事業者及び行政が一体となって防災・減災対策を推進します。また、消防・救急体制の充実、交通安全・防犯対策の推進、ごみの減量化などの取組を進め、誰もが“安心・安全で環境にやさしいまち”を目指します。

第３節　快適で住みやすいまちづくり

道路や上下水道などの社会基盤の整備推進及び維持管理、中心市街地の活性化、景観形成の推進、地域公共交通の確保・充実を図り、“快適で住みやすいまち”を目指します。

第４節　活力とにぎわいのあるまちづくり

農漁業・商工業の振興を始め企業誘致、雇用機会の創出、焼き物・海等の地域資源を生かした観光振興やシティプロモーション※を推進するとともに、空港の機能強化や(都)西知多道路の早期整備に係る国等への要望、中部臨空都市のまちづくりを進め、“活力とにぎわいのあるまち”を目指します。

第５節　ともに創るまちづくり

公共施設の老朽化対策など、将来にわたって持続可能な行財政運営に取り組むとともに、市民と行政が情報を共有し、役割分担しながら、“ともに創るまち”を目指します。

第５章　基本構想の実現のために

今後も厳しい財政状況が想定されるため、引き続き経費の抑制に努めつつ、事業の優先度や重要度を考慮し、限りある財源等の経営資源の効率的・効果的な活用を図っていきます。

また、市民ニーズは多様化しており、行政の力だけでは全てに応えることはできません。将来の都市像を実現していくため、市民、事業者及び行政がともに考え、それぞれの役割を認識し、自助・共助・公助によるまちづくりを進めていきます。

〈コラム〉

中学生まちづくり会議
参加者の感想・まちづくりについての意見（抜粋）

・常滑には、人をひきつけるものはあるが、それを周りに伝えることが弱いと思います。もっと周りに常滑をＰＲできるようにすれば、常滑が発展していくと思います。

・「若者がつくる高齢者に優しい町」をつくるべきと考えます。若者と高齢者が“支え合う”ことで地域のつながりが強まり、地震などのいざという時に役に立つと考えたからです。

・常滑の良い所は、昔ながら町並みと新しくできた建物が一緒になり、お年寄りも若者も暮らしやすいまちづくりをしている所だと思います。

・中部国際空港に来てくれる外国人の方々に「ここに住もう」や「ここに住みたい」と思ってもらえるようになれば良いと思います。

・本当に目指すべき常滑は“誰もが快適に、楽しく過ごせる町”にすることだと思います。10年後20年後も市民の笑顔があふれるまちであってほしいです。

・何年経っても「常滑で育って良かった」と心の中で誇りを持てる町にしていくため、私たち中学生からも元気を発信して、できることをがんばっていきたいです。

・常滑独自の風景、建物などもこの先ずっと残せるように、わがまちふるさと体験隊などのボランティアも増やしていければ、“見た目は都会中身は田舎”を達成でき、環境に恵まれているまちになると思います。

・今後の常滑は「住みやすい市№１」を目指したいです。犯罪が少なく、みんなで助け合い、ゴミの排出量が少ないそんな市にしていきたいです。

ー「第5次常滑市総合計画」と「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係についてー

1　「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

平成26年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国においては、平成26年12月に、2060年に１億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と2015～2019年度の５か年の目標と施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

こうした動きを踏まえ、本市では、平成28年２月に、2060年までの人口の将来展望を示す「人口ビジョン編」と、その実現に向けた施策や事業を位置付けた「総合戦略編」からなり、平成27年度から平成31年度までの５年間を計画期間とする地方版総合戦略「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

■常滑市版　地方創生のイメージ（「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」から抜粋）

2　「第５次常滑市総合計画」と「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

市の総合的なまちづくりの指針である第５次常滑市総合計画の前期基本計画と、計画期間が平成27(2015)～31(2019)年度の５年間とほぼ同一の期間となる常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策は、整合性を確保しています。

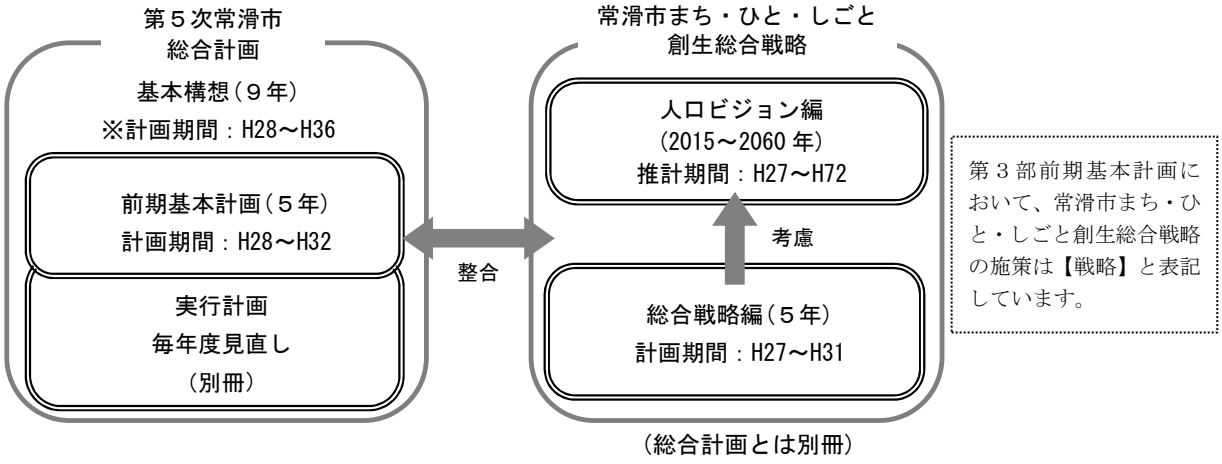

■「第３部前期基本計画　第４章部門別計画」ページの見方

施策の大綱
将来の都市像を実現するために取り組む、まちづくりの基本目標を示しています。

第１節　人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり

Ⅰ－１　健康・医療

基本分野
施策の大綱を実現するために取り組む分野を示しています。

（１）健康づくり

【現況と課題】

○生活習慣の見直しと健診体制の整備

生活水準の向上や医学の進歩により、平均寿命が延びています。しかしながら、食生活や運動不足を原因とする心臓病、脳血管疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病が増加しています。

そのため、生活習慣を改善するとともに、受診しやすい健診体制を整備する必要があります。

○健康寿命の延伸

平均寿命が延びる中、健康寿命も延ばすことが重要になります。

そのため、疾病の予防と健康診査による疾病の早期発見・早期治療が重要になるとともに、各種の健康診査、健康相談、健康に関する講座・教室等の開催など、健康づくり事業を充実する必要があります。

現況と課題
施策を推進する背景として、本市の現況と課題を整理しています。

■一人当たりの医療費（平成 25 年 5 月分）　（円）

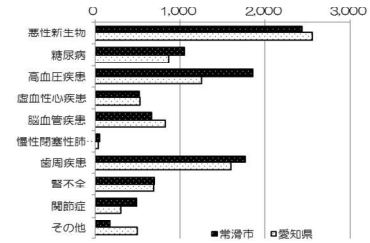

資料：健康推進課

■平均寿命と健康寿命（平成 22 年）

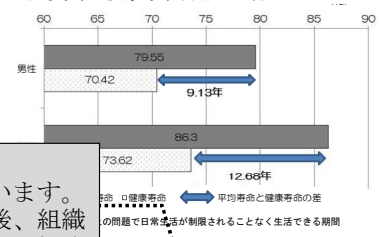

資料：健康推進課

担当課
施策を推進する担当課を示しています。
(平成 28 年４月現在であり、今後、組織改正等により変更する場合があります。)

基本方針
「現状と課題」を踏まえ、施策を推進する基本的方向を示しています。

【基本方針】

市民が健やかに生き生きと生活ができるよう、健康づくり事業等を推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　「第２期健康日本２１とこなめ計画」に沿って、生活習慣の見直しやがん検診等の健診体制の充実を図ります。 ・生活習慣病予防教室や講座等の実施【戦略】 ・がん検診等の実施【戦略】	健康推進課	1111
②　医療・福祉の連携などによる健康を支える地域づくりを図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。 ・予防接種と結核健康診断の実施 ・歯科健診や歯科保健講座等の実施 ・介護予防・日常生活の支援	健康推進課 高齢介護課	1112-1 1112-2

〈関連個別計画〉・第２期健康日本２１とこなめ計画（平成 27～36 年度）
・常滑市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）

主要施策
「基本方針」を実現するために計画期間中に取り組む主な施策を示しています。
・○○○【戦略】…総合戦略事業
・○○○【新規】…新規事業
・○○○【拡充】…拡充事業
「総合戦略事業」とは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成 28 年２月に策定した「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において位置付けた事業を示しています。

関連個別計画
内容に関連する個別の計画名称及び計画期間を示しています。

実行計画コード
別途作成する実行計画に対応するコード番号を示しています。

第３部　前期基本計画

第１章　計画の概要

１　計画の役割

基本構想では、将来の都市像「感動を　次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ　～焼き物・海・空を生かして～」の実現のために、５つの基本目標(施策の大綱)を定めました。

基本計画は、それらを実現するために必要となる施策を体系的に示すものです。

また、市長マニフェストに示された政策を反映するための施策を位置付けます。

２　計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの５年間とします。

３　計画の対象

まちづくりを総合的に進めるため、市が主体となる施策、事業のほか、国・県及び民間等が実施する事業も対象とします。

■計画における語尾等の表現については、以下の考え方を基本にして表記しています。

●～推進します。～図ります。～実施します。～進めます。
⇒行政(市)が主体となって実施し、取組を進めていくもの

●～努めます
⇒行政(市)が主体となって、実現に向けて継続的に取組を進めていくもの

●～検討します
⇒実現に当たっては、実施主体や内容について、調査、検討、協議などを要するもの

●～促進します。～支援します。
⇒実施の主体は市民、事業者等であるが、実現に向けて行政(市)が呼びかけや働きかけを行い、また、支援をするもの

●～要請します。～要望します。
⇒実施の主体は国や県等であるが、実現に向けて行政(市)が働きかけていくもの

4　計画の体系

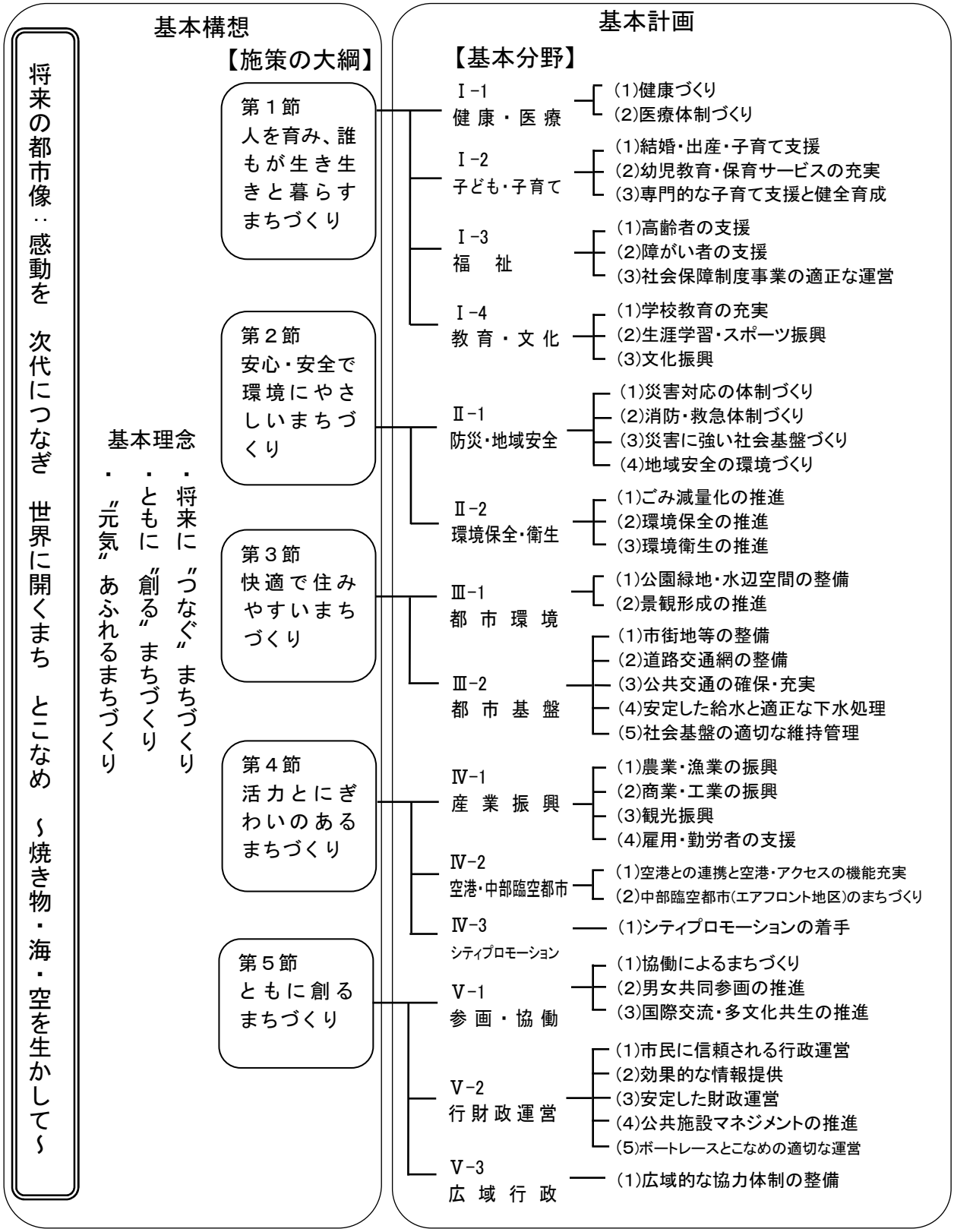
基本構想
将来の都市像：感動を　次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ　～焼き物・海・空を生かして～
基本理念
・将来に〝つなぐ〟まちづくり
・ともに〝創る〟まちづくり
・〝元気〟あふれるまちづくり
【施策の大綱】
第１節 人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり
第２節 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
第３節 快適で住みやすいまちづくり
第４節 活力とにぎわいのあるまちづくり
第５節 ともに創るまちづくり
基本計画
【基本分野】
Ⅰ-1 健康・医療
(1)健康づくり
(2)医療体制づくり
Ⅰ-2 子ども・子育て
(1)結婚・出産・子育て支援
(2)幼児教育・保育サービスの充実
(3)専門的な子育て支援と健全育成
Ⅰ-3 福祉
(1)高齢者の支援
(2)障がい者の支援
(3)社会保障制度事業の適正な運営
Ⅰ-4 教育・文化
(1)学校教育の充実
(2)生涯学習・スポーツ振興
(3)文化振興
Ⅱ-1 防災・地域安全
(1)災害対応の体制づくり
(2)消防・救急体制づくり
(3)災害に強い社会基盤づくり
(4)地域安全の環境づくり
Ⅱ-2 環境保全・衛生
(1)ごみ減量化の推進
(2)環境保全の推進
(3)環境衛生の推進
Ⅲ-1 都市環境
(1)公園緑地・水辺空間の整備
(2)景観形成の推進
Ⅲ-2 都市基盤
(1)市街地等の整備
(2)道路交通網の整備
(3)公共交通の確保・充実
(4)安定した給水と適正な下水処理
(5)社会基盤の適切な維持管理
Ⅳ-1 産業振興
(1)農業・漁業の振興
(2)商業・工業の振興
(3)観光振興
(4)雇用・勤労者の支援
Ⅳ-2 空港・中部臨空都市
(1)空港との連携と空港・アクセスの機能充実
(2)中部臨空都市(エアフロント地区)のまちづくり
Ⅳ-3 シティプロモーション
(1)シティプロモーションの着手
Ⅴ-1 参画・協働
(1)協働によるまちづくり
(2)男女共同参画の推進
(3)国際交流・多文化共生の推進
Ⅴ-2 行財政運営
(1)市民に信頼される行政運営
(2)効果的な情報提供
(3)安定した財政運営
(4)公共施設マネジメントの推進
(5)ボートレースとこなめの適切な運営
Ⅴ-3 広域行政
(1)広域的な協力体制の整備

第２章　重点プロジェクト

市では、空港開港前から“空港との共生”をまちづくりのテーマとして、国、県等関係機関とともに空港関連地域整備事業等に取り組んできました。そして、平成 17 年２月に空港が開港して 10 年が経過した現在、交通利便性の飛躍的な向上を始め、人口増加、市民病院の新築移転、大規模商業施設等の企業立地など空港開港の良い影響が表れています。

これからは、この流れをさらに加速させ、“地域産業と空港の発展をまちの活力と市民生活の豊かさに生かしていく”とともに、まちの課題へ的確に対応していかなければなりません。

そこで、空港開港 20 年後のまちの姿である、将来の都市像「感動を　次代につなぎ　世界に開くまち　とこなめ　～焼き物・海・空を生かして～」の実現に向けて、８つの「重点プロジェクト」に積極的に取り組んでいきます。

【重点プロジェクトのイメージ】

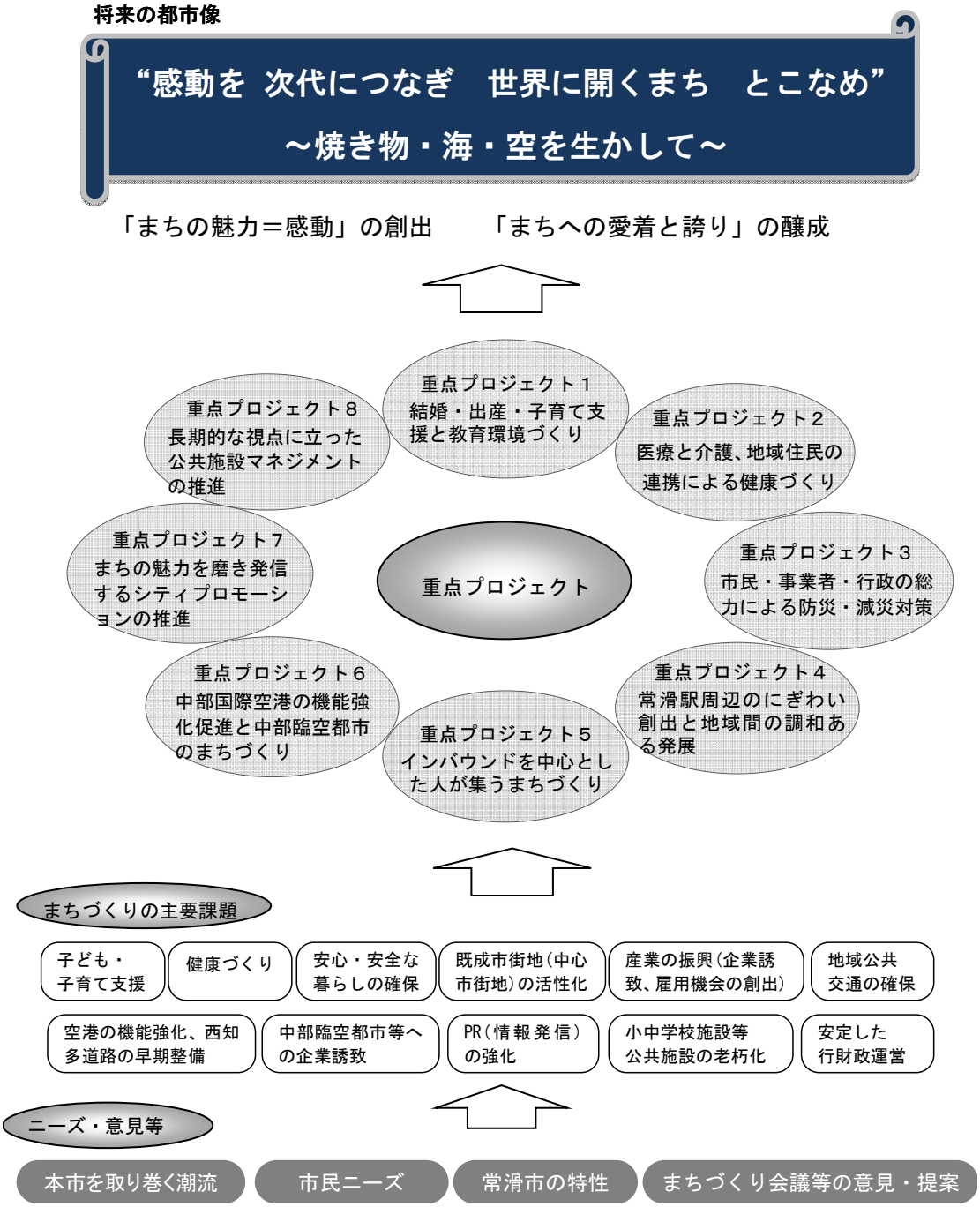

＜重点プロジェクト１＞
結婚・出産・子育て支援と教育環境づくり

若い世代が安心して結婚し、子どもを産み育てられ、さらに少子化の進行に歯止めをかけるため、「常滑市子ども・子育て支援事業計画」の推進など、子育て家庭への支援や子育てを支える環境づくりに取り組みます。

また、次代を担う人材を育成するため、教育環境づくりに努めます。

（主な施策）

- 結婚に向けた出会いの場づくり（各種イベントの開催）【戦略・新規】
- 「妊娠・出産・子育て」の切れ目ない支援体制の構築及び支援の実施【戦略・新規】
- 産科クリニック、助産院等の正常分娩実施機関の誘致の検討【戦略・新規】
- 子ども医療費の助成及び充実（小学６年生までの通院医療費無料化）【戦略・拡充】
- 児童育成クラブの運営及び受入れ人数等の拡充【戦略・拡充】
- 市立保育園等の運営、長時間保育の実施【戦略】
- 民間保育園等の運営委託及び助成【戦略・新規】
- 特別支援教育の推進（適応指導教室の運営、スクールカウンセラー※の派遣等）【戦略】
- 情報通信技術教育（ＩＣＴ教育）の推進【戦略】
- 郷土の賢人の功績を称える学習の実施
- 児童生徒国際交流事業への助成【戦略】

＜重点プロジェクト２＞
医療と介護、地域住民の連携による健康づくり

全ての人々が生涯を通じて健康で生き生きとした生活が送られるため、市民病院における「コミュニケーション日本一の病院」を目指すとともに、病院内の保健センターや地域の医療機関、介護施設との連携強化により健康づくりを推進します。また、地域包括ケアシステム※を構築し、共に支え合い健「幸」※に暮らせるまちづくりを進めます。

（主な施策）

- 生活習慣病予防教室や講座等の実施【戦略】
- 地域住民と市民病院医療者の対話促進（市内イベントへの参加等）【戦略】
- 在宅医療連携システムの整備及び運用【戦略・新規】
- 地域包括ケアシステムの構築及び運用【戦略・新規】
- ボランティアポイント制度※の実施【新規】
- 障がい者の生活・就労訓練費の支給

＜重点プロジェクト３＞
市民・事業者・行政の総力による防災・減災対策

南海トラフ地震等の大規模地震、津波、暴風、豪雨その他の自然現象に対し、被害を最小限にとどめるとともに迅速な回復を図るため、「自助」への意識付け、「共助」の体制づくり、「公助」の環境づくりに取り組みます。

（主な施策）

- 事業所等との連携強化
- 自主防災会の設立支援(交付金の支給)
- 防災リーダーの育成
- 同報系デジタル防災行政無線の整備及び運用【新規】
- 消防団活動の実施、災害支援隊の育成
- 海岸保全施設の維持・保全

＜重点プロジェクト４＞
常滑駅周辺のにぎわい創出と地域間の調和ある発展

人口減少社会においても都市機能や地域活力を維持していかなければなりません。

名鉄常滑駅は、市の公共交通の要衝であり、その周辺は中心市街地として、にぎわい創出に努めるとともに、各地域では主体的な地域活動を支援します。また、公共交通サービスは、通学・通勤・通院や買い物等の日常生活における重要な移動手段であり、地域住民が積極的に利用していくことを基本にして、確保・充実を図ります。

（主な施策）

- 常滑駅周辺土地区画整理事業の推進(駅東ロータリーの整備)
- 常滑駅前でのイベント実施の支援【戦略】
- 新しい地域公共交通の調査・検討【戦略】
- まちづくり事業費補助など地域活動の支援【戦略】

＜重点プロジェクト５＞
インバウンドを中心とした人が集うまちづくり

交流人口の増加による地域活性化を図るため、国家戦略特区（アグリ・フロンティア創出特区）を生かした農業の６次産業化※、陶のまちとして常滑焼ブランドの普及、インバウンド(訪日外国人旅行者)の受入体制の充実､「昇龍道プロジェクト※」への参加などにより、人が集うまちづくりを進めます。

（主な施策）

- 国家戦略特区による農家レストラン設置の支援【戦略】
- 常滑焼等の販路開拓の支援【戦略】
- 常滑焼のブランド力向上の取組支援【戦略】
- 観光客受入体制の強化(ＤＭＯ※の調査・研究など)【戦略・新規】
- 無料公衆無線ＬＡＮ(Ｗｉ－Ｆｉ)設置の推進【戦略】
- 消費税免税制度を活用したショッピングツーリズム※の促進【戦略・新規】
- 観光拠点整備の推進

＜重点プロジェクト６＞
中部国際空港の機能強化促進と中部臨空都市のまちづくり

中部国際空港が国際拠点空港として利用が拡大され、その役割を十分に発揮するため、機能強化(完全 24 時間化：二本目滑走路の整備)や(都)西知多道路の早期整備について、県等と協力して国等への要望活動を進めます。

また、空港島(約 107ha)及び空港対岸部(約 123ha)の地域開発用地である中部臨空都市は、物流施設、大規模商業施設、ホテル、結婚式場、マリーナ等の施設が立地するとともに、平成 31 年には空港島に大規模展示場を整備する計画があり、非日常的で魅力ある施設立地が進んでいます。「次世代の産業技術やライフスタイルが創造・発信されるエアフロント・シティ」を目指し、県等との連携を強化して企業等の誘致活動や魅力づくりに取り組みます。

（主な施策）

- 二本目滑走路、(都)西知多道路及び名浜道路の早期整備に向けた国等への要望
- 知多横断道路、中部国際空港連絡道路等の利便性向上に向けた取組推進
- 空港島に大規模展示場の整備とＭＩＣＥ※誘致【戦略・新規】
- 中部臨空都市への企業誘致の推進【戦略】
- 中部臨空都市の魅力づくりの促進【戦略】

＜重点プロジェクト７＞
まちの魅力を磨き発信するシティプロモーションの推進

まち全体のイメージアップにより交流人口や定住人口の増加につなげる取組みが重要です。

本市の地域資源を磨き上げ、その魅力と価値を高め、独自のイメージを「常滑ブランド」として創出して、常滑を広く国内外に売り込み、人や企業を呼び込むとともに市民のまちへの愛着と誇りを醸成するシティプロモーション※を市民や事業所とともに推進します。

（主な施策）

- 国内外をターゲットとしたシティプロモーションの推進【戦略・新規】
- 日本遺産※の認定申請及び活用（日本六古窯（常滑焼）、あいち醸造文化）【戦略・新規】
- 常滑市世間遺産※を巡る観光ルートの設定【戦略・新規】

＜重点プロジェクト８＞
長期的な視点に立った公共施設マネジメントの推進

社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスを提供し、また、安定した行財政運営を進めるため、公共施設全体について、長期的な視点に立って財政負担を軽減・平準化しながら更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う公共施設マネジメントに取り組みます。

（主な施策）

- 公共施設マネジメントの推進【戦略・新規】

（計画期間中に築 40 年以上となる主な施設と考え方）

市庁舎（耐震基準不適合のため耐震工事を実施）、図書館（早期に耐震診断を実施）、小中学校（計画的に大規模改修を実施）、常滑幼稚園（在り方を検討）、保育園・こども園（計画的に改修を実施）、北・南学校給食共同調理場（統合に向けて検討）、公営住宅（木造等の平屋住宅は現入居者退去後に順次取壊し）

（廃止した施設の考え方）

旧市民病院、旧保健センター、旧消防本部、旧保育園等は、民間売却に向けて検討

第３章　前期基本計画における行財政改革

１　これまでの行財政改革の取組経過

本市においては、取り巻く環境の変化や厳しい行財政環境に対応しながら市民サービスの向上を図るため、平成元年に「常滑市行政改革大綱」を策定した後、継続的に行財政改革の取組を進めてきました。

特に平成20年度以降、世界的な経済不況の影響を受けてさらに厳しい財政状況に陥ったことから、平成22年８月に「事業仕分け」を実施し、平成23年２月に「再生プラン」を策定するなど、行財政改革に関する見直しを相次いで実施しました。

■常滑市の行財政改革の取組

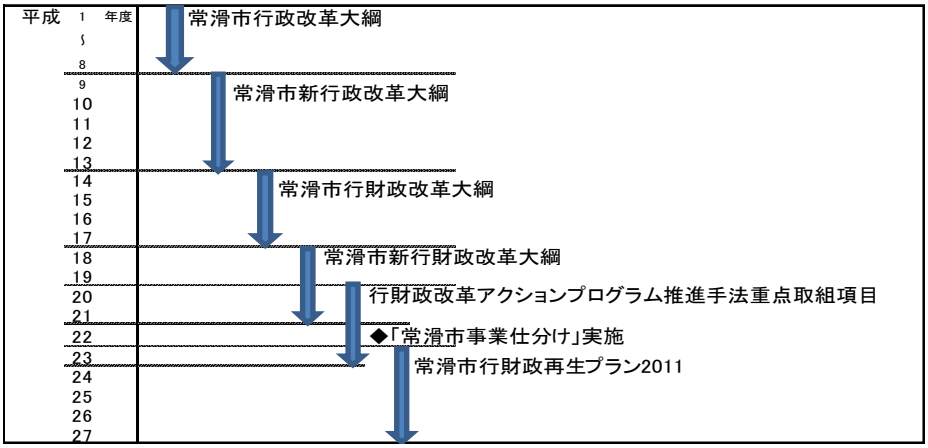

２　再生プランの成果と課題

（１）再生プランの成果

再生プランに基づいて、過去に例のない職員給与削減や職員数の削減、各種投資的事業・事務事業等の見直しや繰延べ・廃止を実施するなど、安定した財政運営の基礎づくりに最優先に取り組み、一定の成果を上げてきました。

①歳入と歳出

・歳入については、各年度ともに見込みを大幅に上回る結果となりました。

・歳出については、平成 23・24 年度は見込み額程度に抑えることができましたが、平成 25・26 年度においては、当初想定していなかった緊急性の高い投資的事業が発生したため、見込み額を大きく上回りました。

■再生プラン策定時における歳入・歳出の見込み額と決算額の比較

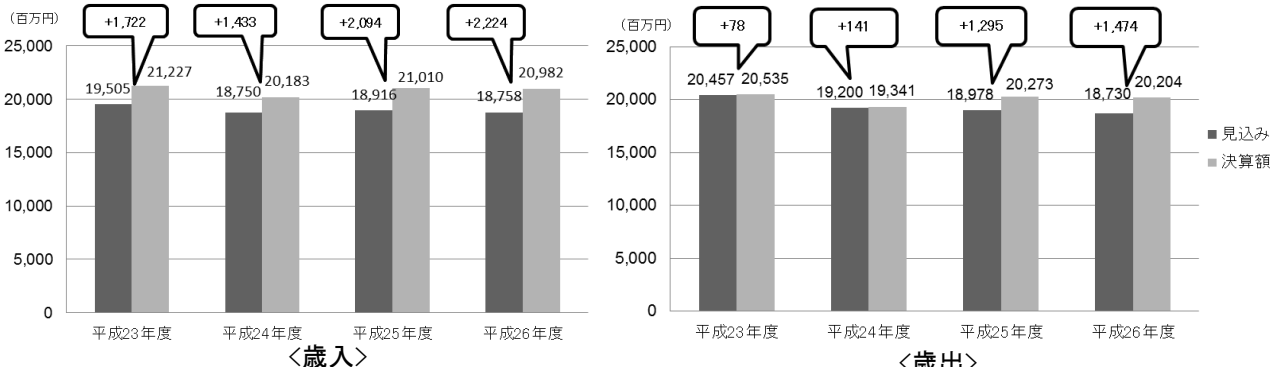

資料：総務課

②効果額(注)及び達成率

各年度ともに、再生プラン値（再生プランにおいて設定した、目標額や目標値のこと。以下同様。）を上回りました。

(注)「効果額」とは、事業の見直しや財源の調整によって生じる一般財源の「削減額」、また、歳入増加策の実施による「増収額」のことです。

■目標額、効果額及び達成率の推移

（千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	4年間計
効果額：A	1,285,608	1,711,941	1,726,044	1,593,581	6,317,174
目標額：B	1,044,007	1,497,250	1,673,975	1,469,924	5,685,156
達成率：A÷B	123.1%	114.3%	103.1%	108.4%	111.1%

資料：企画課

③各種実績値の推移

ア　財政健全化指標

各年度ともに、実質赤字比率※及び連結実質赤字比率※については再生プラン値通り黒字となり、実質公債費比率※及び将来負担比率※については再生プラン値を下回り、健全な値を示しています。

■財政健全化指標の推移

（　）：再生プラン値、－：黒字（%）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実質赤字比率	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）
連結実質赤字比率	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）	－ （　－　）
実質公債費比率	12.6 （14.4）	14.3 （16.6）	15.4 （17.6）	15.0 （18.3）
将来負担比率	206.6 （210.5）	192.7 （210.8）	170.2 （208.8）	151.3 （224.0）

資料：総務課

イ　長期債務残高

本市の全会計の市債残高と、市が将来的に金額の負担をしなければならない債務負担行為※額を合計した長期債務残高については、平成 25 年度までは順調に減らすことができましたが、平成 26 年度については、新市民病院の建設に係る借り入れなどにより企業会計分の残高が増加しました。

■長期債務残高の推移

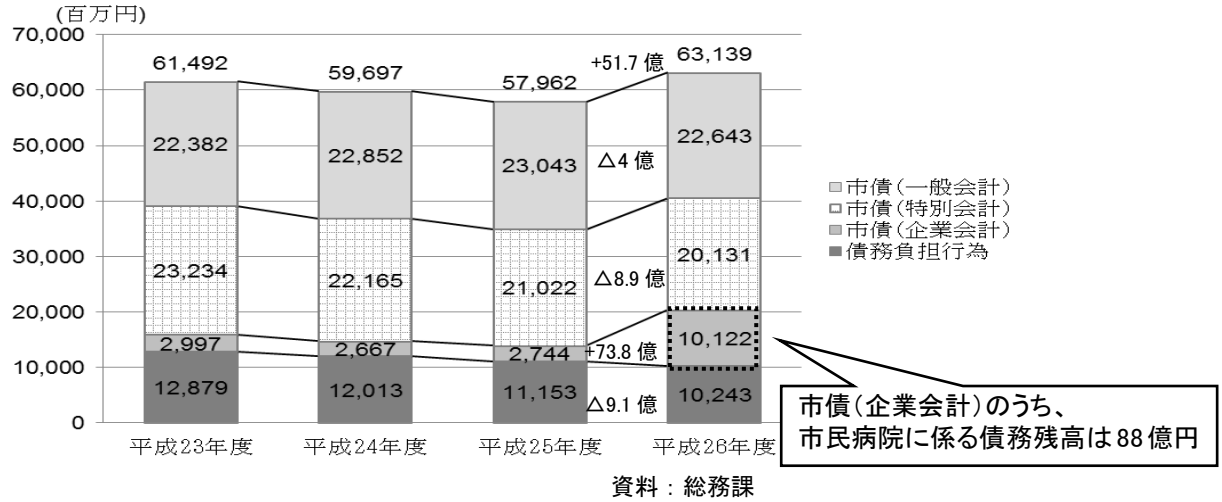

資料：総務課

ウ　財政調整基金

財政調整基金※については、各年度ともに、再生プラン値を上回る積み立てができました。平成 26 年度末の残高は、再生プラン値よりも約６億円多い、20 億円となりました。

■財政調整基金年度末残高の推移

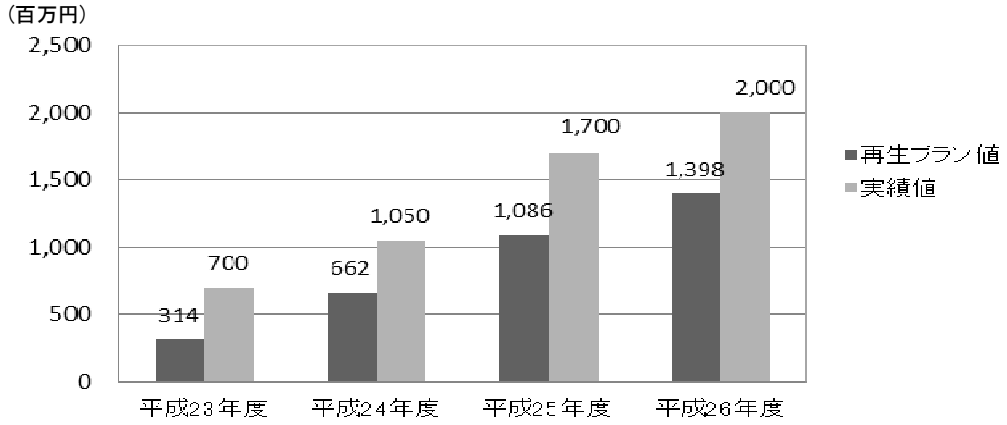

資料：総務課

（２）課題

再生プランに取り組むことにより一定の成果は上がったものの、景気の動向は、先行き不透明であり、歳入においては市税や各種交付金の大幅な伸びは期待できません。一方、歳出では、高齢化の進行に伴う社会保障負担の増大などが懸念され、引き続き厳しい財政状況となることが想定されます。平成27年２月時点の収支見込では、下図のとおり、計画期間中の各年度において、歳入を歳出が上回っています。

そうしたことから、計画期間中においては、財政調整基金の取崩しによる措置のほか、これまでと同様に歳出の抑制と歳入の確保を基本とする改革・改善に取り組む必要があります。

■一般会計における歳入歳出の実績及び見込

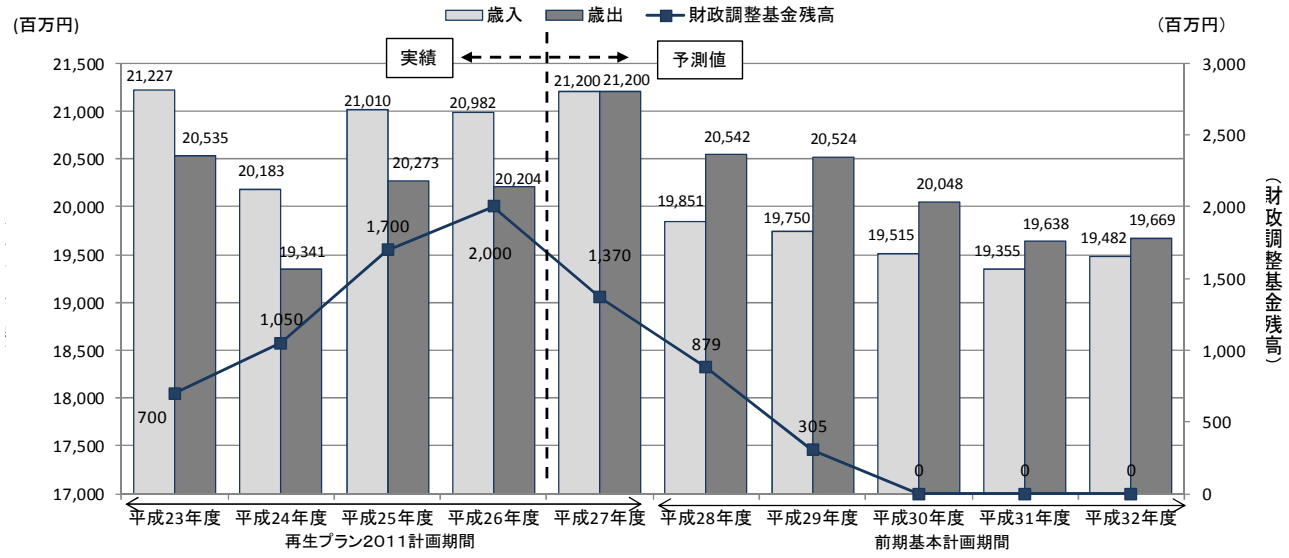

平成 27 年度は当初予算額
資料：総務課

３　前期基本計画における行財政改革の位置付け

平成 18 年度に策定した「第４次常滑市総合計画」と「常滑市新行政行革大綱」では、それぞれを別に作成したことから、その後の進行管理において整合を図ることが難しくなったため、結果として平成 20 年度以降に相次ぐ行財政改革の見直しをせざるを得なくなりました。

そうしたことから、前期基本計画においては、最少の経費で最大の効果を発揮させることを念頭に置き、歳入と歳出を総合的に勘案する中で必要な事業を実施するため、行財政改革の考え方を組み込むこととしました。

なお、行財政改革の取組については、これまでの再生プランにおける基本方針を踏襲し、行政サービスを本市の身の丈に合った水準とし、引き続き、持続可能な安定した財政運営の基礎づくりを進めることとします。

■第５次総合計画と行財政改革に係る考え方の位置付け

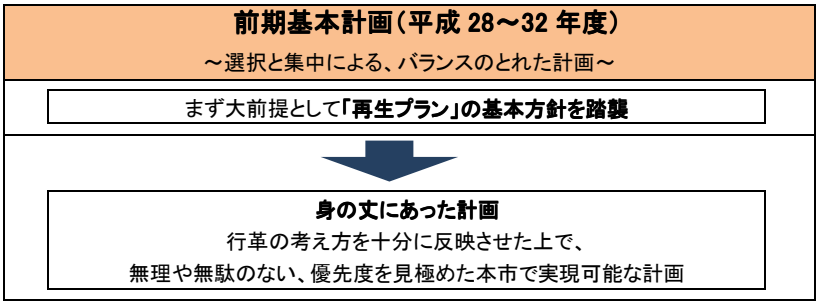

４　目標と目標達成に向けた具体的方策

これまでの再生プランの取組結果を踏まえ、前期基本計画期間中における目標と目標達成に向けた具体的方策は次の通りとします。

（１）一般会計の財源不足の解消

【目標】

平成 27 年２月時点の収支見込では、一般会計において前期基本計画の５年間で約 25 億円の財源不足が生じると予測しています。

支出の抑制を図り、財源不足額については所要の臨時的財政措置を講じることなどにより、計画期間中の各年度において赤字が生じないことを目標とします。

【具体的方策】

①投資的事業の抑制

再生プラン期間中においては、多屋線道路改良事業や常滑駅周辺土地区画整理事業、公共下水道事業について、全体計画の見直しや事業の繰り延べを行い、事業費を抑制することができました。

今後は、再生プラン時より抑制の度合いを緩和するものの、再生プラン以前には戻らないよう、財政的に無理のない範囲で事業を実施していきます。

なお、その他の投資的事業については、引き続き事業の効果や必要性を考慮し、事業の繰延べなどを行うことで、計画期間中の事業費削減に努めます。

②施設のマネジメント

再生プラン期間中においては、幼・保育園の統廃合・民営化、消防北出張所及び鬼崎公民館の廃止、陶業・陶芸関係施設を「とこなめ陶の森」として一元化するなどしてきました。

しかしながら、市が保有する公共施設はまだ多くあり、それらを維持するには多額の費用が必要となる一方、充当可能な財源には限りがあることから、将来的に現状の公共施設をそのまま存続することは極めて困難です。

今後は、施設の有効活用とコスト削減に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の人口構造や市民ニーズを捉え、施設総量の縮減を図り、また、施設の情報及びマネジメントの一元化による計画的な保全及び長寿命化を推進します。

また、保有の必要性が薄れた施設については、処分、若しくは貸付を図るなどして有効活用を図ります。

③民間活力の活用

再生プラン期間中においては、幼・保育園の民営化や指定管理者制度を活用する施設を拡大するなどして民間活力を活用しました。

今後は、厳しい財政状況下で効率的かつ効果的な公共施設の整備・管理等を進めるために、指定管理者制度の適切な活用や、ＰＰＰ※・ＰＦＩ※手法の導入検討、民間への業務委託など、民間のノウハウを最大限に活用し、コスト削減とサービスの向上に努めます。

④事務事業・行事等・補助事業の見直し

再生プラン期間中においては、連絡所の廃止、家庭ごみの減量化の推進など事務事業の見直し、敬老会の廃止や現代美術展の休止など行事等の見直し、補助事業の補助金額の削減を行いました。

今後は、原則として再生プランの考え方を継続し、各種事務事業の見直しや廃止等を行うことにより経費削減に努め、また、補助事業について効果的・効率的で公平に運用できるよう適宜見直します。

また、病院事業に対する一般会計からの繰出金については基準の範囲内とし、病院事業において経営健全化に努めます。

⑤職員人件費の抑制

再生プラン期間中においては、職員の給与及び職員数の削減により、職員人件費を抑制し、一定の成果を得ることができました。また、職員の世代交代が進み、若年層の割合が増加したことから、職員人件費全体の中長期的抑制につながりました。

再生プラン終了後においても、管理職の手当の一部については引き続き削減を継続し、図のとおり、職員人件費は横ばい状態が続く見込みです。今後も財政状況を考慮し、人件費の抑制に努めます。

■職員人件費の推移と見込み

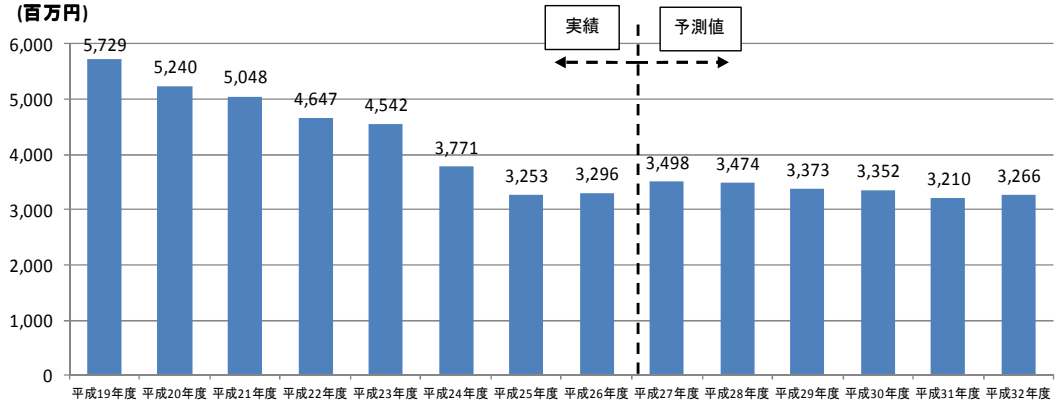

資料：総務課

⑥収入増加策の推進

再生プラン期間中においては、ボートレース事業から一般会計への繰入金の確保、企業誘致の推進、普通財産の売却・貸付、税収確保のため市税収納率の向上の取組、ふるさと納税制度の活用などを行ってきました。

今後は、再生プランの考え方を継続して市税収納率の向上に努めるとともに、お礼品の提供によるふるさと納税制度の活用や企業誘致などを推進します。また、市が所有する普通財産の売却・貸付に努めます。

ボートレース事業については、経営安定化や経営基盤強化に取り組み、一般会計への繰入れを計画的に行います。

（２）長期債務残高の削減

【目標】

長期債務残高については、市債の新規発行の抑制等により削減に努め、前期基本計画の最終年度(平成 32 年度)末において概ね 500 億円程度まで削減することを目標とします。

【具体的方策】

投資的事業の抑制による事業費の削減や、事業の繰延べなどにより市債発行を抑制し、残高の削減に努めます。

（３）財政健全化指標の改善

【目標】

財政健全化に関する４指標の目標は、以下のとおりとします。

①実質赤字比率※…普通会計について赤字が生じないことを目標とします。

②連結実質赤字比率※…全会計の連結収支で赤字が生じないことを目標とします。

③実質公債費比率※…前期基本計画期間中において13％未満への抑制を目標とします。

④将来負担比率※…前期基本計画期間中において、150％未満への抑制を目標とします。

【具体的方策】

①実質赤字比率

「（１）一般会計の財源不足の解消」の取組を着実に推進するとともに、一般会計等において実質赤字が生じないよう財政運営を進めます。

②連結実質赤字比率

水道事業会計、病院事業会計、モーターボート競走事業会計は、それぞれの経営計画に基づき、適切な財政運営を進めます。

特別会計は、経費の削減、合理化に努めた上で、所要の一般会計繰出金を確保することにより、適切な財政運営を進めます。

③実質公債費比率

一般会計、下水道事業特別会計における投資的事業の繰延べなどにより市債発行額を抑制します。

④将来負担比率

市債の新規借入を抑制するなど、長期債務は将来負担比率に配慮した適正規模とします。

（４）財政調整基金の確保

【目標】

財政調整基金※は、平成 26 年度末における残高が 20 億円あるものの、平成 27 年度以降、財源不足により取り崩す必要があると予測しています。

しかしながら、安定した財政運営を行うためには、財政調整基金を一定額確保することが不可欠のため、支出の抑制を図るとともに、歳計剰余金の１／２以上を積み立てし、前期基本計画の最終年度(平成 32 年度)末において、標準財政規模の概ね１割を目途に 12 億円以上の残高確保を目標とします。

【具体的方策】

行財政改革に関する取組を進めるなどして、一般会計において可能な限り財源を捻出し、財政調整基金に積立てします。

〈コラム〉

常滑市公式キャラクター「トコタン」

平成 13 年８月１日にボートレースとこなめのマスコットキャラクターとして誕生し、市制 60 周年を機に平成 26 年４月１日から市の公式キャラクターになりました。

平成 28 年２月２日には、本物の猫８匹のグループ“トコタン８（エイト）”が結成され、仲間になりました。

★トコタンのプロフィール★

１．出身地／愛知県常滑市
２．性　別／不明
３．誕生日／平成 13 年８月１日
４．身　長／約２ｍ
５．体　重／測定不能
６．趣　味／常滑焼の器に注いだ地酒で乾杯！セントレアからの旅行、ボートレース
７．好きな食べ物／どて丼、のり、あさり、メジロの干物、押し寿司

第１節　人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり

Ⅰ－１　健康・医療

（１）健康づくり

【現況と課題】

○生活習慣の見直しと健診体制の整備

生活水準の向上や医学の進歩により、平均寿命が延びています。しかしながら、食生活や運動不足を原因とする心臓病、脳血管疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病が増加しています。

そのため、生活習慣を改善するとともに、受診しやすい健診体制を整備する必要があります。

○健康寿命の延伸

平均寿命が延びる中、健康寿命も延ばすことが重要になります。

そのため、疾病の予防と健康診査による疾病の早期発見・早期治療が重要になるとともに、各種の健康診査、健康相談、健康に関する講座・教室等の開催など、健康づくり事業を充実する必要があります。

■一人当たりの医療費（平成 25 年 5 月分）

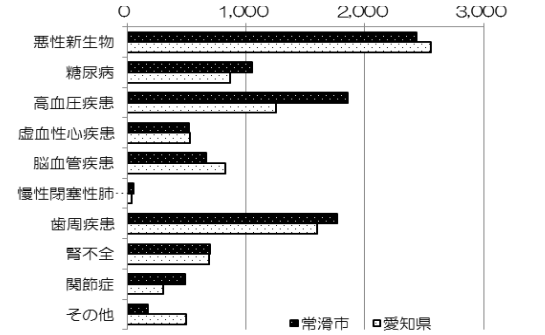

資料：健康推進課

■平均寿命と健康寿命（平成 22 年）

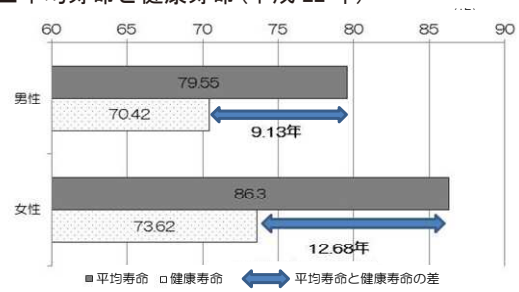

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

資料：健康推進課

【基本方針】

市民が健やかに生き生きと生活ができるよう、健康づくり事業等を推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　「第２期健康日本２１とこなめ計画」に沿って、生活習慣の見直しやがん検診等の健診体制の充実を図ります。 ・生活習慣病予防教室や講座等の実施【戦略】 ・がん検診等の実施【戦略】	健康推進課	1111
②　医療・福祉の連携などによる健康を支える地域づくりを図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。 ・予防接種と結核健康診断の実施 ・歯科健診や歯科保健講座等の実施 ・介護予防・日常生活の支援	健康推進課 高齢介護課	1112-1 1112-2

〈関連個別計画〉・第２期健康日本２１とこなめ計画（平成 27～36 年度）
・常滑市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）

（２）医療体制づくり

【現況と課題】

○「コミュニケーション日本一の病院」の実現

本市の医療の中核を担う市民病院は、平成 27 年５月に現在の場所へ新築移転し、保健センターも合築しました。市民の健康で安心な暮らしを守るため、①顧客コミュニケーション、②スタッフ間コミュニケーション、③地域連携コミュニケーションを図り、小さいからこそできる「コミュニケーション日本一の病院」の実現に向けて取り組んでいます。

常滑市民病院

また、市民病院は半田市との一部事務組合半田常滑看護専門学校の実習施設として位置付けられています。

○病院・医師団・歯科医師会・薬剤師会との連携強化

本市の医療機関は、市民病院のほか、診療所が 56 か所あり、２次医療（入院治療）を病院で行っています。高度化・多様化する医療需要に対応していくためには、より一層、病院・医師団・歯科医師会・薬剤師会との連携を強化する必要があります。

○救急医療体制

救急医療については、第１次救急医療として医師団の協力により休日の在宅当番医制を実施し、第２次救急医療として知多半島医療圏での病院群輪番制を実施しています。

また、知多半島医療圏における第３次救急医療として、半田市立半田病院の救命救急センターに第１次から第３次までの救急医療体制が整備されており、緊急時の救急医療体制の円滑な運用を図っています。

■救急医療体制

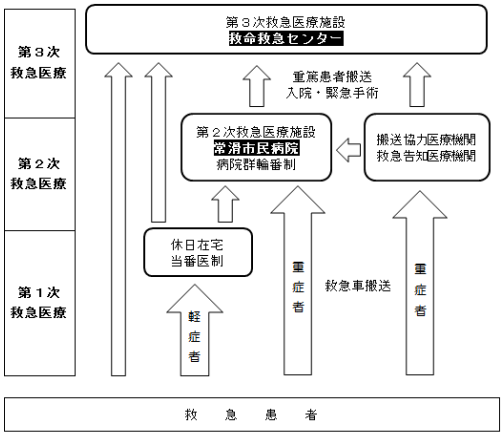

資料：病院事務局

○産科クリニック等の誘致

市民病院においては、平成 26 年 10 月から産婦人科がなくなり婦人科のみとなり、新築移転後においても常任医師不在のため、代務医師による診察を行っています。市民が安心して出産できるよう、産科クリニック、助産院等の正常分娩実施機関の市内への誘致が求められています。

【基本方針】

市民が安心して医療を受け、健康に暮らすことができるよう、「コミュニケーション日本一の病院」の実現を目指します。また、救急医療等の医療体制の整備・充実に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 市民病院について、「コミュニケーション日本一の病院」を目指して体制整備や職員研修に努めます。 ・訪問看護ステーションの整備及び実施【新規】 ・地域住民と市民病院医療者の対話促進(市内イベントへの参加等)【戦略】 ・経営健全化の実施(公立病院改革プランの策定及び推進)	病院事務局	1121
② 関係医療機関と連携し、地域医療及び救急医療体制の確保に努めます。 ・在宅当番医制の運営委託 ・第２次救急医療病院群輪番制病院の運営(負担金の支出) ・地域医療に関する懇談会の開催【戦略】 ・在宅医療連携システムの整備及び運用【戦略・新規】 ・産科クリニック、助産院等の正常分娩実施機関の誘致の検討【戦略・新規】	健康推進課 病院事務局 高齢介護課 企画課	1122

（１）結婚・出産・子育て支援

【現況と課題】

○少子化への対応

人口を維持するために必要な合計特殊出生率は 2.07 ですが、全国水準は大きく下回っており、本市においても同様です。

少子化の進行により、地域全体の活力低下など様々な問題が懸念されていることから、少子化に歯止めをかけ、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要になります。

○結婚・子育てを望むことができる環境づくり

本市の未婚率は、男女ともに 30 歳代以降が上昇傾向にあることから、未婚化・晩婚化が進んでいます。

若い世代が出会い、結婚し、子育てのできる環境づくりを進めることが重要になります。

■合計特殊出生率の推移

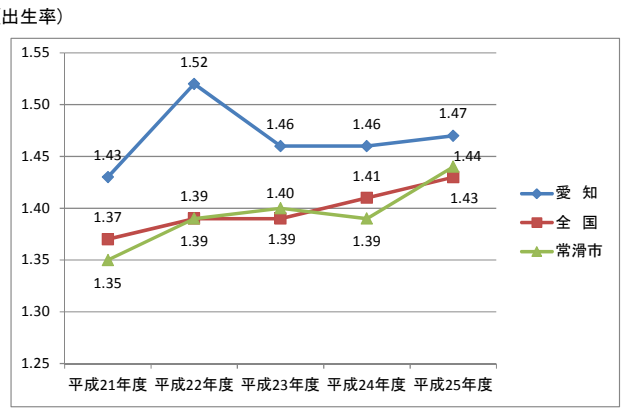

資料：健康推進課

■年齢別未婚率の推移

男

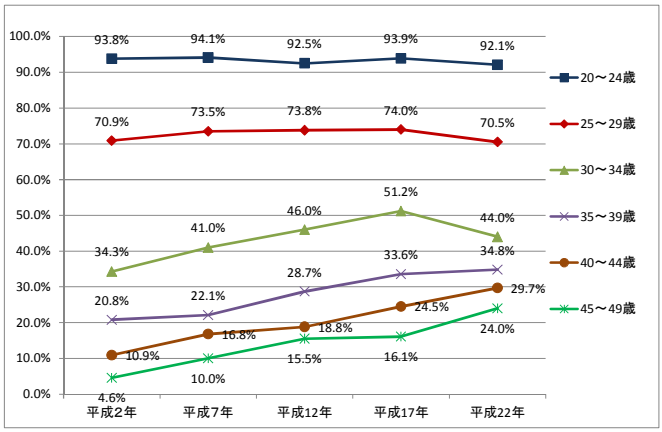

女

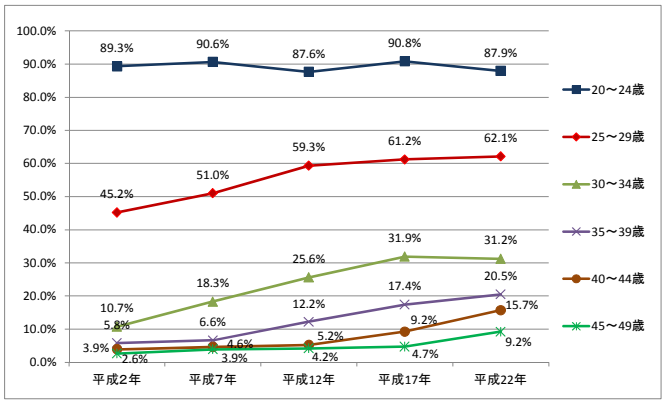

資料：国勢調査

〇妊娠期からの切れ目のない支援

核家族化や出産の高年齢化などにより、産後における不安や困難を抱える母親が増えています。

妊娠から出産、子育て期に渡り、母子手帳交付や乳幼児健診、赤ちゃん訪問などの母子保健事業と、常滑市子育て総合支援センターを中心に行う子育て支援事業との連携を強化して、切れ目のない支援をしていく必要があります。

子育て総合支援センター

〇子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成を充実する必要があります。

〇児童育成クラブの充実

本市には、放課後に子どもが安心して過ごせる遊び場や生活の場として児童育成クラブが 12 か所あります。

児童福祉法の改正により、平成 27 年４月から対象年齢が小学３年生までから小学６年生までに拡大されたため、需要動向を踏まえて拡充することが重要になります。

【基本方針】

出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 結婚を望む男女のために、結婚に向けた出会いの場づくりに努めます。 ・結婚に向けた出会いの場づくり（各種イベントの開催）【戦略・新規】	企画課	1211
② 乳幼児期の健康、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。 ・「妊娠・出産・子育て」の切れ目ない支援体制の構築及び支援の実施【戦略・新規】 ・妊婦・乳幼児の健診・相談・指導【戦略】 ・不妊治療費の助成【戦略】	健康推進課	1212
③ 子どもの健康増進、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を拡充します。 ・子ども医療費の助成及び充実（小学６年生までの通院医療費無料化）【戦略・拡充】	保険年金課	1213
④ 放課後に子どもを預ける場所や相談体制などを充実し、子育て家庭を支援します。 ・児童育成クラブの運営及び受入れ人数等の拡充【戦略・拡充】 ・子育て総合支援センターの運営（子育て相談の実施など）【戦略・拡充】 ・病児・病後児保育の実施【戦略】 ・ファミリー・サポート・センター※の運営委託【戦略】 ・一時保育※の実施【戦略・拡充】	こども課	1214

〈関連個別計画〉・第２期健康日本 21 とこなめ計画（平成 27～36 年度）
・常滑市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）

（２）幼児教育・保育サービスの充実

【現況と課題】

○多様化する教育・保育ニーズへの対応

本市には、公立の保育園が 11 か所、認定こども園が１か所、幼稚園が１か所、私立の認定こども園等が５か所あります。

近年、少子化の進行、共働き家庭の増加などに伴い、教育・保育ニーズが多様化しており、延長保育や休日保育など、ニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。

豊かな心を育てる保育

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することが重要になります。

【基本方針】

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 民間の幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所を誘致し、幼児教育・保育の充実を図ります。 ・市立保育園等の運営、長時間保育の実施【戦略】 ・民間保育園等の運営委託及び助成【戦略・新規】 ・小規模保育事業所の誘致、運営委託及び助成【戦略】	こども課	1221

〈関連個別計画〉　常滑市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）

（３）専門的な子育て支援と健全育成

【現況と課題】

○母子・父子家庭の支援

母子・父子家庭は増加傾向にあり、子育てと生計維持の役割を一人の親が担っているため、子育ての負担が増加していることから、日常生活支援、各種手当の支給、就労支援を行っています。

○児童虐待への対策

子育てに対する悩みやストレス等を要因とした児童虐待が社会問題となっています。育児ストレスや不安を抱える保護者をケアするために、相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関と連携して、虐待の予防、早期発見・早期対応が重要になります。

■母子・父子世帯数の推移

（単位：戸）

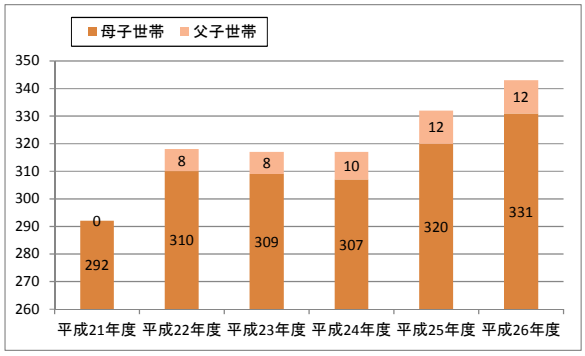

資料：こども課

○障がい児と青少年の健全育成

障がい児については、対応時期がその後の成長の過程に影響することから、早期発見・早期療育が求められています。

次代を担う青少年が心身ともに健康で自立した個人へと成長するために、学校、家庭及び地域における健全育成に取り組んでいます。

【基本方針】

母子・父子家庭への支援、障がい児や青少年の健全育成に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　母子・父子家庭等へ各種手当や医療費を助成し、また、就業促進に努め、自立を支援します。 ・児童扶養手当の支給 ・市遺児手当の支給 ・母子・父子家庭医療費の助成 ・母子家庭等日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣） ・母子家庭自立支援給付金の支給（資格取得費の助成）	こども課 保険年金課	1231
②　児童虐待防止対策等の充実に努めます。 ・児童虐待防止対策の実施 ・養育支援訪問の実施（養育の指導・助言）	こども課	1232
③　障がい児施策の充実に努めます。 ・障がい児のサービス給付費の支給 ・親子育児教室の実施（保護者への指導・助言） ・障がい児福祉手当の支給	こども課 福祉課	1233
④　青少年の健全育成に努めます。 ・市青少年問題連絡協議会と連携した対策の実施	こども課	1234

〈関連個別計画〉・常滑市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）
・第４期常滑市障がい福祉計画（平成 27～29 年度）

Ⅰ－３　福祉

（１）高齢者の支援

【現況と課題】

○健康で生きがいのある暮らし

本市の高齢化率は平成 27 年３月末現在 25.0％(全国 26.4％、県 23.4％)と高い水準にあります。また、ひとり暮らし高齢者の数は 1,686 人(平成 26 年度末現在)、認知症高齢者の数は 1,215 人(平成 26 年度末現在)となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市シルバー人材センターや市老人クラブの活動などの生きがいづくりや社会参加の促進を始め、いわゆる「2025 年問題」を見据え、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム※を構築する必要があります。

自宅での生活を希望する高齢者に対して在宅サービスの提供を行うとともに、認知症高齢者やその家族等を支援し、また、地域に密着した高齢者向け介護施設を整備することが重要になります。

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 高齢者を地域で支えるため、地域包括支援センター※の機能強化を図ります。 ・地域包括支援センターの業務委託【新規】 ・地域包括ケアシステムの構築及び運用【戦略・新規】 ・生活支援コーディネーター※の配置及び支援【新規】	高齢介護課	1311
② 高齢者の社会参加や生きがいづくりのため、市老人クラブ、市シルバー人材センター、ボランティア活動等を支援します。 ・市老人クラブへの助成 ・市シルバー人材センターへの助成 ・ボランティアポイント制度※の実施【新規】	福祉課 高齢介護課	1312-1 1312-2
③ 高齢者と認知症患者の在宅生活を支援します。 ・認知症初期集中支援チーム※の設置及び運営【新規】 ・認知症介護家族交流会・認知症カフェの運営支援 ・高齢者在宅福祉サービスの提供 ・ひとり暮らし高齢者の訪問及びサポートの実施 ・成年後見の周知・相談・申立支援	高齢介護課	1313
④ 地域に密着した高齢者向けサービス提供基盤(施設等)について、民間による整備を促進します。 ・小規模多機能型居宅介護事業所整備の促進 ・ケアハウス※整備の促進【新規】	高齢介護課	1314

〈関連個別計画〉・常滑市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画(平成 27～29 年度)

（２）障がい者の支援

【現況と課題】

○多様なサービスの提供

本市の障がい者数は、平成 27 年４月１日現在、身体障がい者は 1,804 人、知的障がい者は 372 人、精神障がい者は 356 人です。

障がい者の状況やニーズはそれぞれ異なることから、「障害者差別解消法」の視点からも相談体制の充実や専門の人材育成などが重要になります。

○就労の場の確保

本市には、障がい者の通所施設が４か所(デイセンターおおそ、ワークセンターかじま、ワークセンターしんめい、レインボーハウス)あり、障がい者の自立と社会参加に必要なサービスの提供や相談・支援などを行っています。

また、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場として障害者就労支援施設(ワークセンターかじま、ワークセンターしんめい、レインボーハウス)があります。

○生活の場の確保

本市には、知的障がい者が、世話人による日常生活の援助を受けながら共同生活するグループホームが６か所(なかいホーム、えのきどホーム、こころ、さくら、そよかぜ、大地)あります。

障がい者が自立して生活する場のニーズは高いことから、引き続き、関係機関と連携してグループホームを確保することが重要になります。

【基本方針】

障がい者の地域での生活の場・就労の場の確保を進め、自立の支援に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 各種サービスの提供や相談事業を通して、障がい者の生活や就労を支援します。 ・障がい者の生活・就労訓練費の支給 ・障がい福祉サービス支給に係る支援(サービス利用計画の作成等) ・障がい者相談の実施【戦略】 ・手話通訳等の派遣 ・成年後見事務、相談の実施 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する常滑市職員対応要領」の作成【新規】	福祉課	1321
② 障がい者が自立して生活する場として、グループホーム等の充実を図ります。 ・障がい者共同生活(相談、入浴・食事等)の支援 ・グループホーム等への支援【戦略】 ・精神障害者就労支援施設の運営(分担金の支出) ・障がい者への居宅介護サービスの提供 ・障がい者へのショートステイサービス※の提供	福祉課	1322
③ 補装具や日常生活用具の提供、各種手当の支給を実施するとともに医療費の助成を拡充します。 ・障がい者への補装具、日常生活用具の支給 ・障がい者医療費の助成及び充実【拡充】 ・障がい者手当の支給	福祉課 保険年金課	1323

〈関連個別計画〉・第３次常滑市障がい者基本計画(平成 24～29 年度)

・第４期常滑市障がい福祉計画(平成 27～29 年度)

（３）社会保障制度事業の適正な運営

【現況と課題】

〇国民健康保険事業の運営

高齢化の進行や高度な医療の普及などに伴い一人当たりの医療費が年々増加しています。国民健康保険事業の適正な運営に向け、保険税の収納率向上や国民健康保険財政の健全化に努め、国の施策に合わせた適切な体制を整えることとしています。

平成 30 年度からは、県が財政運営の責任主体となり、県下市町村とともに国民健康保険事業を運営することとしています。

〇後期高齢者医療制度事業の運営

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人及び 65 歳以上で一定の障害を持った人が、国民健康保険等の医療保険から移行し加入する制度で、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し適切な運用を図っています。

〇介護保険制度事業の運営

介護サービスのニーズや、「常滑市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、介護保険事業の円滑な実施に努めています。

また、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、適切な介護サービスの提供など、介護保険制度事業の適正な運営に努めています。

〇国民年金制度の周知

半田年金事務所と連携し、制度の周知や相談を行っています。

〇生活保護制度の運用

生活保護受給者は近年増加傾向にあるため、生活保護世帯の経済的・精神的な安定と自立の促進に努めるとともに、生活保護に至る前段階の自立支援策に取り組んでいます。

【基本方針】

誰もが安心して生活できるよう、医療や年金等の社会保障制度事業の適正な運営に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 特定健診・特定保健指導事業を中心に住民の健康の保持増進に努めるとともに、国民健康保険事業の健全運営に努めます。 ・国民健康保険事業の適正な運営 ・国民健康保険事業の広域化【新規】	保険年金課 健康推進課	1331
② 後期高齢者医療制度について、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営を推進します。 ・後期高齢者医療制度事業の適正な運営	保険年金課 健康推進課	1332
③ 市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、介護保険事業の円滑な実施に努めるとともに介護保険制度の適正な運営に努めます。 ・介護保険制度の適正な運営	高齢介護課	1333
④ 国民年金制度について、年金事務所と協力、連携し制度の周知を図り、理解の促進に努めます。 ・国民年金制度の周知・啓発・相談	保険年金課	1334
⑤ 生活保護に至る前の段階から、一人一人の状況に応じ自立に向けた相談支援などを実施します。 ・自立に向けた相談・支援 ・住居確保給付金の支給 ・生活困窮家庭児童等の学習支援	福祉課	1335

〈関連個別計画〉　常滑市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（平成 27～29 年度）
第二期常滑市特定健康診査等実施計画（平成 25～29 年度）
常滑市国民健康保険データヘルス計画（平成 28～30 年度）

Ⅰ－４　教育・文化

（１）学校教育の充実

【現況と課題】

〇次代を担う人材育成

本市には、小学校９校、中学校４校があります。児童生徒が確かな学力を身につけ、個性や能力を伸ばすため、各学校が創意工夫し、また、地域の特性に応じた学校づくりや教育活動に取り組んでいます。

グローバル化や高度情報化に合わせて、外国語指導助手（ＡＬＴ）による生きた英語を学ぶ機会の提供、タブレットパソコン※・電子黒板の導入などによる情報通信技術教育（ＩＣＴ教育）に取り組んでいます。また、理科教育の充実を図るために、創意工夫展等のものづくり事業も平成 27 年度から始めました。

今後も、時代の変化に対応して、各教科の指導の充実に努めるとともに、国際理解教育、情報教育、キャリア教育※、防災教育、食育等に取り組み、次代を担う人材を育成することが重要になります。

〇児童生徒が安心して教育を受ける環境づくり

いじめや不登校、虐待など、児童生徒を取り巻く環境は、学校だけにとどまらず広く社会問題となっています。また、特別支援学級や発達障害等の児童生徒の増加に伴い、一人一人の個別の事情に応じた特別支援教育が必要となっています。

児童生徒が安心して楽しく学校生活を送り、個性を伸ばしていくためには、スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※を始め関係機関、保護者や地域と協力、連携しながら問題解決に努めることが重要になります。

【基本方針】

安心して教育が受けられる環境づくりや次代を担う人材育成に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 幼児・児童・生徒一人一人を大切にし、個々に応じた教育と指導の充実を図ります。 ・特別支援教育の推進(適応指導教室の運営、スクールカウンセラーの派遣等) 【戦略】 ・理科教育(ものづくり事業等)、キャリア教育(職場体験など)の推進【戦略】 ・外国語教育の推進【戦略】 ・情報通信技術教育(ＩＣＴ教育)の推進【戦略】 ・郷土の賢人の功績を称える学習の実施	学校教育課	1411
② 保護者や地域と連携し、地域の特色を生かした信頼される学校づくりを進めます。 ・学校運営、教育活動に地域・人材が参画する仕組の活用【戦略・新規】 ・地域未来塾の開催【新規】	学校教育課	1412

〈関連個別計画〉　常滑市教育大綱　※平成 28 年度策定予定

（２）生涯学習・スポーツ振興

【現況と課題】

〇市民ニーズに合わせた生涯学習

生涯学習施設として、市民文化会館、青海・中央・南陵の３公民館、図書館（本館及び青海・南陵公民館に併設された分館）があり、各年齢層に応じた講座・教室・講演会等を開催しています。

〇スポーツを通した健康づくり

生涯スポーツ施設として、市体育館や武道場、温水プール、青海グラウンド等があり、大曽公園では野球場等の各種スポーツ設備が整備されています。市体育協会やスポーツ団体等と連携して、各種のスポーツ教室や大会の開催、スポーツ活動の場の提供、歩こまいとこなめふれあいウォークの開催など、スポーツ･レクリエーションの振興に努めています。

温水プール

生涯にわたって年齢や体力に応じてスポーツや健康づくりに取り組む必要があります。

〇海を生かしたスポーツ大会等の充実

本市では、海を利用して世界有数のトライアスロン大会（アイアンマンレース）やオープンウォータースイミング※の国内シリーズ戦、アクアスロン（水泳と長距離走を続けて行う競技）大会等が開催されています。今後も、海を生かしたスポーツ大会の開催、自然保護の意識を醸成する自然体験（地引網体験等）や海洋教育（ライフセービング教室等）を充実することが重要になります。また、自転車愛好家の増加に合わせて、サイクリングが楽しめる安全な環境づくりが必要になります。

トライアスロン大会（アイアンマンレース）

【基本方針】

市民ニーズに応じた生涯学習やスポーツ振興に努めるとともに、海を生かしたスポーツ大会等の充実を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 生涯学習施設における生涯学習活動・事業を実施します。 ・新成人祝賀式典の実施 ・青少年体験活動支援センターの運営(体験活動機会の提供) ・図書館の管理運営(指定管理) ・公民館の管理運営(指定管理)、各種事業の実施	生涯学習スポーツ課	1421
② スポーツ指導者の育成・確保に努めます。 ・体育指導者の養成、派遣 ・地域スポーツ指導者の養成	生涯学習スポーツ課	1422
③ スポーツ関係団体と連携し、スポーツ大会や各種レクリエーションの充実を図ります。 ・スポーツ・レクリエーション大会やスポーツ教室の開催 ・学校スポーツの支援 ・総合型地域スポーツクラブ※の設立・育成【新規】 ・市体育館の管理運営(指定管理) ・温水プールの管理運営（指定管理)	生涯学習スポーツ課	1423
④ 海を生かしたスポーツ大会等の充実を図ります。 ・トライアスロン大会(アイアンマンレース)の開催【戦略】 ・オープンウォータースイミング※の開催支援【戦略】 ・海を生かしたイベントや自然体験学習の充実【戦略】 ・サイクリングを楽しめる環境づくりの推進【戦略・新規】	企画課 生涯学習スポーツ課	1424

（3）文化振興

【現況と課題】

〇文化芸術活動の普及・振興

芸術・芸能活動等の発表会、市美術展等の展覧会の開催など、各種の文化事業を開催しています。

市文化協会や市美術協会を中心とした文化芸術団体の活動を支援するとともに、伝統的郷土芸能の保存・継承などの事業を行い、文化の普及･振興に努めています。

〇伝統文化の保存・継承

国指定３、県指定９、市指定 149 の合わせて 161 の有形･無形文化財を登録しています。また、地域においては、春の山車まつりや万歳等の伝統芸能が継承されています。

伝統的郷土芸能・地域文化については、地域が中心となって保存・継承に努め、有形･無形文化財については、市が中心となって保護に努めています。

天然記念物　多賀神社社叢（苅屋）

【基本方針】

市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現、伝統的地域文化の保存・伝承に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 市文化協会等関係団体と連携して、発表会や展示会、世代間交流による文化活動を推進します。 ・市美術展の開催 ・ふるさとの歌踊り講習会の開催 ・市文化協会への助成 ・市民文化会館の管理運営（指定管理）	生涯学習スポーツ課	1431
② 伝統文化・文化財の保存・継承、普及を図ります。 ・文化財防火訓練の実施 ・指定天然記念物の保存 ・市所有文化財の保存 ・市指定無形民俗文化財の継承	生涯学習スポーツ課	1432

第２節　安心・安全で環境にやさしいまちづくり

Ⅱ－１　防災・地域安全

（１）災害対応の体制づくり

【現況と課題】

○大規模災害への対策

平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を契機として、全国的に防災意識が高まりました。本地域においては、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われており、地震とそれに伴う津波への備えはもとより、風水害・土砂災害等、自然災害への備えも必要です。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るために、国や県の国土強靭化政策を踏まえながら対策を進める必要があります。

○自助・共助・公助の体制づくり

災害発生時に備えて、市民一人一人が「自らの命は自らが守る＝自助」「自らの地域は皆で守る＝共助」の意識を持つとともに、災害用資機材や非常食の備蓄が重要になります。

市では、災害に備え、津波避難ビルの指定や災害協定締結など、事業所や自治体間との連携強化を進め、地域では自主防災会として７団体が活動しています。

女性や子ども、高齢者、障がい者等の災害弱者の視点を取り入れながら、市民、地域、行政が、それぞれの役割を認識し、互いに支え合う体制づくりや人材育成などによる地域防災力を強化する必要があります。

市では、これまで、避難所等への防災倉庫の設置や非常食等の備蓄を進めてきました。引き続き備蓄等を進めるとともに、災害発生時に市民に迅速に情報を伝達する手段である防災行政無線を整備することとしています。

とこなめ防災ガイド

防災訓練の様子

【基本方針】

大規模地震や津波、風水害等の自然災害に対し、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るために、自助・共助・公助による防災体制の強化、防災意識の高揚、防災関連施設の整備等により防災力を総合的に高めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 防災マップの更新・配布、災害用品の備蓄など、市民への情報提供及び啓発に努めます。 ・ハザードマップの作成及び更新 ・防災ガイドの作成 ・各地区における防災啓発の推進 ・防災学習の推進	安全協働課	2111
② 災害対応マニュアルや災害時業務継続計画（ＢＣＰ）等の作成について検討します。 ・災害時業務継続計画の策定【新規】 ・災害対策本部の運営体制の検討(図上訓練等の実施) ・各種マニュアルの見直し ・地域防災計画の改定	安全協働課	2112
③ 災害時を想定し、自治体間や関係団体・事業所等との連携強化を図ります。 ・市町村間における災害時相互応援協定の締結推進及び体制整備 ・事業所や関係団体との協定の締結推進及び体制整備 ・事業所等との連携強化	安全協働課	2113
④ 自主防災組織、防災リーダー等の育成・支援による地域の防災力の向上に努めます。 ・自主防災活動への支援 ・自主防災会の設立支援(交付金の支給) ・防災リーダーの育成	安全協働課	2114
⑤ 災害時における要配慮者の確認などの体制づくりを推進します。 ・避難行動要支援者名簿の管理	福祉課 安全協働課	2115
⑥ 防災行政無線を整備します。 ・同報系デジタル防災行政無線の整備及び運用【新規】 ・多様な情報伝達手段の確保【新規】	安全協働課	2116
⑦ 非常食の備蓄や仮設トイレ、防災倉庫等の設置を推進します。 ・非常食の備蓄 ・避難所用資機材等の整備 ・防災倉庫及び仮設トイレの整備	安全協働課	2117

〈関連個別計画〉　常滑市地域防災計画

（２）消防・救急体制づくり

【現況と課題】

○消防・救急体制づくり

本市の常備消防である消防本部は、１本部１署２出張所（南出張所・空港出張所）で組織し、市民の生命・身体・財産を守っています。

空港の立地に伴い、消防・救急業務が高度化・複雑化していることから、様々な事案に対応できるよう、中部国際空港㈱や周辺消防本部等関係機関との連携や救急救命士の確保による体制強化に取り組んでいます。

市消防本部

今後も、迅速かつ的確に対応できるよう、消防・救急体制を充実する必要があります。

○大規模災害に備えた体制づくり

市内には、非常備消防として、４分団９班で構成する消防団及び地域における災害支援隊が組織されています。いつ発生するか分からない大規模災害に備えて、常備消防の充実はもとより、非常備消防の確保・育成に努めるとともに、市民参加の防災訓練の実施により防災意識を高める必要があります。

【基本方針】

緊急時や災害発生時において迅速に対応できるよう、消防・救急の体制強化を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 防災訓練の実施による防災意識の高揚に努めます。 ・防災訓練の実施	消防本部	2121
② 消防団、災害支援隊等の育成・支援に努めます。 ・消防団活動の実施 ・災害支援隊の育成 ・少年消防クラブの育成	消防本部	2122
③ 中部国際空港㈱等関係機関と連携し、航空機事故に対応できる体制を確保します。 ・中部国際空港消火救難・救急医療活動総合訓練等の実施	消防本部 病院事務局	2123
④ 救急救命士の養成を進めます。 ・救急救命士の養成	消防本部	2124
⑤ 消防車、救急車等の更新整備を推進します。 ・消防車両の更新	消防本部	2125

〈関連個別計画〉・常滑市地域防災計画
・常滑市消防団等再編計画（平成 22～平成 30 年度）

（3）災害に強い社会基盤づくり

【現況と課題】

〇災害に備えた社会基盤の改修等

道路、橋りょう、樋門、河川、上下水道等の社会基盤は、安全な市民生活の確保に重要な役割を果たしています。台風・集中豪雨や地震等が発生した際に都市機能を維持するため、社会基盤の改修及び耐震化、浸水防除について効率的に実施する必要があります。

〇民間木造住宅の耐震化

民間の持ち家は木造住宅が多く、また、建築後年数が経っている建物は耐震性が低下しているものもあります。

市では、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断と合わせて耐震補強工事への補助を実施しています。大規模地震に備え、制度の周知と活用による民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

〇老朽危険家屋対策

平成27年２月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。空き家等の適正な管理に関し、所有者や市民の意識を高め、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止するため、管理不全な建築物等に対する指導及び対策を推進します。

【基本方針】

道路の点検、調査の実施、海岸保全施設の維持・保全に努めます。また、民間住宅等の耐震化を支援し、災害に強い社会基盤づくりに努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 樋門、防潮堤等の海岸保全施設の維持・保全に努めます。 ・海岸保全施設の維持・保全	土木課	2131
② 急傾斜地崩壊対策を推進します。 ・県営急傾斜地崩壊対策工事の実施	土木課	2132
③ 雨水排水施設の整備を推進します。 ・雨水管路の整備（年間 10ha） ・排水路の整備	下水道課	2133-1 2133-2
④ 災害時給水拠点確保のため、上水道管路の耐震化を推進します。 ・災害時重要給水施設管路の耐震化 ・配水区緊急連絡管路の整備	水道課	2134
⑤ 民間木造住宅の耐震化を促進します。 ・民間木造住宅耐震診断の実施 ・民間木造住宅耐震改修費の助成 ・「常滑市耐震改修促進計画」の推進	都市計画課	2135
⑥ 老朽危険家屋の調査など、空き家等の適正管理を推進します。 ・空き家等の適正管理の推進	都市計画課	2136

〈関連個別計画〉・水道事業認可（第４期拡張変更）

・常滑市耐震改修促進計画（平成 28～32 年度）

（４）地域安全の環境づくり

【現況と課題】

○交通事故の増加

空港の開港に合わせて広域交通網が整備され、交通利便性は向上しました。市内の交通量の増加に伴い、交通事故発生件数は増加傾向にあります。

市では、子どもや高齢者を交通事故から守るため、小学校や保育園、市老人クラブ、子どもを守る会等の関係団体と連携し、通学路の安全対策や交通安全教育に取り組んでいます。

■交通事故発生状況（人身）の推移

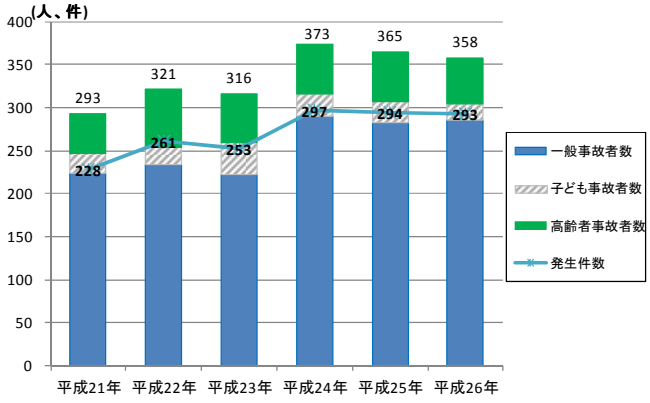

資料：常滑警察署

○地域や関係団体と連携した防犯活動

安全で住みよい地域社会を実現するため、区長・町内長等で組織された市防犯協会が中心となり、青色パトロールなどの防犯活動や啓発を行っています。

○安全な消費生活

ＩＣＴ（情報通信技術）社会の進展に伴い、消費者のトラブルは複雑・多様化し、相談件数は平成 20 年度の 24 件から平成 26 年度の 77 件と増加しています。

消費者のトラブル相談に対応できる消費生活相談員を確保し、迅速に対応しています。

【基本方針】

市民を交通事故から守るため、交通安全に取り組むとともに、地域防犯体制の強化や消費生活に係る相談体制の充実を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 交通安全施設の整備を推進します。 ・交通安全施設（照明灯、カーブミラー等）の整備	土木課	2141
② 子どもや高齢者等の交通弱者への交通安全教育及び通学路の点検を実施します。 ・交通指導の実施 ・高齢者による交通安全活動の支援 ・通学路の点検及び危険箇所等の改善	安全協働課 学校教育課	2142
③ 防犯ボランティアや自主防犯組織の育成・支援など地域防犯体制の整備を促進します。 ・市防犯協会への助成	安全協働課	2143
④ 消費生活相談員により、消費生活に伴う相談の充実を図ります。 ・消費生活相談の開催及び拡充【拡充】 ・消費生活啓発の実施 ・消費者への知識の普及 ・商品量目調査の実施	商工観光課	2144

〈関連個別計画〉　第９次常滑市交通安全計画

Ⅱ－２　環境保全・衛生

（１）ごみ減量化の推進

【現況と課題】

○ごみの減量化・資源化

平成 24 年３月に「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」を策定し、「４Ｒとこなめ５３０」※をスローガンとして、市民の協力のもと、家庭ごみの有料化や生ごみのたい肥化、資源物の分別など、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。その結果、１人１日当たりの家庭ごみ排出量は平成 21 年度の 667ｇから平成 26 年度には 535g に減少しました。こうした取組は、ごみ処理施設のクリーンセンター常武や常滑市一般廃棄物最終処分場の施設の延命につながっています。

今後も、新たに目標ごみ排出量を設定するなどして、市民の協力を得ながら、ごみの減量化・資源化に取り組むことが重要になります。

■家庭ごみ及び１人１日当たりのごみ排出量

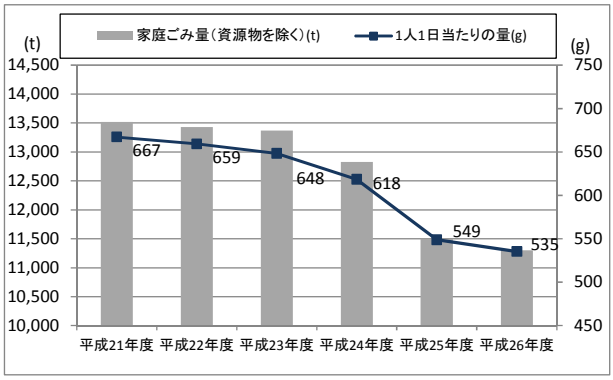

資料：生活環境課

○不法投棄対策

不法投棄監視員が市内を巡回し、公共の場への不法投棄物の早期発見・早期回収に取り組んでいます。また、市内のごみ集積場の巡回、ごみの出し方等の啓発などによる意識の高揚を図っています。

ごみ減量授業

○広域ごみ処理施設の整備推進

武豊町との一部事務組合常滑武豊衛生組合のクリーンセンター常武で行っているごみ処理については、処理施設が老朽化しており、また県では平成10年に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、ごみ処理施設の集約化を目指すこととしました。

こうした状況を踏まえ、知多南部地域の２市３町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町）で構成する一部事務組合「知多南部広域環境組合」において、知多南部地域のごみ処理を１施設に集約した新たなごみ処理（焼却）施設の整備を推進しています。

○資源回収の利便性の向上

地域の集積場 182 か所（平成 26 年度末現在）において資源物の分別収集を実施しています。また、収集時間内に資源物を持ち込むことが難しい家庭のために、平成 23 年 12 月に資源回収ステーションを開設し、平成 26 年 12 月からは、移転して開設日時や回収品目を拡大し、市民の利便性向上に努めています。

今後も、市民ニーズを把握しながら、利便性の向上に向けて検討していく必要があります。

資源回収ステーション

【基本方針】

限りある資源を有効活用して環境への負荷を軽減するため、市民の協力を得ながら、ごみの減量化及び資源化に取り組みます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 市民の協力を得ながら、更なるごみの減量化・資源化を推進します。 ・生ごみ減容機器設置報奨金の交付 ・家庭ごみの有料化 ・ごみ処理基本計画の改定	生活環境課	2211
② 監視の実施や投棄物の早期回収などにより、不法投棄対策を進めます。 ・不法投棄対策の実施(監視員による巡回、看板設置等)	生活環境課	2212
③ 広域ごみ焼却施設の整備を推進します。 ・広域ごみ焼却施設の整備(知多南部広域環境組合分担金の支出)	生活環境課	2213
④ リサイクル活動による資源化を推進します。 ・資源回収ステーションの運営委託【拡充】	生活環境課	2214

〈関連個別計画〉・常滑市ごみ減量化推進計画 2012(平成 24～27 年度)
・ごみ処理基本計画(平成 29 年度～)　※平成 28 年度策定予定
・知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期（平成 25～29 年度）

（２）環境保全の推進

【現況と課題】

〇環境保全意識

近年、環境保全や持続可能な社会の実現に向けた意識が高まっており、社会全体としての取組が求められています。

市では、再生可能エネルギー※の利用を促進するとともに、普及・啓発、環境への負荷の少ない環境保全意識の高揚に努めています。

〇丘陵地や海岸等の自然保護

本市には、伊勢湾に面した海岸線や東部に広がった丘陵地があり、また、一部の海岸では、ハマヒルガオ等の海浜植物やウミガメの産卵･ふ化が確認されています。

こうした多様な動植物の生育環境を保全に努める必要があります。

〇市民との協働による環境美化

平成 17 年 11 月から、公園、道路、海岸等の公共施設の美化・保全のため、市民や企業が里親となり、公共施設を養子に見立ててボランティアで管理する制度（アダプトプログラム）を開始しています。平成 26 年度末で、登録団体及び参加者数は98団体5,630人となっており、今後も制度への参加呼びかけに取り組むこととしています。

アダプトプログラム

〇公害の防止を図るための環境監視

市では、工場等、公害発生源となり得る場所への立入調査や指導、環境パトロール等を行い、公害防止に取り組んでいます。

大気、水質、騒音、振動等の環境監視を実施するとともに、平成 27 年１月に施行した「常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、無秩序な土地の埋立て等を防ぐための環境監視に努めています。

【基本方針】

快適な環境のもとで日常生活が送れるよう、市民と共に環境美化を進め、また、再生可能エネルギーの普及・啓発や環境監視による環境保全に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① アダプトプログラムの普及・促進に努め、市民と共に道路等の環境美化を進めます。 ・アダプトプログラムによる公共施設の環境美化	生活環境課	2221
② 再生可能エネルギーのＰＲ及び普及・促進に努めます。 ・啓発活動の実施	生活環境課	2222
③ 大気、水質、騒音、振動等に関する環境監視を実施します。 ・環境パトロールの実施 ・環境調査（大気汚染、水質汚濁、騒音等）の実施	生活環境課	2223

（３）環境衛生の推進

【現況と課題】

〇適切な生活排水処理

生活排水については、平成 27 年３月に策定した「常滑市生活排水処理基本計画」に基づいて適切な処理を推進しています。

浄化槽法により、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務付けられており、公共下水道事業計画区域外でのくみ取り便槽、単独処理浄化槽の使用者に対し、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

２市１町(半田市、常滑市及び武豊町)で構成する一部事務組合中部知多衛生組合で行っているし尿処理については、処理施設が老朽化しており、また、将来的に処理量が減少していくことから、施設の在り方や新たな処理方法等について関係自治体と検討を進めています。

〇高坂墓園・火葬場

高坂墓園は、昭和 60 年から供用を開始し、平成 26 年度末現在 853 区画が使用されています。今後も、需要に合わせて、墓所整備を進めることとしています。

また、火葬場については、施設や設備の老朽化が進んでいることから、修繕などを行い、適正な管理運営を行っています。

【基本方針】

衛生的で快適な環境の確保に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 適切な生活排水処理を推進します。 ・合併処理浄化槽の新設・転換への助成【新規】 ・浄化槽の適正管理の啓発 ・し尿の適切な処理(中部知多衛生組合分担金の支出)	生活環境課	2231
② 火葬場の適正な管理運営に努めます。 ・火葬場の管理運営	生活環境課	2232
③ 高坂墓園の墓所整備を推進します。 ・高坂墓園墓所の整備(新規区画の造成)	都市計画課	2233

〈関連個別計画〉　常滑市生活排水処理基本計画(平成 27～41 年度)

第３節　快適で住みやすいまちづくり

Ⅲ－１　都市環境

（１）公園緑地・水辺空間の整備

【現況と課題】

〇緑化の推進

緑地は、市民に潤いや憩いを与え、また、自然生態系の中で大気を浄化する役割があり、緑化を推進することは重要です。

市では、苗木の配付などにより緑化意識の普及・啓発及び緑化を推進しています。

〇公園の適正管理及び総合公園

公園や広場は、自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難の場等、多面的な機能を持った重要な施設です。現在、本市には、大曽公園始め 33 か所の都市公園のほか、小脇公園・前山ダム公園、18 か所の農村公園があります。都市公園のうち総合公園の常滑公園については、整備方針について検討する必要があります。

〇快適な水辺空間の確保及び活用

本市には、伊勢湾に面した南北約 19km の海岸線、大野・坂井の海水浴場、多屋海岸があり、さらに、りんくうビーチが整備され、市民の憩いの場所として利用されています。

水辺空間を快適で安全な場所として確保するため、老朽化した施設の改修、適切な維持管理に努めています。

また、りんくうビーチについては、広域からの集客力、魅力的なポテンシャルを生かし、民間活力を活用した管理運営により、にぎわいを創出することが重要になります。

多屋公園

小脇公園

りんくうビーチ

【基本方針】

まちの緑と公園、水辺について適正管理に努め、憩い、ふれあいの場として利用を促進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 緑化意識の普及・啓発に努めるとともに、緑化を推進します。 ・公共用地への植栽の実施 ・民有地緑化への助成 ・花いっぱいのまちづくりの推進(市民協働によるポット苗作り)	都市計画課	3111
② 都市公園等の適切な維持管理及び利用促進に努めます。また、総合公園の常滑公園の整備方針や大曽公園の在り方について検討します。 ・公園の維持管理 ・常滑公園整備の検討 ・大曽公園の在り方の検討	都市計画課	3112
③ 小脇公園、前山ダム公園や農村公園の適切な維持管理及び利用促進に努めます。 ・小脇公園の管理運営(指定管理) ・前山ダム公園の維持管理及び利用促進 ・農村公園の維持管理 ・里山林の整備(古場地区)	農業水産課	3113
④ りんくうビーチについて、民間活力を活用した管理運営及びにぎわい創出に努めます。 ・りんくう海浜緑地の管理運営(指定管理)【拡充】	都市計画課	3114
⑤ 坂井海岸の環境整備を推進します。 ・坂井海岸親水護岸の整備	土木課	3115

（２）景観形成の推進

【現況と課題】

〇やきもの散歩道の景観保全

昭和 49 年に市が設定したやきもの散歩道には、“陶のまち”常滑の代名詞とも言える窯屋やレンガ煙突、土管坂等があり、こうした独特な景観を求めて多くの観光客が訪れています。

市では、工場等の建物やレンガ煙突等の老朽化から、景観を守り将来に伝えていくため、平成 22 年４月に「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」を策定し、景観の保全に努めています。

レンガ煙突

〇景観の保全

丘陵地や海岸等の景観は、まちの貴重な財産です。自然の景観と歴史的な景観を保全し、まちの魅力づくりに生かしていくことが重要になります。

〇地域住民の意識の向上や修景への支援

地域住民や事業者の景観に対する意識の高揚を図るとともに、連続性のあるまち並み景観の形成のために建物等の修景に対する支援を行うなど、良好な景観形成に向けて取り組むことが重要になります。

【基本方針】

やきもの散歩道地区など貴重な財産である歴史的な景観の整備･保全に努めるとともに、地域において、修景による良好な景観の創出を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① やきもの散歩道等歴史的景観の整備・保全に努めます。 ・やきもの散歩道地区景観保全費用の助成【戦略】	都市計画課	3121
② 中部臨空都市や土地区画整理事業区域における良好な景観形成を促進します。 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の運用	都市計画課	3122

〈関連個別計画〉　常滑市やきもの散歩道地区景観計画

Ⅲ－２　都市基盤

（１）市街地等の整備

【現況と課題】

○常滑駅周辺の整備とにぎわい創出

常滑駅は市の公共交通の要衝です。しかしながら、近年、駅前ビルの商業テナントが閉鎖され、にぎわいが失われつつあります。

市では土地区画整理事業を施行して、駅東ロータリーの整備を進めています。イベント開催などによるにぎわいの創出など、中心市街地の活性化に向けて取り組むことが重要になります。

○良好な宅地環境の整備

市では、これまでに、空港の開港に合わせて土地区画整理事業を推進し、各々の事業地区においては、道路、公園、上下水道等の公共施設もあわせて整備し、良好な市街地の形成に努めてきました。

住宅に困窮する低額所得者向けの住宅として、約 280 戸の市営住宅を賃貸しています。

○立地需要を踏まえた土地利用

常滑駅西の工業地域等については、周辺部での土地利用の動向を踏まえながら活用方策について検討する必要があります。

また、多屋地区の国道 155 号東側沿道の農地については、位置的に沿道型商業施設の立地優位性が高い地区であり、農地保全を基本としつつ沿道サービス施設の立地需要を踏まえた土地利用と規制・誘導に向けた方策を検討することが重要になります。

【基本方針】

市街地等の整備、にぎわいの創出により、健全で良好な市街地の形成に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 常滑駅周辺土地区画整理事業を推進します。 ・常滑駅周辺土地区画整理事業の推進(駅東ロータリーの整備)	都市計画課	3211
② 土地区画整理事業を推進します。 ・常滑多屋土地区画整理事業の推進 ・常滑大谷土地区画整理事業の推進	都市計画課	3212
③ 低未利用地の利活用を検討します。 ・低未利用地の利活用の検討【戦略】 ・公益的施設用地の有効活用の検討	企画課	3213
④ 既存の工場跡地の利活用を促進します。 ・既存の工場跡地の利活用の促進	企画課	3214
⑤ 「常滑市都市計画マスタープラン」を改定します。 ・プランの改定	都市計画課	3215

〈関連個別計画〉　常滑市都市計画マスタープラン(平成 21～32 年度)

（２）道路交通網の整備

【現況と課題】

〇地域幹線道路等の整備

道路は、市民生活や産業経済活動の基盤として欠くことのできない都市施設です。本市を取り巻く地域幹線道路は、南北軸として知多半島道路や国道 155 号･247 号、東西軸としては、知多横断道路(セントレアライン)や(都)常滑半田線、(都)古場武豊線等があり、空港の開港に合わせて整備されたことにより、交通利便性の向上や地域の活性化に寄与しています。

今後は、市道も含め、地震災害対策として緊急輸送道路網を確保することが重要になります。

【基本方針】

地域の幹線道路の未整備区間や市道を整備し、交通利便性の向上や地域の活性化等に寄与するよう努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 地域幹線道路の整備を推進します。 ・国道 247 号（知多西部線)の整備 ・榎戸大高線の整備	土木課	3221
② 市道の整備を推進します。 ・多屋線道路改良の実施 ・一般市道の整備(市道 3628 号線(坂井地区)、石瀬線) ・狭あい道路の整備	土木課	3222

（3）公共交通の確保・充実

【現況と課題】

〇地域公共交通の確保・充実

市内には、公共交通機関として、名古屋鉄道㈱（常滑線、空港線）、知多乗合㈱（常滑半田線、常滑南部線）及び市が運営する北部バスがあり、市民及び空港利用者等の重要な移動手段としての役割を担っています。平成 27 年５月の新市民病院の開院、平成 27 年 12 月のイオンモール常滑の開業に伴い、知多乗合㈱及び北部バスのルート・ダイヤを見直しました。

平成 26 年度に開催された常滑市公共交通あり方検討会議では、今後、車を所有していない高齢者等の移動手段として、コミュニティバス等の新たな地域公共交通の確保が求められ、また、地域公共交通の維持には市民の積極的な利用が不可欠であり、確かなニーズ把握のもと、市民、行政、事業者が一体となって取り組むこととしています。

【基本方針】

地域間の調和ある発展を図るため、地域公共交通について、路線バスの確保や新たな交通手段の調査・検討を進めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 路線バスの確保、コミュニティバス等の調査・検討を行い、地域公共交通の確保・充実を図ります。 ・北部バスの運営 ・知多バス路線維持対策の実施（常滑南部線への補助） ・新しい地域公共交通の調査・検討【戦略】	安全協働課	3231
② 鉄道利用者の利便性向上のため、ダイヤ・運行本数の充実について、鉄道事業者へ要望します。 ・要望活動の実施	企画課	3232

（4）安定した給水と適正な下水処理

【現況と課題】

〇水の安定供給

昭和 30 年代から埋設されている配水管について、老朽化が進んでいる箇所から順次改修を進め、市内全域の水の安定供給に努めています。また、地震災害時にも供給できるよう、耐震管の整備を進めています。

〇適正な下水処理

下水道は、汚水処理による生活環境の改善と河川・海の水質保全及び雨水対策による浸水被害の防止の役割を担っています。

本市では、下水道の整備区域を順次拡大し、平成 26 年度末現在の普及率(下水道を利用できる環境になったかを示す指標)は 45.4%となっており、整備済区域の住民に下水道施設への接続促進に努めています。認可区域については、早期に整備する必要があります。

また、安定的な汚水処理を継続するため、関係機関と連携した汚泥の共同処理を推進します。

【基本方針】

安定した水道水の供給と計画的な下水道事業を推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 上水道施設の整備・更新を推進します。 ・老朽管の更新 ・老朽施設(配水場・ポンプ場)の更新	水道課	3241
② 公共下水道施設の整備を推進します。 ・汚水管路の整備(年間 10ha) ・空港関連汚水管路の整備 ・常滑浄化センターの整備	下水道課	3242
③ 浄化センターで発生する汚泥の広域処理について、関係機関と連携しつつ推進します。 ・広域汚泥共同処理の推進	下水道課	3243

〈関連個別計画〉・水道事業認可(第 4 期拡張変更)
・公共下水道事業認可(平成 28～32 年度)

（５）社会基盤の適切な維持管理

【現況と課題】

〇老朽化した社会基盤の維持管理

昭和 30～40 年代に整備された道路、橋りょう、上下水道等の社会基盤は、その多くが更新時期を迎えています。また、近年、大規模な自然災害の発生により、社会基盤の安全面に対する関心が高くなってきています。

今後は、社会基盤の老朽化対策及び維持管理について、限られた財源で効率的に対応する必要があります。

【基本方針】

老朽化した社会基盤について、効率的な維持管理を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 道路、橋りょう等の点検及び計画的な修繕を進めます。 ・道路ストックの修繕 ・橋りょうの修繕	土木課	3251
② 河川、海岸等の適切な維持管理を進めます。 ・河川、海岸の維持修繕	土木課	3252
③ 雨水排水施設の適切な維持管理を進めます。 ・雨水ポンプ場の更新及び耐震(多屋南部、榎戸)	下水道課	3253
④ 公共下水道施設の適切な維持管理を進めます。 ・常滑浄化センター設備の更新【新規】	下水道課	3254
⑤ 農業集落排水処理施設の適切な維持管理を進めます。 ・農業集落排水処理施設の更新及び耐震(坂井・広目・小鈴谷・前山地区)	下水道課	3255

〈関連個別計画〉　常滑市橋梁長寿命化修繕計画(平成 26～35 年度)

第４節　活力とにぎわいのあるまちづくり

Ⅳ－１　産業振興

（１）農業・漁業の振興

【現況と課題】

○農業の担い手確保と新たな取組の促進

本市の農業は、稲作を中心に、野菜やいちじく等の果樹の栽培、養鶏・酪農・養豚等の畜産業が行われています。農業従事者の高齢化が著しく、後継者不足等から農業就業人口や経営耕地面積はともに減少しています。

農用地を有効に利用する観点から、中核的な担い手となる認定農業者※の育成・確保、営農組織づくり、農業経営の基盤強化、担い手への農地集積を進めることが重要になります。

平成27年８月に、県を区域とする国家戦略特区のアグリ・フロンティア創出特区指定の受け、農家レストラン等を行う環境が整いました。今後は、農産品のブランド化や地産地消による販路の拡大、６次産業化※など、消費者ニーズや時代の変化に対応した農業経営を支援していくことが重要になります。

■農業就業人口の推移

（単位：人）

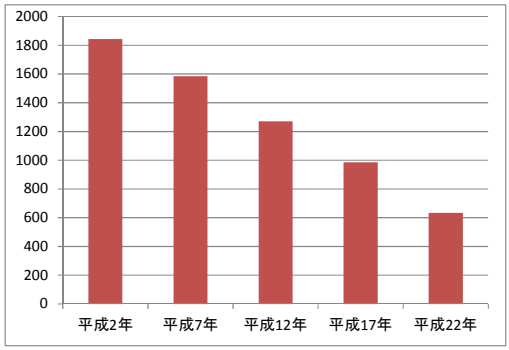

資料：農業センサス

■経営耕作面積の推移

（単位：ha）

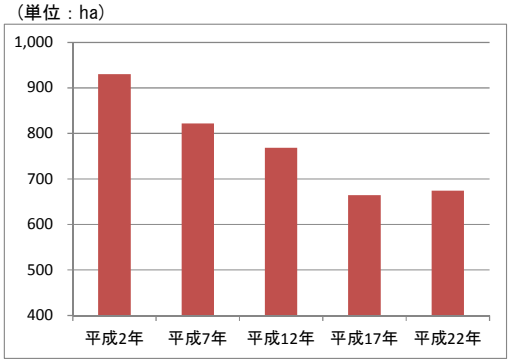

資料：農業センサス

○のり養殖を始めとした漁業振興

本市には、鬼崎・常滑・小鈴谷の３漁業協同組合があり、伊勢湾沿岸部において、のり養殖業、漁船漁業が営まれています。のり養殖業は盛んに行われており、本市の漁業収益の約８割を占め、今後も、効率的で安定した生産を確保する必要があります。

漁業者については、後継者不足による高齢化が進み、担い手の確保や漁業経営の基盤強化が必要であり、また、漁業の基盤となる漁港の老朽化が進んでおり、より安全で利用しやすく、円滑な漁業活動ができるよう、漁港機能の改善が重要になります。

■漁業経営体数の推移

（単位：経営体数）

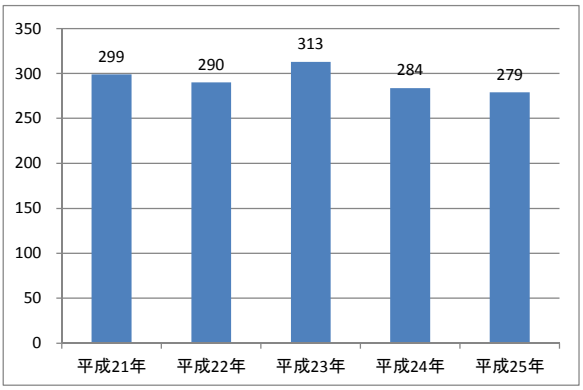

資料：県海面漁業生産統計調査

■漁獲量、のり養殖生産枚数の推移

（単位：t）　（単位：百万枚）

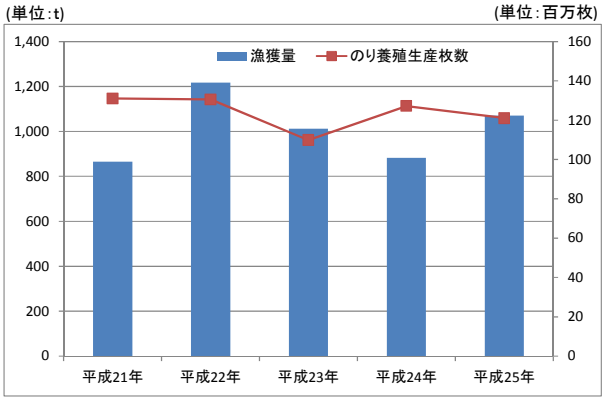

資料：農林水産統計
H25 は漁業・養殖業生産統計年報

【基本方針】

農地の有効利用、担い手の育成・支援に努めるとともに、農産物のブランド化や６次産業化※などの新たな取組を支援します。

のり養殖の振興を図るとともに、漁港整備や水産資源の維持・増加策を支援します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 農業経営体の育成・支援を推進します。 ・認定農業者※の育成・支援【戦略】 ・新規就農者の育成・支援【戦略】 ・農業経営基盤強化資金の利子補給【戦略】 ・農業経営体による農業機械等の整備に対する支援	農業水産課	4111
② アグリス常滑営農支援機構※が実施する畑作振興策を支援し、農地の有効活用を推進します。 ・営農支援機構における畑作振興事業の支援(負担金の支出)【戦略】 ・農地中間管理機構※による農地中間管理の実施	農業水産課	4112
③ のり養殖の総合的な振興策を推進するとともに、水産資源の維持・増加策及び漁業施設整備を支援します。 ・のり加工場の運営支援【戦略】 ・栽培漁業の推進(アサリ稚貝の放流)【戦略】 ・干潟機能の維持・回復 ・漁業施設整備の助成	農業水産課	4113
④ 漁港施設の機能保全を図ります。 ・漁港の機能保全の実施(鬼崎、小鈴谷)【戦略】	土木課	4114
⑤ 農業者の要望に合わせ、６次産業化への取組を支援します。 ・国家戦略特区による農家レストラン設置の支援【戦略】	農業水産課	4115

（２）商業・工業の振興

【現況と課題】

○地域商業の形態

本市には、５つの商店街(大野町商店街振興組合、多屋発展会、常滑商店街振興組合、西浦商店街発展会、鈴渓商店街振興組合)があります。立地条件や消費者ニーズの変化などによる空洞化、経営者の高齢化・後継者難、空き店舗の増加などにより厳しい状況にあります。

一方、中部臨空都市や幹線道路沿いにおいては、コストコホールセール中部空港倉庫店やイオンモール常滑等の大規模商業施設が立地するなど広域的な集客が進んでいます。

○工業の推移

製造品出荷額等は平成９年の 2,123 億円をピークに減少し、一旦回復傾向になったものの、平成 20 年９月のリーマンショック以降の全国的な景気悪化を受け、事業所数、従業員者数とともに減少しています。

■工業の推移

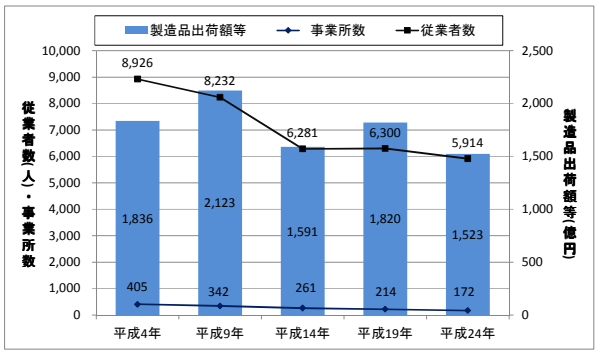

資料：事業所・企業統計調査（～H18）
経済センサス（H21～）

○常滑焼等地場産業の振興

本市の地場産業は醸造業と陶磁器産業です。陶磁器産業については、平成12年の製造品等出荷額1,623億円のうち793億円（48.8%）を占めていたものが、輸入品との価格競争や消費者の意識の多様化などにより、平成22年には1,541億円のうち320億円（20.7%）と規模、全体に占める割合がともに低下しています。

今後は、県の常滑窯業技術センター等との連携を図りながら、常滑焼のブランド力の向上、海外での販路開拓など、長期的視点に立って取り組むことが必要になります。

○とこなめ陶の森の充実

とこなめ陶の森は、平成 24 年４月から、焼き物文化の創造と発信の地、陶業・陶芸の研修の拠点、常滑焼の振興と伝承の地として、新たに資料館、陶芸研究所及び研修工房の３施設でスタートしました。

常滑焼の技術・伝統を後世に伝えるために、研修制度の充実、研修後の自立支援が重要になります。

○中小企業の振興

中小企業は、経済の発展や雇用の増進など、地域にとって重要な役割を果たしており、市では、平成27年７月に常滑市中小企業振興基本条例を施行し、常滑商工会議所とともに中小企業の振興、育成、支援することとしています。

○既存の工場跡地の活用及び新たな工場用地の調査・検討

本市には市内３か所の工業団地(久米、久米南部、大谷)があり、立地企業が活発に事業展開しています。

今後は、工場等の立地需要を踏まえて、市街地における工場跡地や内陸部の市街化調整区域における新たな工業用地の確保に向けて検討することが重要になります。

【基本方針】

日本六古窯の一つである常滑焼については、業界団体を中心として伝統技術を継承するとともに、ブランド力の向上や商品開発、販路開拓の促進、後継者育成による振興に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① とこなめ陶の森の充実を図ります。 ・とこなめ陶の森の管理運営(収蔵品の整理、展示リニューアル)	とこなめ陶の森	4121
② 常滑焼に関係する業界や団体と連携し、ブランド力の向上、人材(後継者)育成、市場開拓の取組を促進します。 ・長三賞の開催 ・焼き物業界実施事業(フェスティバル出展、新商品開発等)への支援 ・焼き物業界の後継者育成・就労支援【戦略・新規】 ・伝統技術の研修、ものづくりワークショップ等の開催【戦略・新規】 ・常滑焼等の販路開拓の支援【戦略】 ・常滑焼のブランド力向上の取組支援【戦略】	商工観光課 とこなめ陶の森	4122
③ 小規模企業等振興資金融資の利用促進などにより、中小企業の経営の安定化に向けて支援します。 ・小規模企業等振興資金の預託 ・常滑市小規模企業等振興資金融資信用保証料の補助 ・常滑商工会議所への助成 ・地元企業の振興等の調査・検討【戦略】	商工観光課	4123
④ 常滑駅前のにぎわいを創出し、活性化を図ります。 ・常滑駅前でのイベント実施の支援【戦略】	商工観光課	4124
⑤ 商店街の活動を支援します。 ・商店街街路灯設置への助成	商工観光課	4125
⑥ 既存の工場跡地の活用促進及び新たな工場用地の確保について調査・検討します。 ・企業誘致の推進【戦略】 ・内陸部工場用地の確保	企業立地推進室	4126

〈関連個別計画〉　常滑市陶業陶芸振興事業基金を活用した計画(平成 28～32 年度)

（３）観光振興

■観光地入込客数の推移

（単位：万人）

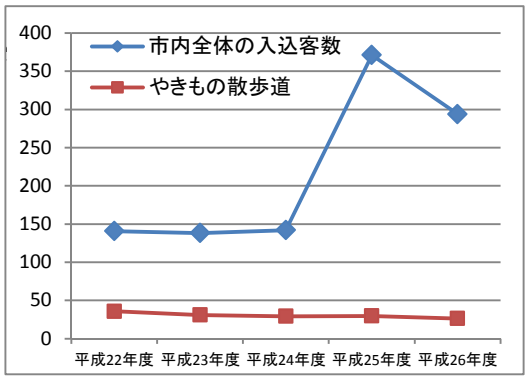

資料：商工観光課

【現況と課題】

○豊富な観光資源

本市には、空港や南北約 19 ㎞に及ぶ美しい海岸、伝統的工芸品の常滑焼とやきもの散歩道やセラモール、ＩＮＡＸライブミュージアム、盛田味の館、めんたいパークとこなめ等の企業による豊富な産業観光施設があります。

今後は、これらの観光資源を生かし、来訪者の様々なニーズに応えることが重要になります。

また、りんくう町に立地した大規模商業施設の来訪者をやきもの散歩道等の観光施設等へ誘導することにより、市内全域を活性化することが重要になります。

○やきもの散歩道の空き工場等

やきもの散歩道において空き工場や空き家が目立つようになっていることから、これらを利活用しながらやきもの散歩道の充実を図ることが重要になります。

やきもの散歩道

○広域的な観光振興

多くの観光客を誘致するためには、広域的に連携した取組が効果的となります。

平成21年に知多５市５町や民間企業等で設立した知多半島観光圏協議会においては、県や知多地域が連携し、お互いの観光資源を活用することで、魅力ある観光エリアとして全国に観光情報を発信し、広域観光の促進を図っています。

今後は、空港を起点として官民が一体となって外国人観光客を誘致する「昇龍道プロジェクト※」を生かした広域周遊型ルートの開発などにより、国内外からの誘客を増やすことが重要になります。

とこなめ招き猫通り

○外国人観光客(インバウンド)の誘致

国においては、東京オリンピック・パラリンピック開催の平成 32(2020)年に訪日外国人旅行者(インバウンド)数 2,000 万人、その先に 3,000 万人とすることを目標としています。

本市の外国人宿泊者数(平成 26 年)は、愛知県下で名古屋市に次ぎ２番目となっています。日本政府観光局(ＪＮＴＯ)認定外国人観光案内所の指定を受けた常滑駅前の常滑市観光案内所の役割はますます大きくなってきています。

今後は、外国人観光客を市内の観光施設等へ誘導し、市内において買い物や飲食等をしてもらうなど、地域経済へ波及させる仕掛けや取組が重要になります。

【基本方針】

観光資源を磨き上げ、受入体制の充実を図り、交流人口の増加と観光振興を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 中部臨空都市と既存の観光施設等との連携について検討します。 ・観光振興計画の推進	商工観光課	4131
② 市観光協会等と連携し、国内外からの観光客の受入体制の充実を図ります。 ・観光宣伝(観光マップ等の多言語化、マスメディアの活用)の実施【戦略】 ・市観光協会への助成 ・観光客受入体制の強化(ＤＭＯ※の調査・研究など)【戦略・新規】 ・無料公衆無線ＬＡＮ(Ｗｉ－Ｆｉ)設置の推進【戦略】 ・消費税免税制度を活用したショッピングツーリズム※の促進【戦略・新規】 ・各種イベントの開催支援及びＰＲ【戦略】	商工観光課	4132
③ 知多半島観光圏協議会等を活用して、広域的な観光振興を図ります。 ・知多半島観光圏協議会による広域的な観光振興の推進 ・広域観光周遊ルート「昇龍道プロジェクト※」の活用【戦略】 ・東海地区外国人観光客誘致促進協議会への参加	商工観光課	4133
④ 新たな観光資源の掘り起こしと既存の観光資源を磨き上げる取組を推進します。 ・新たな散歩道コースの検討【新規】 ・とこなめ招き猫通りの充実 ・観光拠点整備の推進 ・特産品を生かしたお土産・料理の研究・発信【戦略・新規】	商工観光課	4134
⑤ やきもの散歩道に点在する空き工場や空き家について若手の事業者等とのマッチングによる利活用を検討します。 ・やきもの散歩道における空き工場等の利活用の検討【戦略・新規】	商工観光課	4135

（4）雇用・勤労者の支援

【現況と課題】

〇働く場の確保及び雇用の促進

平成 16 年に空港の開港を機に設置した常滑市地域職業相談室では、求人自己検索機を利用した求人情報の提供や職業紹介を行っています。

空港の開港及び中部臨空都市への企業進出により、市内の働く場は増加しております。

引き続き、中部臨空都市等への企業誘致を推進し、働く場の確保及び雇用の促進に努めます。

〇勤労者の福祉向上

本市の事業所は小規模なものが多いため、大企業に比べて雇用環境や勤労者福祉の面で立ち遅れが見られることから、知多５市５町と労働福祉団体が協力して設立した一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター(わーくりぃ知多)への加入を促進し、勤労者の福祉向上に努めています。

〇ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き家庭が増加している中で、仕事と育児・介護との両立が難しい等の問題が生じており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)を推進することが重要になります。

【基本方針】

中部臨空都市等への企業誘致による働く場の確保及び市民の雇用促進に努めます。また、わーくりぃ知多を中心とした勤労者の福祉向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 雇用奨励制度を活用するなどして、市民の雇用を促進します。 ・雇用促進奨励金の交付【戦略】	企業立地推進室	4141
② 地域職業相談室とともに、求人・求職情報の提供を進めます。 ・地域職業相談室の運営	商工観光課	4142
③ 「わーくりぃ知多」への加入促進に努め、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図ります。 ・パートタイム労働者福祉対策事業の助成 ・「わーくりぃ知多」の運営(負担金の支出)	商工観光課	4143
④ 勤労者の持ち家を促進し、市内への定住を図ります。 ・勤労者への住宅資金の預託	商工観光課	4144
⑤ 仕事と生活が調和した社会の実現のため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 ・ワーク・ライフ・バランスの啓発活動【戦略】	商工観光課	4145

Ⅳ－２　空港・中部臨空都市

（１）空港との連携と空港・アクセスの機能充実

【現況と課題】

〇空港等との連携

中部国際空港は、成田国際空港及び関西国際空港に次ぐ日本で三番目の国際拠点空港として、平成 17 年２月に開港しました。そのインパクトを受け、交通利便性の向上、良好な宅地整備、中部臨空都市における物流企業やホテル、商業施設の進出など、まちは大きく変わりました。

中部国際空港

これまで、空港等関係機関と連携し、トライアスロン大会(アイアンマンレース)、セントレアでの盆踊り大会、知多半島観光物産展等を開催してきました。今後、ますますインバウンドの増加が期待されており、空港・中部臨空都市と一体となって、まちの活性化に向けて連携強化をしていく必要があります。

また、県において、空港島へ平成 31 年秋の開業を目標とする大規模展示場の整備計画が発表されており、その相乗効果を取り込むようにしていくことが重要になります。

〇空港機能の強化

中部国際空港は重要な国際拠点空港であり、より「安全で・安心な・安定した」サービスの提供が求められています。ＬＣＣ(格安航空会社)など需要拡大、平成 39(2027)年のリニア中央新幹線開業によるインパクトを地域に生かしていくためには、好機を逸することなく二本目滑走路の整備による完全 24 時間化など一層の機能強化を図る必要があります。

〇空港アクセスの強化

空港機能をバックアップする上でも、県が推進する国家戦略特区・有料道路コンセッション(有料道路の民営化)による、中部国際空港連絡道路の通行料金の引き下げやりんくうＩＣの出口増設、民間事業者による周辺開発など早期実現することが重要になります。

(都)西知多道路は、空港へのアクセスの充実、定時性の確保、利便性の向上、災害時における緊急輸送道路としての機能を有する重要な路線であり、早期整備の実現に向けて、県等関係機関とともに取り組んでいます。

また、名鉄空港線が整備され名古屋都心と鉄道で直結されたものの、鉄道事故発生時への対応が課題となっています。

【基本方針】

空港等との連携による、空港を生かしたまちづくりを推進し、また、空港機能の強化と空港アクセスの充実について関係機関とともに推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 空港等との連携によるまちづくりを推進します。 ・新規イベントの検討 ・知多地域の発展に向けた要望活動の実施 ・空港島に大規模展示場の整備とＭＩＣＥ※誘致【戦略・新規】	企画課	4211
② 空港機能の強化(完全 24 時間化)と空港アクセスの充実について関係機関とともに促進します。 ・中部国際空港の機能強化、需要拡大への取組推進 ・二本目滑走路の早期整備に向けた国等への要望 ・知多横断道路、中部国際空港連絡道路等の利便性向上に向けた取組推進	企画課	4212
③ (都)西知多道路及び名浜道路の早期整備に向けて国等へ要望します。 ・要望活動の実施	土木課	4213

（２）中部臨空都市（エアフロント地区）のまちづくり

【現況と課題】

○企業誘致の推進

空港島（約 107ha）及び空港対岸部（約123ha）の地域開発用地である中部臨空都市は、物流施設や大規模商業施設のみならず、マリーナ、ホテル、結婚式場等が立地し、非日常的な魅力的な空間となってきました。（平成 27 年 10 月 1 日現在の契約率、空港島 35.9%、空港対岸部 64.0%、合計 51.7%）

また、空港島の一部エリアが国際戦略総合特区アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の一つに指定されており、航空宇宙産業の育成・振興を図るとともに、早期企業立地に向けて県と連携しているところです。

今後も、特区を活用するとともに、次世代の産業技術やライフスタイルが創造・発信されるエアフロント・シティを目指し、県企業庁やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（ＧＮＩ）等との連携による企業誘致を推進する必要があります。

中部臨空都市

中部臨空都市の企業立地の状況

○中部臨空都市の魅力づくり

中部臨空都市に関しては、会員である立地企業とオブザーバー（県企業庁、常滑商工会議所、中部国際空港㈱及び常滑市）で構成する中部臨空都市まちづくり協議会が設立されています。

空港に隣接する中部臨空都市の魅力づくりを推進し、さらに市域全体で交流人口を受け入れるようにするため、地域全体で考え、取り組むことが重要になります。

【基本方針】

県とともに中部臨空都市へ商業施設等の企業誘致を推進するとともに、中部臨空都市の魅力づくりを促進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　中部臨空都市へのホテルや商業施設等の立地を促進します。 ・空港対岸部企業立地促進奨励金の交付【戦略】 ・中部臨空都市への企業誘致の推進【戦略】 ・中部臨空都市の魅力づくりの促進【戦略】 ・「アジアNo.１航空宇宙産業クラスター形成特区」を活用した企業誘致の推進 ・高度先端産業立地促進奨励金の交付【戦略】	企業立地推進室	4221

Ⅳ－３　シティプロモーション

（１）シティプロモーションの着手

【現況と課題】

○まちの魅力の創造と総合的･戦略的な情報発信

常滑焼まつり

本市には、常滑焼を始め醸造業の地場産業、山車等の歴史文化、トライアスロンの国際大会であるアイアンマンレース、常滑焼まつり等の大会・イベント、大野・坂井・りんくうビーチの海水浴場、中部国際空港など「焼き物と海と空のまち」と呼ぶにふさわしい、魅力ある地域資源が豊富にあります。

これからのまちづくりには、こうした地域資源を活用し、磨き上げ、まちの新たな魅力を高めることで市の独自のイメージを統一感を持った「常滑ブランド」として確立することが重要です。そして、総合的・戦略的に発信するシティプロモーション※を推進することで、「住んでみたい、訪れてみたい」と思われるようなまちへとイメージアップを図り、交流人口の増加、定住人口の増加、企業誘致の推進による働く場の確保につなげていく取組が重要になります。

とこにゃん

また、まち全体を「常滑ブランド」として確立し醸成していくことは、市民がまちの魅力を再認識し、ふるさととして愛着や誇りを持てるためにも重要になります。

【基本方針】

交流人口や定住人口の増加、企業誘致などを推進するため、シティプロモーションに着手します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 効果的なシティプロモーション※の在り方を検討し、推進します。 ・国内外をターゲットとしたシティプロモーションの推進【戦略・新規】 ・日本遺産※の認定申請及び活用（日本六古窯（常滑焼）、あいち醸造文化）【戦略・新規】 ・常滑市世間遺産※を巡る観光ルートの設定【戦略・新規】 ・山車まつり等の地域における伝統文化の支援及び発信【戦略】 ・ふるさと納税制度の活用によるＰＲ【戦略】 ・空き家を利活用した定住促進の検討【戦略・新規】	企画課 安全協働課 商工観光課 生涯学習スポーツ課	4311

■シティプロモーションのイメージ

シティプロモーションとは

通常の広報とは異なり、「地域資源（魅力）を発掘し、磨き上げ、その魅力を内外に発信し、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国・世界へ売り込むことで、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化を図る活動」のことです。

第５節　ともに創るまちづくり

Ⅴ－１　参画・協働

（1）協働によるまちづくり

【現況と課題】

〇協働の推進

高齢化や人口減少により、ひとり暮らし老人の増加や災害への備えなど行政だけでは対応できないことから、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組んでいく必要性が高まっています。

平成23年３月に策定した「常滑市市民協働推進指針2011」や平成26年２月に市長へ提出された「常滑市市民協働推進提言書」（常滑市市民協働推進委員会策定）を踏まえ、協働の推進に努めています。また、平成26年度には、市民との協働により市制60周年各種記念事業を実施しました。

今後ますます「自らのまちは自らがつくる」という、市民一人一人の自治意識を高めていくことが重要になります。

〇地域における絆づくり

生活スタイルの多様化や空港開港に伴う転入者の増加などにより、町内会への加入率は低下しています（平成 27 年１月末現在 72.7%）。

区・町内会等の自治組織は、防犯、防災や地域づくりにおいて大切な役割を果たしており、その重要性を啓発しながら加入促進を図り、自主的に活動できる組織を維持する必要があります。

また、市民が自らの地域の魅力や課題を認識するなど、地域への理解を深めるとともに、愛着や誇りを持つことが重要になります。

【基本方針】

「常滑市市民協働推進指針 2011」に基づき、協働のルールや仕組づくりを進め、市民との協働によるまちづくりを推進します。 また、地区行事の活発化を促進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 協働のルールや仕組をつくり、ボランティア・ＮＰＯの活動を促進します。 ・協働のルールや仕組の整備【新規】 ・ボランティア・ＮＰＯの活動の推進	安全協働課	5111
② 地区のまちづくりを活発にし、住民の絆づくりを促進します。 ・地区まちづくり講座の開催【戦略】 ・地区に関する情報の収集・発信 ・自治会等の重要性の周知 ・地区まちづくりの在り方検討 ・まちづくり事業費補助など地域活動の支援【戦略】	安全協働課	5112

〈関連個別計画〉　常滑市市民協働推進指針 2011

〈コラム〉

－市制 60 周年（平成 26 年度）記念事業は、市民との協働により実施しました－

60 常滑市制周年 『つなぐ』

～人と地域と伝統を次の世代へ～

本市は、平成 26 年４月１日をもって市制 60 周年の節目を迎えました。

平成 26 年度においては、地域の絆や世代間交流、国際交流など、人や地域のつながりを感じ、より強く育んでいく取組が常滑市の今後の飛躍につながることを願い、「つなぐ」をテーマに１年に渡り「常滑市制 60 周年記念事業」を実施しました。

まちづくりの主役である市民の主体的な参加により、２つの特別記念事業、８つの市主催事業、29 の協賛事業が実施され、市民が市の魅力を発見・再認識し、地域の絆を深め、将来的なまちづくりを考える良い機会となりました。

こうした取組の意思を引き継いで、今後のまちづくりにつなげ、人と地域と伝統を次の世代へ「つなぐ」よう取り組んでいきます。

特別記念事業

未来絵プロジェクト。

実施団体：
とこなめ未来絵ネットワーク

延べ１万人以上の市民が参加し、立体タイルアートを計 16 体制作し市役所等に設置。タイルアートを見ながら新旧市街地を行き来できる「未来絵（へ）の道」が完成しました。

特別記念事業

「常滑市の世間遺産」認定事業

実施団体：
知多半島ケーブルネットワーク㈱

誰の心の中にもある「未来に残したいもの大切にしたいもの＝世間遺産」を市民に広く募集し、約７千件もの候補が集まりました。その後、地域の人が地域のことを話し合う「サロン」を開催し、最終的に市内の 28 区を象徴する世間遺産を認定し発表しました。

協賛事業

とこなめ山車まつり

実施団体：とこなめ山車まつり実行委員会

市制 60 周年を市民自らが祝い、故郷との絆を深め、愛着を持ってもらうため、市民の手作りによって開催されました。

当日（10/12）は市内の山車 18 輌が市役所西駐車場に一堂に会し、囃子や万歳などの伝統芸能も披露されました。約 35,000 人の人が訪れ、大いに賑わいました。

（２）男女共同参画の推進

【現況と課題】

○男女ともに個性と能力が発揮できる社会づくり

男女の固定的な役割分担意識や女性への偏見は残っており、女性の自立や社会参加への妨げとなっています。平成 23 年３月に「第２次常滑市男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに社会の対等な構成員として、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会づくりを推進しています。

また、男女を問わず、仕事と子育てや親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間の問題を抱える人が多く、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）が課題となっています。男女がお互いを尊重し、家庭や職場等において、仕事と生活を両立しつつ個性と能力を十分発揮できるよう取り組むことが重要になります。

○ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の防止

ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力、ＤＶ）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害にもかかわらず、年々増加しています。被害者の相談体制の充実や被害を未然に防ぐ環境づくりが必要となり、またＤＶ被害には、暴力以外に経済的困窮等の様々な要因が複雑に絡んでいる場合があり、被害者保護のため関係機関や行政内での連携体制を充実する必要があります。

【基本方針】

男女が、お互いを尊重し、対等な立場で責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を目指します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 男女共同参画社会の推進団体を支援して意識啓発に努めます。 ・情報収集・発信による啓発 ・男女共同参画推進団体への助成 ・第２次男女共同参画プランの改定	安全協働課	5121
② 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大を図ります。 ・審議会等への女性登用の促進	安全協働課	5122
③ ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援など、暴力の根絶に努めます。 ・ドメスティック・バイオレンスに係る相談等の実施	福祉課	5123

〈関連個別計画〉　第２次常滑市男女共同参画プラン（平成 23～32 年度）

（３）国際交流・多文化共生の推進

【現況と課題】

○外国人が来訪し暮らしやすいまちづくり

昭和60年から平成23年までに、市民ボランティアによるＩＷＣＡＴ（とこなめ国際やきものホームステイ）において、夏休み期間中約40日間陶芸活動とホームステイなどの国際文化交流活動により、世界42か国から383人の参加者を受け入れてきました。また、ＴＳＩＥ（常滑市内児童生徒国際交流推進協議会）、常滑国際交流協会等の市民による国際交流の活動が活発に行われています。

空港開港後、海外からの来訪者は飛躍的に伸び、また外国人住民登録人口が約１．５倍に増加しています。互いに支え合う多文化共生の視点により、外国人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることが重要になります。

■ＴＳＩＥ派遣、受入国の実績

（平成７年度～平成 26 年度）

資料：ＴＳＩＥ

ＴＳＩＥ海外派遣団結団式

【基本方針】

多文化共生の視点で、外国人が来訪しやすい、暮らしやすいまちづくりを推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　常滑国際交流協会等と連携し、外国人が暮らしやすい環境整備（相談体制、多言語化）や国際交流を推進します。 ・外国人居住者の相談対応 ・行政情報の多言語化 ・国際化・多文化共生推進構想の策定及び推進【新規】	安全協働課	5131
②　ＴＳＩＥによる小中学生の国際交流活動を支援します。 ・児童生徒国際交流事業への助成【戦略】	学校教育課	5132

〈関連個別計画〉　常滑市国際化推進計画（平成 19～28 年度）

Ⅴ－２　行財政運営

（１）市民に信頼される行政運営

【現況と課題】

○職員一人一人の能力の向上

市民ニーズは複雑多様化し、きめ細かい行政サービスが一層求められています。

質の高い行政サービスを安定的に提供するため、職員の能力向上など人材育成を図る必要があります。

○ＩＣＴ(情報通信技術)を活用した行政運営

情報システムの全体最適化を目的にして平成 24 年１月から常滑市情報システム最適化事業を実施しています。

平成 27 年 10 月から始まった社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)※に的確に対応するとともに、第２次の情報システム最適化事業、電子申請の拡大及び証明書等コンビニ交付においてＩＣＴを活用して、より一層、市民の利便性向上と効率的な行政運営を推進していくこととしています。

【基本方針】

職員の意識・能力の向上に努め、また、ＩＣＴを活用し、市民に信頼される行政運営を推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 職員の適正な定員管理に努めるとともに、市民に信頼される職員の育成を進めます。 ・職員の適正な定員管理 ・多様な職員研修の実施 ・人事評価制度の導入及び実施【新規】	職員課	5211
② 個人情報保護や情報セキュリティに配慮しながら、ＩＣＴを活用した情報の適正な管理を推進します。 ・ＬＧＷＡＮ※・電子自治体推進協議会への参加 ・社会保障・税番号制度システムの整備 ・第２次常滑市情報システム最適化事業の運営	企画課	5212

〈関連個別計画〉・第６次常滑市定員適正化計画(平成 28～32 年度)

・第３次常滑市人材育成基本指針・推進計画(平成 25～29 年度)

（２）効果的な情報提供

【現況と課題】

○多種多様なメディアの活用による情報提供

市では、広報とこなめ、常滑市ホームページ、ＣＣＮＣ（知多半島ケーブルネットワーク㈱）等のケーブルテレビ、新聞等の様々な媒体を活用し行政情報を提供するなど広報活動に努めています。

ＩＣＴ(情報通信技術)が進展する中､インターネットやソーシャルメディア※等を活用して情報提供を更に充実させるため、フェイスブック※「ええね！常滑市」など各メディアの特性を生かして愛知県一の情報発信自治体を目指し、積極的・効果的な情報の発信に取り組んでいます。

【基本方針】

多種多様なメディアを活用して、市民に分かりやすく効果的に各種の行政情報等の発信に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① ソーシャルメディアを活用した情報提供を推進します。 ・フェイスブック等を活用した広報の実施	秘書広報課	5221
② 広報とこなめや市ホームページの充実を図り、また、ケーブルテレビ等を積極的に活用して情報提供します。 ・市ホームページのリニューアル ・ケーブルテレビを活用した広報の実施	秘書広報課	5222

（3）安定した財政運営

【現況と課題】

○引き続き想定される厳しい財政見通し

「第３章 前期基本計画における行財政改革」で記述したとおり、今後も厳しい財政状況が想定されるため、中長期的な視点に立って事務事業の節減合理化や収入増加策に取り組み、総合的、計画的に行財政運営を進める必要があります。

○統一的な基準による地方公会計の整備

現行の官庁会計は、現金収支により予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しています。現金主義会計は、単年度の現金収支を見るという短期的な視点では有効ですが、資産や負債等のストック情報や、減価償却費等のコスト情報が分かりにくいという課題が指摘されています。本市では平成 21 年度決算から、総務省モデルによる財務書類の作成・公表を行っています。

平成 26 年度には、国から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成 27 年度から平成 29 年度での整備を進めることとしています。

【基本方針】

引き続き想定される厳しい財政見通しを考慮しながら、安定した財政運営に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 各種事業の節減合理化や収入増加策に取り組み、計画的な財政運営を進めます。 ・効率的・効果的で持続可能な財政運営の実施 ・未利用地の売却などによる財源の確保 ・人件費の抑制	総務課 職員課	5231
② 統一的な基準による地方公会計を整備し、透明性の高い行財政運営を進めます。 ・市有財産の固定資産台帳の整備【新規】 ・統一基準での財務書類の作成【新規】	総務課	5232

（4）公共施設マネジメントの推進

【現況と課題】

〇公共施設マネジメントの推進

市では、昭和30年代から40年代の人口増加や経済成長に合わせて、行政サービスの向上と都市機能の充実を図るために、小中学校、保育園、文化会館・公民館・図書館等の公共施設を整備してきました。これらの施設は建設から40～50年が経過し老朽化が進んでおり、順次、大規模修繕や建替えの時期を迎えることから、財政負担の増大が懸念されています。

社会環境の変化や地域特性に応じた適切な行政サービスを提供し、また、安定した行財政運営を進めるためには、効率的・効果的な公共施設の管理運営による財政負担の軽減・平準化、将来的な人口減少を見据えた施設の適正配置、未利用の市有地の利活用等を推進する必要があります。

【基本方針】

公共施設の効率的・効果的な維持管理、未利用地の利活用による収入増加を図るため、公共施設マネジメントを推進します。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　「常滑市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントを推進します。 ・公共施設マネジメントの推進【戦略・新規】	企画課	5241-1 ～-14

〈関連個別計画〉　常滑市公共施設等総合管理計画

（計画期間中に築 40 年以上となる主な施設と考え方）
〇市庁舎・・・耐震基準不適合のため、耐震工事を実施
〇図書館・・・早期に耐震診断を実施
〇小中学校・・・計画的に大規模改修を実施
（予定）平成 28､29 年度:常滑東小、平成 30 年度:鬼崎中、平成 31 年度:鬼崎北小
〇常滑幼稚園・・・在り方を検討
〇保育園・こども園・・・計画的に改修を実施
〇北・南学校給食共同調理場・・・統合に向けて検討
〇公営住宅・・・木造等の平屋住宅は、現入居者の退去後に順次取壊し

（廃止した施設の考え方）
旧市民病院、旧保健センター、旧消防本部、旧保育園等は、民間売却に向けて検討

（５）ボートレースとこなめの適切な運営

【現況と課題】

○適切な事業運営の推進

ボートレースとこなめは、昭和28年に初開催し、これまで一般会計への繰出金総額は1,100億円余と市の財政に大きく貢献してきました。

しかしながら、長引く景気の低迷やレジャーの多様化などを背景に、年間総売上金額は、ＳＧ笹川賞を開催した平成９年度の795億円余をピークに年々減少しています。

■一般会計への繰出金の推移

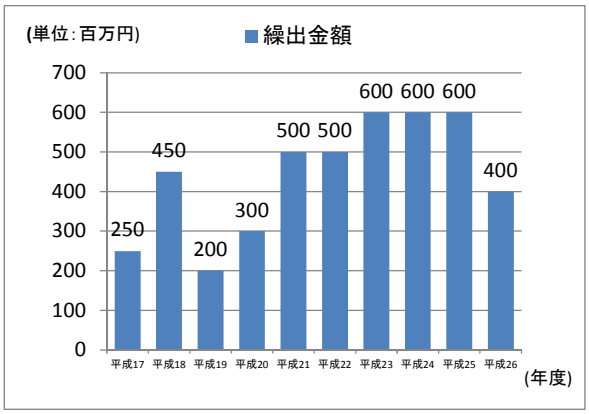

資料：ボートレース事業局

施設においては、旧スタンドは建設から40年余、新スタンドは30年余、トコタンホールは20年余が経過しており、また、競走水面は、昭和53年に設置した西防風ネットがあるものの、依然として西からの強風に弱いレース場となっています。

平成16年度から「常滑競艇経営合理化計画」を策定し、総合的・計画的に各種事業に取り組んできました。ボートピア川崎(平成10年)、ボートピア名古屋(平成18年)、オラレセントレア(平成24年)及びミニボートピア栄(平成27年)を場外発売場として、ウィンボとこなめ（平成21年）を外向発売所として開設し売上向上に努めています。

ボートレースとこなめ

さらに、平成28年度から、地方公営企業法を全部適用し、事業管理者の設置による経営責任の明確化や柔軟性と機動性を備えた効率的な企業経営体として事業運営に取り組むこととしています。

【基本方針】

常にファンの目線に立って各種事業に取り組むとともに、事業運営に当たっては、コスト構造を見直し、売上規模に応じて収益が出せるよう収益重視型の経営への改善を図ります。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
①　競艇場の施設やファンサービスの充実に努め、来場促進や売上向上を図ります。 ・場外発売の推進 ・地方公営企業法の全部適用【新規】 ・情報提供の充実 ・一般会計への繰出金の確保	ボートレース事業局	5251

〈関連個別計画〉ボートレースとこなめ第５次経営合理化計画(平成 28～30 年度)

Ⅴ－３　広域行政

（１）広域的な協力体制の整備

【現況と課題】

〇行政需要に対する広域的な対応

市では、中部知多衛生組合、常滑武豊衛生組合、知多南部広域環境組合、半田常滑看護専門学校管理組合、知多広域消防通信指令事務協議会、知多地区勤労者福祉サービスセンター、愛知県後期高齢者医療広域連合等に参加し、広域的に連携、協力することで住民サービスの維持・向上を図っています。

今後、国民健康保険事業など広域連携事業が増加していくものと考えられます。また、地方創生や平成 32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック開催、平成 39(2027)年のリニア中央新幹線開業に係る対応についても、周辺市町はもとより、更に広域的な対応を求められるケースが考えられるため、適切に対応することが重要になります。

【基本方針】

周辺市町等との広域的な連携を図り、より効果的・効率的な行政運営に努めます。

【主要施策】

内　　容	担当課	実行計画コード
① 広域連携について情報収集し、また、必要に応じて関係市町等と調査・研究します。 ・旅券発行事務の広域化に係る検討及び導入 ・広域連携に係る調査・研究	企画課 市民窓口課	5311

１　収支の見通し（一般会計）

「第３章　前期基本計画における行財政改革」の考え方に基づいて各種施策等を実施した場合における計画期間中の収支見込は、下表のとおりです。

期間中は、引き続き厳しい財政状況が見込まれ、単年度ごとの収支では、２億円～４億円規模の財源不足（下表③「歳入歳出差引」欄参照）が生じるものと予測されます。

その対応策として、再生プランに集中的に取り組んだ結果、積み立てることができた財政調整基金※を活用することで、一定の安定性を維持した財政運営が可能になる見込みです。

■収支見込（一般会計）

（注）算出に当たっての条件設定等

消費税は平成 29 年度から 10%、新規借入の起債利率は年率 1.0%とし、その他、「前期基本計画」に位置付けた事業の費用を可能な限り積み上げて算出しました。

（１）歳入　　（単位：百万円）

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自主財源	**13,797**	**14,148**	**13,860**	**13,846**	**13,884**
市税	11,639	11,759	11,416	11,460	11,503
ボート繰入金	200	400	400	400	400
その他	1,958	1,989	2,044	1,986	1,981
依存財源	**7,143**	**6,765**	**7,207**	**6,917**	**6,566**
交付税・譲与税	1,922	1,928	2,226	2,236	2,189
国・県支出金	3,609	3,673	3,527	3,478	3,555
地方債	1,612	1,164	1,454	1,203	822
歳入合計　①	**20,940**	**20,913**	**21,067**	**20,763**	**20,450**

（２）歳出　　（単位：百万円）

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
義務的経費	**9,037**	**9,107**	**9,318**	**9,266**	**9,359**
人件費	3,474	3,373	3,352	3,210	3,266
扶助費	3,477	3,608	3,852	3,966	4,042
公債費	2,086	2,126	2,114	2,090	2,051
消費的経費	**6,555**	**6,633**	**6,358**	**6,454**	**6,370**
物件費	3,586	3,524	3,535	3,665	3,546
補助費等	2,844	2,980	2,694	2,660	2,696
維持補修費	125	129	129	129	128
投資的経費	**2,702**	**2,396**	**2,453**	**2,010**	**1,633**
その他経費	**3,056**	**3,141**	**3,187**	**3,373**	**3,307**
繰出金	2,383	2,485	2,539	2,712	2,774
その他	673	656	648	661	533
歳出合計　②	**21,350**	**21,277**	**21,316**	**21,103**	**20,669**
歳入歳出差引③（①－②）	**△ 410**	**△ 364**	**△ 249**	**△ 340**	**△ 219**
財政調整基金の活用④	**410**	**364**	**249**	**340**	**219**
再差引（③＋④）	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**

資料：総務課

2　財政調整基金の見込

市の貯金にあたる財政調整基金※については、本計画を実施することにより下表のとおり推移する見込みです。

各年度の財源不足への対応として活用することにより残高は減少しますが、平成 32 年度末において約 12 億円を確保できる見込みです。

■財政調整基金の推移

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
歳計剰余金積立⑤	200	200	200	200	200
取崩⑥(＝④) （収支不足補てん）	410	364	249	340	219
年度末残高⑦ （前年度末残高＋⑤－⑥）	**1,590**	**1,426**	**1,377**	**1,237**	**1,218**

（参考：平成 27 年度末残高見込 18 億円）

資料：総務課

3　財政健全化指標の見込

財政健全化指標については、下表のとおりとなり、実質公債費比率※は平成 32 年度まで徐々に減少し、また、将来負担比率※については概ね 145～150％の水準で推移する見込みです。

なお、実質赤字比率※及び連結実質赤字比率※については、期間中に赤字とならないことから生じない見込みです。

■財政健全化指標の推移

（単位：％）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実質赤字比率	―	―	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―	―	―
実質公債費比率	**13.4**	**12.9**	**12.4**	**12.3**	**11.9**
将来負担比率	**149.0**	**148.8**	**148.9**	**146.7**	**148.5**

資料：総務課

4　長期債務残高の見込

市の市債残高及び債務負担行為※額をあわせた長期債務残高については、既に借入済の市債の返済を進めるとともに、新規借入を抑制することにより下表のとおり毎年度減少し、平成 32 年度末において約 500 億円となる見込みです。

■長期債務残高の推移

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市　　債	49,447	48,406	47,105	45,377	43,581
一般会計	22,238	21,406	20,931	20,199	19,121
特別会計	18,080	17,825	17,693	17,414	17,100
企業会計	9,129	9,175	8,481	7,764	7,360
債務負担行為	8,726	8,136	7,572	7,029	6,486
計	**58,173**	**56,542**	**54,677**	**52,406**	**50,067**

資料：総務課

第６章　計画の進行管理

本市が目指す将来の都市像を実現するためには、策定した計画について進行管理を行い、いかに効率的かつ効果的に推進していくかが重要になります。

そうしたことから、計画を推進するに当たっては、PDCA(計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action））サイクルに沿った進行管理を行い、施策の継続的な見直し・改善による柔軟な運用を図り、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するとともに実効性を確保していきます。

また、計画に記載していない施策についても、必要性及び緊急性を検討した上で推進していきます。

■PDCA サイクルのイメージ

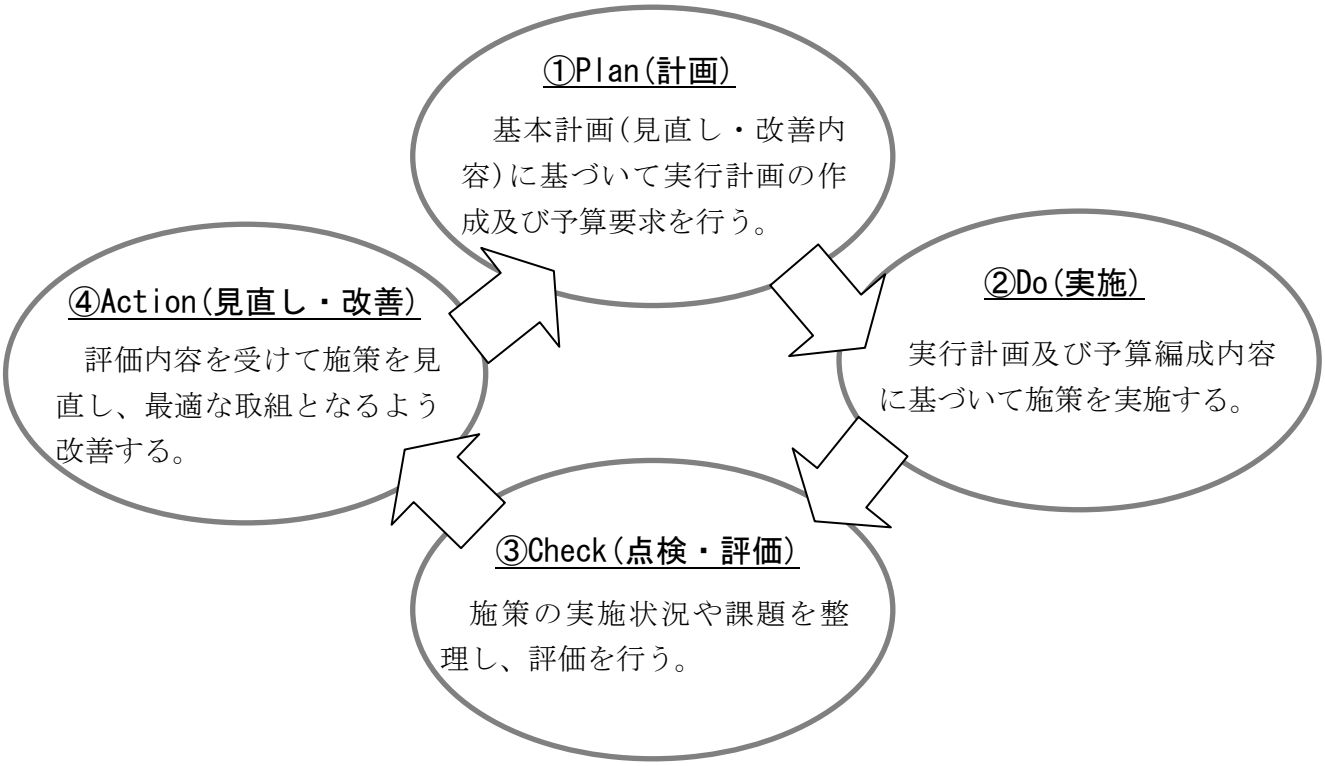

【策定体制】

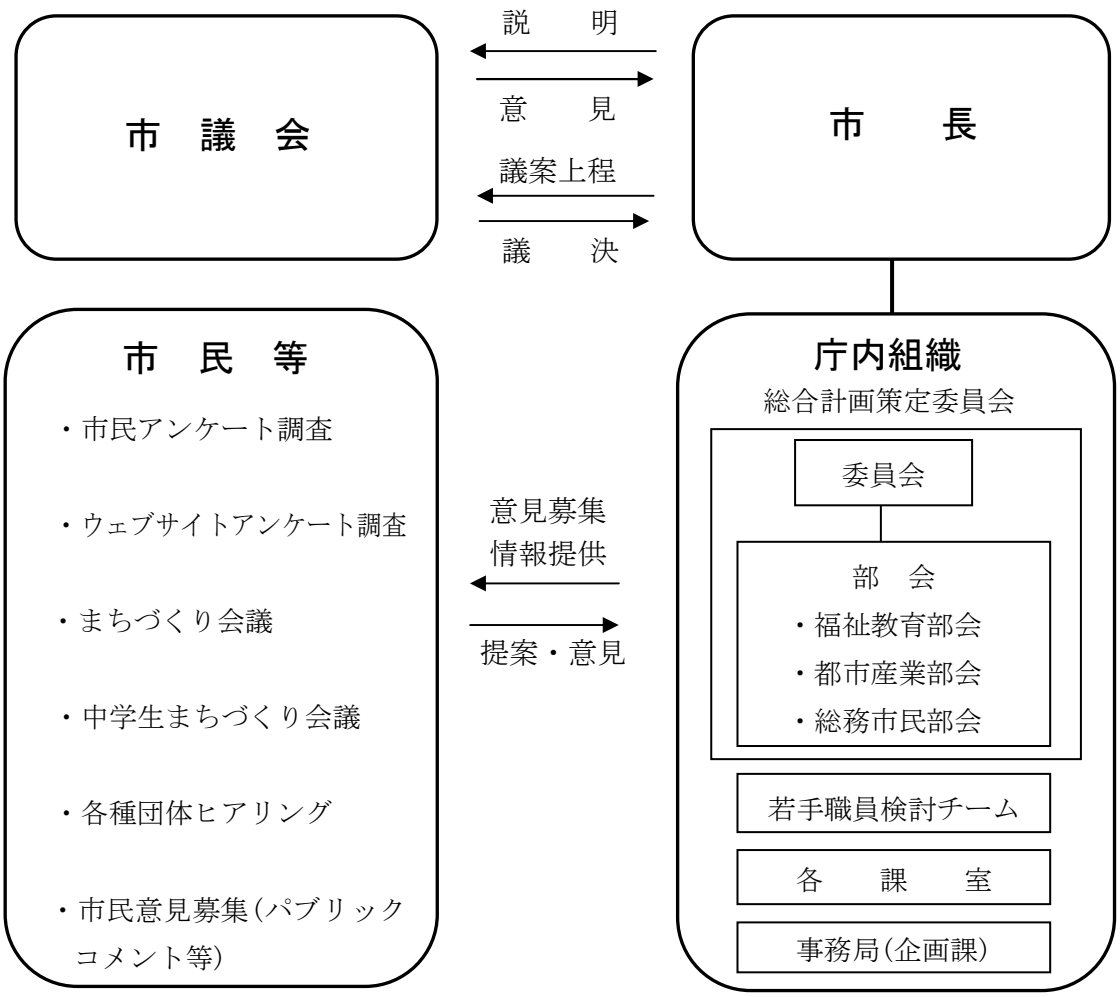

【策定に係る経過等】

1　市議会

日　　付	会　議　名	内　　容
平成 26 年　2 月 24 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画(仮称)の策定に係る考え方の説明
7 月 24 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画策定に関する基本方針の説明
10 月 27 日	市議会協議会	第４次常滑市総合計画点検・評価報告書、市民アンケート調査集計結果(速報版)の説明
12 月　2 日		市民アンケート調査集計結果を送付
平成 27 年　2 月 24 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画基本構想(素案)の説明
7 月 16～21 日	市議会勉強会	第５次常滑市総合計画前期基本計画(素案)の説明
8 月 24 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画前期基本計画(素案)の説明
10 月 26 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画基本構想(素案)修正版の説明
12 月　9 日	市議会定例会	第５次常滑市総合計画基本構想の策定について上程
12 月 15 日	市議会定例会	第５次常滑市総合計画基本構想審査特別委員会による審査
12 月 18 日	市議会定例会	第５次常滑市総合計画基本構想の議決
平成 28 年　2 月 24 日	市議会協議会	第５次常滑市総合計画前期基本計画(案)、前期実行計画(案)の説明

２　市民参画

（１）市民アンケート調査

○調査概要

・調査時期：平成 26 年８月７日～８月 27 日
・調査対象：市民 2,000 人（平成 26 年４月１日現在の 18 歳以上から無作為抽出）
・調査方法：郵送による配布・回収
・調査事項：回答者の属性、「住みやすさ」について、「空港開港に伴うまちの変化」について、分野別の満足度・必要度について　等
・回収結果：有効回収数 812 票　　回収率 40.61％

○広報

・広報とこなめ(平成 26 年 11 月号)、市ホームページで集計結果(速報版)(平成 26 年 11 月)として公表
・市ホームページで集計結果を公表(平成 26 年 12 月)

（２）ウェブサイトアンケート調査

○調査概要

・調査時期：平成 26 年 10 月～11 月
・調査方法：中日新聞社のウェブサイト「中日新聞プラス」においてアンケートを実施
・調査事項：①常滑市を知っているか、②常滑市へ行ったことのある場合、訪れた目的、③常滑市に対して連想する事や、印象的に思う事
・回答者数：1,836 人

（３）まちづくり会議

○開催概要

・開催時期：平成 26 年 11 月～平成 27 年３月
・会議の構成：市民公募委員 11 人、団体からの推薦委員 16 人、市職員６人の計 33 人
・実施方法：ワークショップ形式で実施。

○会議開催経過

日　　付	回　数	内　　容
平成 26 年 11 月 29 日	第１回	市の強み(良いところ)、弱み(悪いところ)の洗い出し、将来の都市像の検討
12 月 20 日	第２回	将来の都市像の検討、発表
平成 27 年　１月 27 日	第３回	分野別の強み(良いところ)、弱み(悪いところ)の洗い出し、今後の取組施策・アイデアの検討
２月７日	第４回	分野別の取組施策・アイデアの検討、発表
３月７日	第５回	分野別の強み(良いところ)、弱み(悪いところ)の洗い出し、今後の取組施策・アイデアの検討、発表

（4）中学生まちづくり会議

○開催概要

・開催日：平成 27 年１月５日
・参加者：市内４中学校の生徒 16 人（中学校につき４人）
・実施方法：ワークショップ形式で実施。市の強み（良いところ）、弱み（悪いところ）の洗い出し、今後のまちづくりについて検討、発表

中学生まちづくり会議参加者

（5）各種団体ヒアリング

○開催概要

・開催時期：平成 26 年 10 月～11 月
・実施団体：市内において各分野で活動している 32 団体
・実施方法：まちづくりに関する現況と課題、今後の在り方について、各団体に関わるテーマを中心にヒアリングを実施

（6）パブリックコメント

○第５次常滑市総合計画基本構想（素案）に関する意見募集

・募集期間：平成 27 年２月 25 日～３月 23 日
・市民周知：市ホームページ及び広報とこなめ３月号に掲載
・資料閲覧：市ホームページ、市役所等公共施設での閲覧
・提出方法：郵送、FAX、メールまたは持参
・意見総数：２件（１人）
・結果周知：意見に対する市の考え方について、市ホームページに掲載。広報とこなめ平成 27 年９月号に概要掲載。

○第５次常滑市総合計画基本計画（素案）に関する意見募集

・募集期間：平成 27 年８月 27 日～９月 25 日
・市民周知：市ホームページ及び広報とこなめ８月号に掲載
・資料閲覧：市ホームページ、市役所等公共施設での閲覧
・提出方法：郵送、FAX、メールまたは持参
・意見総数：19 件（３人）
・結果周知：意見に対する市の考え方について、市ホームページに掲載。広報とこなめ平成 28 年１月号に概要掲載。

3　庁内における検討等

（1）総合計画策定委員会

日　　付	回　数	内　　容
平成 26 年　5 月 20 日	第１回	第５次総合計画の基本方針の検討、将来人口推計の検討、市民アンケート調査結果、第４次総合計画の評価等
6 月 17 日	第２回	基本方針等の検討
9 月 24 日	第３回	第４次総合計画の点検・評価の検討、市民アンケート調査結果、まちづくり会議等の設置について
平成 27 年　1 月 13 日	第４回	基本構想(素案)の検討
1 月 29 日	第５回	基本構想(素案)の検討
6 月 19 日	第６回	前期基本計画(素案)の検討
7 月 14 日	第７回	前期基本計画(素案)の検討
8 月　4 日	第８回	前期基本計画(素案)の検討
10 月 6 日	第９回	基本構想(素案)修正版の検討
平成 28 年　2 月 2 日	第 10 回	前期基本計画(案)、前期実行計画(案)の検討

（2）総合計画策定部会

部会名等	開　催　経　過	内　容
合同開催	平成 26 年 5 月 20 日～12 月 24 日　計３回開催	総合計画(素案)・(案)の調査・検討
福祉教育部会	平成 26 年 9 月 9 日～平成 27 年 5 月 1 日　計４回開催	
都市産業部会	平成 26 年 9 月 11 日～平成 27 年 5 月 19 日　計７回開催	
総務市民部会	平成 26 年 9 月 5 日～平成 27 年 5 月 14 日　計４回開催	

（3）若手職員検討チーム

○開催概要

・開催時期：平成 26 年 10 月～平成 27 年３月

・会議の構成：市若手職員 16 人

・実施方法：ワークショップ形式で実施。

○会議開催経過

日　　付	回　数	内　　容
平成 26 年 11 月 11 日	第１回	市の強み(良いところ)、弱み(悪いところ)の洗い出し、将来の都市像の検討
12 月 10 日	第２回	将来の都市像の検討、発表
平成 27 年　1 月 15 日	第３回	分野別のＳＷＯＴ分析
2 月 18 日	第４回	分野別のＳＷＯＴ分析
3 月 18 日	第５回	分野別のＳＷＯＴ分析

4　その他

（１）第4次総合計画の点検･評価

○調査方法：担当課において、施策体系の小項目ごとに評価シートを作成

○調査事項：①部門別の取組状況、②点検・評価の取りまとめ

○広報

・広報とこなめ(平成 26 年 12 月号)、市ホームページで公表(平成 26 年 10 月)

【総合計画策定関係者名簿（敬称略・順不同）】

■まちづくり会議

	所属団体等	氏　名
委員	常滑市防災ボランティアリーダー会	後藤　重治
	男女共同参画ネットとこなめ	飯尾　美智子
	常滑国際交流協会	市原　昌
	常滑市市民協働推進委員会	大地　建興
	常滑青年会議所	富田　英稔
	常滑市社会福祉協議会	山下　圭一
	とこなめ子育て支援協議会	伊藤　ゆり
	常滑市民生委員児童委員連絡協議会	磯部　栄
	常滑市老人クラブ連合会	渡邉　克己
	530とこなめ	水上　幸枝
	常滑商工会議所	山田　東
	常滑市観光協会	藤井　良秀
	あいち知多農業協同組合	永田　栄司
	常滑水産振興会	竹内　政藏
	常滑市文化協会	二宮　祐子
	常滑市体育協会	相武　義隆
	一般公募	江端　元男
	一般公募	片山　達雄
	一般公募	齋田　みつ子
	一般公募	酒井　たまゑ
	一般公募	芝山　加奈枝
	一般公募	福井　秀貴
	一般公募	古川　正人
	一般公募	牧野　謙雄
	一般公募	皆川　貞香
	一般公募	山崎　知美
	一般公募	山中　和子
オブザーバー	福祉教育部会長（市福祉課長）	梅田　雄史
	福祉教育部会副部会長（市学校教育課長）	澤田　勝則
	都市産業部会長（市都市計画課長）	山崎　巖生
	都市産業部会副部会長（市商工観光課長）	赤井　英明
	総務市民部会長（市総務課長）	澤田　忠明
	総務市民部会副部会長（市安全協働課長）	瀧田　宜輝

オブザーバー：平成26年度時点

■中学生まちづくり会議

中学校名	氏　名	学年
青海中学校	高橋　龍一	2年
	都築　俊佑	2年
	加藤　祐名	2年
	竹内　志奈	1年
鬼崎中学校	大宅　梨央	2年
	吉川　海音	2年
	齋田伸五朗	2年
	髙橋　実愛	2年
常滑中学校	牧野　友海	2年
	冨塚日南々	2年
	千葉　彩海	2年
	齋田　裕夢	2年
南陵中学校	守山木乃芽	2年
	藪内　脩太	2年
	岩田茉奈美	2年
	杉山　豪	2年

学年：平成26年度時点

■ヒアリング団体

団体名	分野
常滑市青少年問題連絡協議会	青少年
とこなめ子育て支援協議会	子ども（子育て）
常滑市民生委員児童委員	福祉
常滑市老人クラブ連合会	福祉（老人）
常滑市手をつなぐ親の会	福祉（知的障害者）
常滑市身体障害者福祉協会	福祉（身体障害者）
公益社団法人シルバー人材センター	福祉（高齢者雇用）
常滑市ケアマネ部会	福祉
常滑市社会福祉協議会	福祉・保健
常滑市食生活改善協議会	保健
常滑市文化協会	文化
常滑市体育協会	体育
常滑市観光協会	観光
常滑商工会議所	商工業
常滑市商店街連合会	商業
とこなめ焼協同組合	焼き物
常滑陶磁器卸商業協同組合	焼き物
中部臨空都市まちづくり協議会	中部臨空都市
あいち知多農業協同組合	農業
常滑市水産振興会	水産業
530とこなめ	ごみ減量、環境
常滑市防災ボランティア	防災
常滑市子どもを守る会連絡協議会	子ども（交通安全）
男女共同参画ネットとこなめ	女性
常滑国際交流協会	国際交流
常滑市ボランティア連絡協議会	地域
常滑市市民協働推進委員会	市民協働
中部国際空港㈱	空港
常滑青年会議所	青年
知多半島ケーブルネットワーク（株）	情報・広報・地域
坂井区区是高志会	公募
ペンペン草	公募

■総合計画策定委員会及び策定部会

【委員会】

	職　　名	氏　　名	備　　考
委員長	副市長	栗本　儀則	
副委員長	副市長	山田　朝夫	(～平成27年7月31日)
	教育長	加藤　宣和	
委　員	総務部長	石井　隆光	
	企画部長	榊原　　進	
	福祉部長	岩田　久喜	
	環境経済部長	竹内　洋一	
	建設部長	谷川　　治	
	競艇事業部長	山口　　学	
	市民病院事務局長	山本　秀明	
	消防長	諏訪　富泰	
	教育部長	榊原　直樹	
	議会事務局長	澤田　忠明	
	福祉課長	梅田　雄史	福祉教育部会長
	都市計画課長	太田　　弘	都市産業部会長
	総務課長	庄子　　健	総務市民部会長

【部会】(◎印は部会長、○印は副部会長)

福祉教育部会	
職　　名	氏　　名
◎ 福祉課長	梅田　雄史
○ 学校教育課長	山崎　巌生
保健予防課長	山田　敬子
福祉課付課長(民生担当)	澁木　桂子
こども課長	古川　章江
保険年金課長	岩田　照巳
消防本部消防次長兼消防署長	渡辺　啓介
市民病院管理課長	伊藤　　学
学校教育課指導主事	榊原　寛二
生涯学習スポーツ課長	竹内　龍夫

都市産業部会	
職　　名	氏　　名
◎ 都市計画課長	太田　　弘
○ 商工観光課長 (兼企業立地推進室長)	赤井　英明
とこなめ陶の森館長	榊原　秀樹
農業水産課長	岩田　啓二
生活環境課長	谷川　宜隆
土木課長	城ヶ崎兼美
下水道課長	加藤　福敏
水道課長	伊藤　憲二
競艇事業部経営企画課長	岸田　耕平

総務市民部会	
職　　名	氏　　名
◎ 総務課長	庄子　　健
○ 安全協働課長	瀧田　宜輝
市民窓口課長	中野　旬三
税務課長	水野　真弓
秘書広報課長	中野　直樹
職員課長	小嶋　正義
消防本部総務課長	山本　和彦

【事務局：企画課】

職　　名	氏　　名
課長	水野　善文
主査	鯉江　剛資
主事	杉江菜穂子
主事	間瀬　啓太
主事	中本　卓真

■若手職員検討チーム

所　属	氏　　名	所　属	氏　　名	所　属	氏　　名
総務課	山田　悠介	こども課	杉村　里織	水道課	加藤　大尚
市民窓口課	森下　和菜	企業立地推進室	西平　武史	会計課	谷口　友梨
税務課	森　　要平	生活環境課	山下　菜実	消防本部総務課	門井　康祐
安全協働課	福留　由弓	土木課	森本　耕平	生涯学習スポーツ課	盛田　千穂
秘書広報課	柿田　寛之	下水道課	野崎　伸知	市民病院管理課	稲葉　泰輔
福祉課	井戸辺　由架				

平成26年度時点

【用語解説】

あ行

用　　語	解　　説
アグリス常滑営農支援機構	市の農業の持続的発展と産地化・ブランド化を目指して、農地の流動化、担い手育成・作物生産の推進に関する施策を企画、実行することを目的として、平成９年に(旧)知多農協内に設置された組織のこと。市の財政的援助と人的な協力のもと、畑作振興事業、農地利用集積円滑化事業を実施している。
一時保育	一時的に家庭での保育ができない子どもを、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園、幼稚園で保育をすること。
オープンウォータースイミング	海・川・湖等の自然環境を舞台にした水泳競技のこと。平成３年から世界水泳選手権の正式種目､平成 20 年からはオリンピックの正式種目となった。

か行

用　　語	解　　説
キャリア教育	児童生徒に望ましい勤労感・職業観を育み、将来に向けて主体的に進路選択をしていこうとする意欲を高めるために、職業体験学習だけでなく、小中学校での各教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連を図りながら推進する教育のこと。
ケアハウス	自宅で介護が受けられない低所得の高齢者や自立した日常生活に不安がある高齢者に対し、生活の場を提供するための軽費老人ホームのこと。
健「幸」	平成 27 年３月に策定した「第２期健康日本２１とこなめ計画」の基本理念「共に支え合い　健『幸』に暮らせるまち　とこなめ」から引用したもの。

さ行

用　　語	解　　説
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
財政調整基金	急な支出が必要となった場合などに対処するため、あらかじめ積み立てる貯金のこと。
債務負担行為	建設工事を施工したり、土地を購入する場合に、複数年にわたって債務を負担する契約を結ぶなど将来の財政支出を約束する行為のこと。
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。
実質公債費比率	借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。
シティプロモーション	通常の広報とは異なり、地域資源(魅力)を発掘し、磨き上げ、その魅力を内外に向けて総合的・戦略的に発信し、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国・世界へ売り込むことで、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化を図る活動のこと。

用　　語	解　　説
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	住民票を有する全ての市民に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度のことで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。
ショートステイサービス	居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのこと。
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)や将来支払う可能性のある負担金など、長期債務の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。
昇龍道プロジェクト	中部北陸９県が官民一体となって外国人観光客誘致を推進するプロジェクトのこと。
ショッピングツーリズム	ショッピング(買い物)を主要な目的の一つとする旅行のこと。
スクールカウンセラー	小中学校を巡回して、不登校あるいは不登校傾向の児童生徒のほか、教職員・保護者のカウンセリングを行う臨床心理士のこと。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人のこと。問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。
生活支援コーディネーター	地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行う人のこと。
総合型地域スポーツクラブ	種目・世代や年齢・技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブのこと。
ソーシャルメディア	人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の情報発信が行えるメディアのこと。

た行

用　　語	解　　説
タブレットパソコン	液晶ディスプレーなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、ペンや指で操作するパソコンのこと。
地域包括ケアシステム	自力で歩行ができず寝たきりとなる重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みのこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援する総合機関のことで、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを行っている。
常滑市世間遺産	市制 60 周年特別記念事業として実施した「常滑市の世間遺産」認定事業において、誰の心の中にもある「未来に残したいもの大切にしたいもの＝世間遺産」を募集し、約７千件の候補の中から、市内の 28 区それぞれを象徴するものとして認定したもの。

な行

用　　語	解　　説
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。
認知症初期集中支援チーム	介護や医療の専門職２名以上、専門医１名の計３名以上で構成し、認知症の早期診断・早期対応を促進する観点から、認知症が疑われる人の家庭を短期集中的に訪問し、観察・評価を行い、自立生活のサポート、適切な診断、医療や介護サービス機関へとつなげるチームのこと。
認定農業者	効率的で安定した農業経営を目指すため、市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(基本構想)に即して、５年後の経営目標を定めた「農業経営改善計画」を作成し、市に提出して認定受けた農業者のこと。
農地中間管理機構	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手(受け手)へ農用地の貸し付けを進めるための組織のこと。

は行

用　　語	解　　説
ファミリー・サポート・センター	子育て支援の一環として、地域の中で仕事や用事等で子どもの面倒をみてくれる人を求めている人(依頼会員)と、子どもの面倒をみてくれる人(提供会員)が会員となって、会員相互での子育ての助け合いを結び付ける制度のこと。
フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、ＣＭなどのロケーション撮影を誘致し、ロケ地に関する情報提供や相談、撮影への同行などを行い支援する組織のこと。
フェイスブック	インターネット上で人と人を双方向でつなぐソーシャルメディアの一つで、世界最大の交流サイトのこと。
ボランティアポイント制度	介護予防と地域の互助体制の構築を図るため、ボランティア登録した人が登録施設・事業所でボランティア活動を行った場合にポイントを付与する制度のこと。

ら行

用　　語	解　　説
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算して、赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの。

わ行

用　　語	解　　説
ワーク・ライフ・バランス	働く人が仕事上の責任を果たしつつ「仕事」と家事・育児・介護、地域活動やボランティア活動、趣味や学習などのあらゆる個人的活動を含む「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態のこと。

英数字

用　　語	解　　説
ＤＭＯ	Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・ＳＮＳ等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体のこと。
ＬＧＷＡＮ	Local Government Wide Area Network(総合行政ネットワーク)の略。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。
ＭＩＣＥ	企業等の会議（Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention)、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。ＭＩＣＥ誘致により、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上などが期待されている。
ＰＦＩ	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法で、ＰＰＰ手法の一つ。
ＰＰＰ	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。
ＳＮＳ	Social networking service の略。参加するユーザーが、趣味や友人、社会生活などの情報を公開しながら、幅広いコミュニケーションを行うコミュニティ型のインターネットサービスのこと。
４Ｒとこなめ５３０	ごみを減らすための４つの基本的な考え方、①Ｒｅｆｕｓｅ(断る：ごみを発生させない、ごみとなるものを家庭に持ち込まない)、②Ｒｅｄｕｃｅ(減らす：ごみの発生量を減らす)、③Ｒｅｕｓｅ(繰り返し使う：繰り返し使うことでものの寿命を最大限に生かす)、④Ｒｅｃｙｃｌｅ(資源化する：ごみとして出すものを資源化して再利用する)の４Ｒを推進し、１人１日当たりの家庭ごみ排出量５３０ｇまで減らす目標のこと。
６次産業化	第１次産業としての農林漁業と、第２次産業としての製造業、第３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。（１次(生産)×２次(加工)×３次(販売)＝６次産業化)

第５次常滑市総合計画
平成 28 年３月
編集：常滑市企画部企画課
〒479 - 8610　愛知県常滑市新開町４－１
TEL：0569-35-5111　FAX：0569-35-4329
URL:：http://www.city.tokoname.aichi.jp/
E-mail：kikaku@city.tokoname.lg.jp